官報
（号　外）
発行　内閣府
（原稿作成　国立印刷局）

目次

〔省　令〕
○刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令（文部科学一五）　一
○刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令（国土交通六〇）　三
○排水基準を定める省令の一部を改正する省令の一部を改正する省令（環境一七）　六
〔規　則〕
○刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則（国家公安委一〇）　七
〔法規的告示〕
○大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示（文部科学四九）　二五
〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　二六
特殊法人等
企業年金基金変更、弁理士登録、高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和四十一年通商産業省令第五十四号）第十一条の規定に基づく、令和七年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施について、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成九年通商産業省令第十一号）第百四条第五項の規定に基づく、令和7年度液化石油ガス設備士試験の実施について関係　六三
地方公共団体
教育職員免許状失効・取上げ処分関係　六七
会社その他
会社決算公告　七二

## 省令

○**文部科学省令第十五号**

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令を次のように定める。

令和七年五月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う文部科学省関係省令の整理に関する省令

（学校施設の確保に関する政令施行規則の一部改正）

**第一条**　学校施設の確保に関する政令施行規則（昭和二十四年文部省令第五号）の一部を次のように改正する。

別記第一号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

別記第二号様式中「左に」を「次に」に、「六箇月以下の懲役又は五千円」を「六月以下の拘禁刑又は二万円」に改める。

（私立学校教職員共済法施行規則の一部改正）

**第二条**　私立学校教職員共済法施行規則（昭和二十八年文部省令第二十八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （退職年金の決定の請求）<br>**第二十四条**　退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。<br>一～六　［略］<br>七　請求者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇されたときは、その旨<br>八～十　［略］<br>2・3　［略］<br>（職務障害年金の決定の請求）<br>**第二十七条**　職務障害年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。<br>一～八　［略］ | （退職年金の決定の請求）<br>**第二十四条**　退職年金について、法第二十五条において準用する組合法第三十九条第一項の規定による決定（以下「決定」という。）を受けようとする者（法第二十五条において準用する組合法第七十九条の三又は第七十九条の四の規定による一時金について、決定を受けようとする者を除く。）は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。<br>一～六　［同上］<br>七　請求者が禁錮以上の刑に処せられたとき又は公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇されたときは、その旨<br>八～十　［同上］<br>2・3　［同上］<br>（職務障害年金の決定の請求）<br>**第二十七条**　職務障害年金について、決定を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を事業団に提出しなければならない。<br>一～八　［同上］ |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| 九　加入者が拘禁刑以上の刑に処せられたとき又は公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇されたときは、その旨 | 九　加入者が禁錮以上の刑に処せられたとき又は公務員の場合における懲戒の事由に相当する事由により解雇されたときは、その旨 |
| 十・十一　［略］ | 十・十一　［同上］ |
| 2～4　［略］ | 2～4　［同上］ |
| 備考　表中の［ ］の記載は注記である。 | |

（銃砲刀剣類登録規則の一部改正）

**第三条**　銃砲刀剣類登録規則（昭和三十三年文化財保護委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

第三号様式中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

（技術士法施行規則の一部改正）

**第四条**　技術士法施行規則（昭和五十九年総理府令第五号）の一部を次のように改正する。

別記様式第五から別記様式第六の二まで中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則の一部改正）

**第五条**　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令施行規則（昭和六十二年文部省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をそれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （休業補償を行わない場合） | （休業補償を行わない場合） |
| **第一条**　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（以下「令」という。）第四条ただし書の文部科学省令で定める場合は、拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。 | **第一条**　公立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の基準を定める政令（昭和三十二年政令第二百八十三号。以下「令」という。）第四条ただし書の文部科学省令で定める場合は、懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため若しくは死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置されている場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置されている場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和二十七年法律第二百八十六号）第二条の規定による監置の裁判の執行のため監置場に留置されている場合とする。 |

（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則の一部改正）

**第六条**　高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則（平成二十二年文部科学省令第十三号）の一部を次のように改正する。

様式第一号及び様式第一号の二を次のように改める。

様式第1号（その1）（第3条、第10条、第11条関係）

年　月　日

殿

高等学校等就学支援金

□　受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

□　収入状況届出書（２回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。
（上の２つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）
□　この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。
□　この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や3年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

| | | | |
| --- | --- | --- | --- |
| ふりがな | | | |
| 生徒の氏名 | 姓 | | 名 |

| | | | |
| --- | --- | --- | --- |
| 生徒の生年月日 | 年　月　日 | | |
| 生徒の住所 | 〒<br>都道府県　市区町村 | | |
| 保護者等の電話番号 | | | |
| 保護者等の電子メールアドレス | | | |
| 生徒が在学する学校の名称 | | | |

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

| | | | |
| --- | --- | --- | --- |
| ①現在通っている高等学校等の在学期間 | 学校名<br>立 | 年　月　日　～<br>（うち支給停止期間等）<br>～　年　月　日 | 学校の種類：□全日制 □定時制 □通信制<br>課程：□本科 □専攻科 □別科<br>学科：□普通科 □専門学科 □総合学科 □その他 |
| ②過去に別の高等学校等に在学していた期間 | 学校名<br>立 | ～　年　月　日<br>（うち支給停止期間等）<br>～　年　月　日 | 学校の種類：□全日制 □定時制 □通信制<br>課程：□本科 □専攻科 □別科<br>学科：□普通科 □専門学科 □総合学科 □その他 |

【2．保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （１）次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。 | | | | |
| ① | □ | 親権者（両親）2名分<br>生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が２人存在する場合 | | |
| ② | □ | 親権者1名分（アまたはイのいずれかの□にレ印を付けてください。）<br>（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。） | | |
| | | □ | ア | 親権者の１人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合 |
| | | □ | イ | ・離婚、死別等により親権者が１人の場合、<br>・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の個人番号カードの写し等を添付できない場合　等 |
| ③ | □ | 未成年後見人□名分<br>親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合<br>（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。） | | |
| ④ | □ | 生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分<br>生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合 | | |
| ⑤ | □ | 主たる生計維持者1名分（アまたはイのいずれかの□にレ印を付けてください。） | | |
| | | □ | ア | 主たる生計維持者の１人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合 |
| | | □ | イ | ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、<br>・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、<br>・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が１人だった場合、<br>・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合　　等 |
| ⑥ | □ | 生徒本人<br>親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合　等 | | |
| （２）次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。 | | | | |
| ⑦ | □ | 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合 | | |

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦の□にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。）

| 氏名（ふりがな） | 生徒との続柄 | 氏名（ふりがな） | 生徒との続柄 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| 生年月日　年　月　日 | | 生年月日　年　月　日 | |
| □ 生活扶助を受けている。 | | □ 生活扶助を受けている。 | |

上記保護者等のその年の１月１日現在（申請又は届出を行う月が１～６月の場合には、その前年の１月１日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。）

| 都道府県　市区町村 | 都道府県　市区町村 |
|---|---|
| □ 日本国内に住所を有していない。 | □ 日本国内に住所を有していない。 |

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3．確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

□ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

学校受付日　　年　月　日（学校において記入。）

（別紙）

## 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

## 記入上の注意

【１．高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第１学年から第３学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年４月１日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第３号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年４月１日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（１～３学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【２．保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の２第１項、第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の２第２項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ　【２．保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
　②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。

ハ　【２．保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ　【２．保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。
　（注）　医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

## 留意事項

イ　都道府県（文部科学省）が就学支援金が支給される月の属する年度（当該月が４月から６月までの月であるときは、その前年度）の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額等を個人番号を利用して確認します。

ロ　「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第７項に規定する個人番号カードです。

ハ　４月に入学した新入生は、原則として４月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ　個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ　過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ヘ　２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請をしてください。

ト　偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ　収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ　個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

ヌ　保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第1号（その２）（第３条、第10条、第11条関係）

年　月　日

殿

# 高等学校等就学支援金

☐ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（２回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の２つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や３年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ふりがな | | | | |
| 生徒の氏名 | 姓 | | 名 | |

| | |
|---|---|
| 生徒の生年月日 | 年　月　日 |
| 生徒の住所 | 〒<br>都道府県　市区町村 |
| 保護者等の電話番号 | |
| 保護者等の電子メールアドレス | |
| 生徒が在学する学校の名称 | |

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）
※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①現在通っている高等学校等の在学期間 | 学校名<br>立 | 年　月　日 ～<br>（うち支給停止期間等）<br>年　月　日<br>～　年　月　日 | 学校の種類・課程・学科 |
| ②過去に別の高等学校等に在学していた期間 | 学校名<br>立 | 年　月　日<br>～　年　月　日<br>（うち支給停止期間等）<br>年　月　日<br>～　年　月　日 | 学校の種類・課程・学科 |

【2. 保護者等の収入の状況について】

（1）就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

| | | | |
|---|---|---|---|
| □ | ４月～６月（前年度の課税証明書等を添付） | □ | ７月～翌年６月（今年度の課税証明書等を添付） |

（2）申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
（次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （2）－1　次の保護者等の課税証明書等を添付します。 | | | | |
| ① | □ | 親権者（両親）2名分<br>生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が２人存在する場合 | | |
| ② | □ | 親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。）<br>（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。） | | |
| | | □ | ア | 親権者の１人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合 |
| | | □ | イ | 親権者の１人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合 |
| | | □ | ウ | ・離婚、死別等により親権者が１人の場合、<br>・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合　等 |
| ③ | □ | 未成年後見人□名分<br>親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合<br>（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。） | | |
| ④ | □ | 生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名<br>生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合 | | |
| ⑤ | □ | 主たる生計維持者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。） | | |
| | | □ | ア | 生徒が在学中に成人した場合で、両親の１人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合 |
| | | □ | イ | 主たる生計維持者の１人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合 |
| | | □ | ウ | ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、<br>・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、<br>・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が１人だった場合、<br>・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合　等 |
| ⑥ | □ | 生徒本人<br>・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、<br>・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合　等 | | |
| （2）－2　次の理由により、課税証明書等を添付しません。 | | | | |
| ⑦ | □ | 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合 | | |
| ⑧ | □ | 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合 | | |

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦又は⑧の□にレ印を付けた場合は不要です。）

| 氏名 | 生徒との続柄 | 氏名 | 生徒との続柄 |
|---|---|---|---|
| | | | |

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

【3. 確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

□ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。学校受付日　　年　　月　　日（学校において記入。）

（別紙）

## 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

### 記入上の注意

【1．高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第１学年から第３学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年４月１日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第３号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年４月１日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（１～３学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【2．保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年６月中に発行されるため、４～６月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、７月～翌年３月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、７月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年６月まで支給を受けることができます。

ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の２第１項、第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の２第２項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ　【２．保護者等の収入の状況について】（２）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
（２）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、（２）⑤から⑦までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ　【２．保護者等の収入の状況について】（２）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ　【２．保護者等の収入の状況について】（２）⑤イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。
（注）医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

## 留意事項

イ　４月に入学した新入生は、原則として４月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ　申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ　過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ニ　２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請してください。

ホ　偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ヘ　受給資格の認定を受けた後は、原則毎年、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト　正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

チ　保護者が課税期日に日本国外に在住することにより保護者のうち一部又は全員の所得に関する書類を提出できないときは、就学支援金の加算支給はされません。

備考　１　課税証明書等を添付する場合は、様式第１号（その１）に代えて、この書類を提出すること。
２　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第1号の2（その１）（第３条、第10条、第11条関係）

年　月　日

殿

# 高等学校等就学支援金

☐ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金（以下「就学支援金」といいます。）の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（２回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の２つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や３年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ふりがな | | | | |
| 生徒の氏名 | 姓 | | 名 | |

| | |
|---|---|
| 生徒の生年月日 | 年　月　日 |
| 生徒の住所 | 〒<br>都道府県　市区町村 |
| 保護者等の電話番号 | |
| 保護者等の電子メールアドレス | |
| 生徒が在学する学校の名称 | |

【１．高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）
※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①現在通っている高等学校等の在学期間 | 学校名<br>立 | 年　月　日 ～<br>（うち支給停止期間等）<br>年　月　日<br>～　年　月　日 | 学校の種類・課程・学科 |
| ②過去に別の高等学校等に在学していた期間 | 学校名<br>立 | 年　月　日<br>～　年　月　日<br>（うち支給停止期間等）<br>年　月　日<br>～　年　月　日 | 学校の種類・課程・学科 |

## 【2. 保護者等の収入の状況について】

申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する個人番号カードの写し等（個人番号カードの写し、個人番号が記載された住民票の写し・住民票記載事項証明書等）については次のとおりです。（次の①から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

（１）次の保護者等の個人番号カードの写し等を添付します。

| | | |
|---|---|---|
| ① | □ | **親権者（両親）2名分**<br>生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が２人存在する場合 |
| ② | □ | **親権者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）**<br>（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑦までのいずれかの□にレ印を付けてください。） |
| | □ ア | 親権者の１人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合 |
| | □ イ | ・離婚、死別等により親権者が１人の場合、<br>・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の個人番号カードの写し等を添付できない場合　等 |
| ③ | □ | **未成年後見人□名分**<br>親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合<br>（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。） |
| ④ | □ | **生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名分**<br>生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合 |
| ⑤ | □ | **主たる生計維持者1名分（ア又はイのいずれかの□にレ印を付けてください。）** |
| | □ ア | 主たる生計維持者の１人が、日本国内に住所を有したことがないなど個人番号の指定を受けていない場合 |
| | □ イ | ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、<br>・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、<br>・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が１人だった場合、<br>・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合　等 |
| ⑥ | □ | **生徒本人**<br>親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合　等 |

（２）次の理由により、個人番号カードの写し等を添付しません。

| | | |
|---|---|---|
| ⑦ | □ | 親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者の全員が、日本国内に住所を有したことがないなど、個人番号の指定を受けていない場合 |

個人番号カードの写し等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦の□にレ印を付けた場合は不要です。その年の1月1日現在（申請又は届出を行う月が1～6月の場合には、その前年の1月1日現在）生活扶助を受けている場合は、下の□にレ印を付けてください。家計急変事由（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項に規定する「特例事由」をいう。）に該当する場合は、□にレ印を付けた上で、3及び4に回答してください。）

| 氏名（ふりがな） | 生徒との続柄 | 氏名（ふりがな） | 生徒との続柄 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| 生年月日　年　月　日 | | 生年月日　年　月　日 | |
| □ 生活扶助を受けている | | □ 生活扶助を受けている | |
| □ 家計急変事由に該当する | | □ 家計急変事由に該当する | |

上記保護者等のその年の１月１日現在（申請又は届出を行う月が１～６月の場合には、その前年の１月１日現在）の市区町村までの住所（日本国内に住所を有していない場合には、□にレ印を付けてください。）

| 都道府県　市区町村 | 都道府県　市区町村 |
|---|---|
| □ 日本国内に住所を有していない。 | □ 日本国内に住所を有していない。 |

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

## 【3. 家計急変事由について】

保護者等の家計急変事由は次のとおりです。（2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、家計急変事由発生日及び家計急変事由の具体的な内容を記入してください。）

| 家計急変事由発生日 | 家計急変事由発生日 |
|---|---|
| 年　月　日 | 年　月　日 |
| **家計急変事由の具体的な内容** | **家計急変事由の具体的な内容** |
| | |

## 【4. 家計急変後の収入状況について】

保護者等の家計急変後の収入状況は次のとおりです。（2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、申請手引きを参照し、ア～ウについて高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条第4項に規定する「一年間当たりの収入の額に換算した額」を記入してください。）

| ア　給与所得の金額に相当する額 | ア　給与所得の金額に相当する額 |
|---|---|
| 円 | 円 |
| イ　公的年金等に係る雑所得に相当する額 | イ　公的年金等に係る雑所得に相当する額 |
| 円 | 円 |
| ウ　その他の所得に相当する額 | ウ　その他の所得に相当する額 |
| 円 | 円 |

## 【5. 確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

□ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

□ 家計急変が生じた保護者等の全ての課税所得を申告しており、未申告の課税所得はありません。

学校受付日　年　月　日（学校において記入。）

（別紙）

# 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

## 記入上の注意

【１．高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第１学年から第３学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年４月１日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第３号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年４月１日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（１～３学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【２．保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の２第１項、第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の２第２項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ロ 【２．保護者等の収入の状況について】②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
②イの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の個人番号カードの写し等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の個人番号カードの写し等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、⑤又は⑥のうちいずれか該当する方を選択してください。

ハ 【２．保護者等の収入の状況について】①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の個人番号カードの写し等を添付してください。

ニ 【２．保護者等の収入の状況について】⑤又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の個人番号カードの写し等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【３．家計急変事由について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、家計急変事由を証明する書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

【４．家計急変後の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、次の書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。
○家計急変後の収入を証明する書類（年収見込額計算資料を含む）

## 留意事項

イ 都道府県（文部科学省）が就学支援金が支給される月の属する年度（当該月が４月から６月までの月であるときは、その前年度）の市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額等を個人番号を利用して確認します。

ロ 「個人番号」とは行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第５項に規定する個人番号であり、「個人番号カード」とは同条第７項に規定する個人番号カードです。

ハ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第３条第２項に基づく申請の場合、家計急変事由が生じた者は随時申請することとなりますが、４月に入学した新入生のうち、入学前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として４月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、転校前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ニ 個人番号を利用しての申請には、原則として、地方住民税の申告が必要です。未申告の場合は、市町村役場において申告の上、申請書又は届出書を御提出ください。未申告のまま申請書等が提出され、手続きの途中で未申告であることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ホ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ヘ ２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請をしてください。

ト　偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

チ　申請をした後は、原則毎年２回、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

リ　個人番号の利用によって市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額を確認することができず、かつ、正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合があります。

備考　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

様式第1号の2（その２）（第３条、第10条、第11条関係）

年　月　日

殿

# 高等学校等就学支援金

☐ 受給資格認定申請書（初回時）
高等学校等就学支援金(以下「就学支援金」といいます。)の受給資格の認定を申請します。

☐ 収入状況届出書（２回目以降）
既に受給資格認定を受けているため、就学支援金の支給に関して、保護者等の収入の状況に関する事項について、届け出ます。

（上の２つの□のうち、いずれかの□にレ印を付けてください。）

（次の事項を必ず確認の上、両方の□にレ印を付けてください。）

☐ この申請書又は届出書の記載内容は、事実に相違ありません。

☐ この申請書又は届出書に虚偽の記載をして提出し、就学支援金の支給をさせた場合は、不正利得の徴収や３年以下の拘禁刑又は100万円以下の罰金等に処されることがあることを承知しています。

（以下の空欄に生徒本人が署名してください。保護者等による代筆も可能です。記入に当たっては、別紙の「記入上の注意」及び「留意事項」をよく読んでから記入してください。）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| ふりがな | | | | |
| 生徒の氏名 | 姓 | | 名 | |

| | |
|---|---|
| 生徒の生年月日 | 年　月　日 |
| 生徒の住所 | 〒<br>都道府県　市区町村 |
| 保護者等の電話番号 | |
| 保護者等の電子メールアドレス | |
| 生徒が在学する学校の名称 | |

【1. 高等学校等の在学期間について】（収入状況届出書の場合は記入不要です。）

※次のいずれかに該当する者は、就学支援金の受給資格認定の申請ができません。
・高等学校等（修業年限が3年未満のものを除きます。）を卒業又は修了した者
・高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を1月の4分の3に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた者（ただし、就学支援金の支給停止期間等は含めません。）

| | | | |
|---|---|---|---|
| ①現在通っている高等学校等の在学期間 | 学校名<br>立 | 年　月　日 ～<br>（うち支給停止期間等）<br>年　月　日<br>～　年　月　日 | 学校の種類・課程・学科 |
| ②過去に別の高等学校等に在学していた期間 | 学校名<br>立 | 年　月　日<br>～　年　月　日<br>（うち支給停止期間等）<br>年　月　日<br>～　年　月　日 | 学校の種類・課程・学科 |

## 【2. 保護者等の収入の状況について】

（1）就学支援金の支給を受けようとする時期の区分（いずれかの□にレ印を付けてください。）

| | |
|---|---|
| □ ４月～６月（前年度の課税証明書等を添付） | □ ７月～翌年６月（今年度の課税証明書等を添付） |

（2）申請又は届出時点における保護者等の状況及び添付する課税証明書等については次のとおりです。
（次の①から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。）

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| （2）－1　次の保護者等の課税証明書等を添付します。 | | | | |
| ① | □ | 親権者（両親）2名分<br>生徒が未成年（18歳未満）であり、親権者（両親）が２人存在する場合 | | |
| ② | □ | 親権者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。）<br>（親権者が、一時的に親権を行う児童相談所長、児童福祉施設の長である場合は、⑤から⑧までのいずれかの□にレ印を付けてください。） | | |
| | | □ | ア | 親権者の１人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合 |
| | | □ | イ | 親権者の１人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合 |
| | | □ | ウ | ・離婚、死別等により親権者が１人の場合、<br>・親権者が存在するものの、家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合　等 |
| ③ | □ | 未成年後見人□名分<br>親権者が存在せず、未成年後見人が選任されている場合<br>（未成年後見人が複数選任されている場合は、全員分。ただし、未成年後見人が、法人である場合又は財産に関する権限のみを行使すべきこととされている者である場合は、その者を除きます。） | | |
| ④ | □ | 生徒の生計をその収入により維持している者（以下「主たる生計維持者」という）（両親等）2名<br>生徒が在学中に成人した場合で、成人する直前の未成年の時点から申請の時点まで生計を維持する者に変更がない場合 | | |
| ⑤ | □ | 主たる生計維持者1名分（アからウまでのいずれかの□にレ印を付けてください。） | | |
| | | □ | ア | 生徒が在学中に成人した場合で、両親の１人が控除対象配偶者であり、市町村民税所得割を課されたとしても所得制限の要件や加算支給の区分に影響がないことが明らかな場合 |
| | | □ | イ | 主たる生計維持者の１人が課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合 |
| | | □ | ウ | ・生徒が未成年だが、親権者又は未成年後見人が存在しない場合、<br>・入学時点で生徒が成人であったが、主たる生計維持者が存在する場合、<br>・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者が１人だった場合、<br>・生徒が成人であり、未成年の時点で親権者又は未成年後見人が存在しなかった場合　等 |
| ⑥ | □ | 生徒本人<br>・親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合であり、成人に達している場合、<br>・未成年であるが、市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ている場合　等 | | |
| （2）－2　次の理由により、課税証明書等を添付しません。 | | | | |
| ⑦ | □ | 所得確認の対象が生徒本人（親権者、未成年後見人又は主たる生計維持者のいずれも存在しない場合等）であるが、未成年で市町村民税所得割を課されるだけの収入を得ていない場合 | | |
| ⑧ | □ | 親権者、未成年後見人、主たる生計維持者又は生徒本人の全員が、課税期日に日本国内に在住していないなど、市町村民税所得割を課されていない場合 | | |

課税証明書等を添付する保護者等の氏名及び生徒との続柄（⑦又は⑧の□にレ印を付けた場合は不要です。家計急変事由（高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行令第1条第3項に規定する「特例事由」をいう。）に該当する場合は、□にレ印を付けた上で、3及び4に回答してください。）

| 氏名 | 生徒との続柄 | 氏名 | 生徒との続柄 |
|---|---|---|---|
| | | | |
| □ 家計急変事由に該当する | | □ 家計急変事由に該当する | |

※ 収入の修正申告や税額の更正決定による市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更や離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合には、支給額が変更となることがありますので、必ず学校に連絡してください。

## 【3. 家計急変事由について】

保護者等の家計急変事由は次のとおりです。（2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、家計急変事由発生日及び家計急変事由の具体的な内容を記入してください。）

| 家計急変事由発生日 | 家計急変事由発生日 |
|---|---|
| 年　月　日 | 年　月　日 |
| **家計急変事由の具体的な内容** | **家計急変事由の具体的な内容** |
| | |

## 【4. 家計急変後の収入状況について】

保護者等の家計急変後の収入状況は次のとおりです。（2で「家計急変事由に該当する」の□にレ印を付けた保護者等について、申請手引きを参照し、ア～ウについて高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第2条第4項に規定する「一年間当たりの収入の額に換算した額」を記入してください。）

| | |
|---|---|
| ア　給与所得の金額に相当する額 | ア　給与所得の金額に相当する額 |
| 円 | 円 |
| イ　公的年金等に係る雑所得に相当する額 | イ　公的年金等に係る雑所得に相当する額 |
| 円 | 円 |
| ウ　その他の所得に相当する額 | ウ　その他の所得に相当する額 |
| 円 | 円 |

## 【5. 確認事項】（次の事項を確認の上、□にレ印を付けてください。）

□ 就学支援金を授業料に充てるとともに、就学支援金の支給に必要な事務手続を学校設置者に委任することを了承します。

□ 家計急変が生じた保護者等の全ての課税所得を申告しており、未申告の課税所得はありません。

学校受付日　　年　月　日（学校において記入。）

（別紙）

## 高等学校等就学支援金について

本制度は、家庭の状況にかかわらず、全ての意志ある高校生等が安心して勉学に打ち込める社会をつくるため、国の費用により、生徒の授業料に充てる高等学校等就学支援金を支給し、家庭の教育費負担を軽減するものです。

社会全体の負担により、生徒の学びを支えることを通じて、将来、我が国社会の担い手として広く活躍されることが期待されています。

### 記入上の注意

【１．高等学校等の在学期間について】の欄は次によって記入してください。

イ ①において現在通っている学校の在学期間の始期について記入してください。

ロ 過去に高等学校等に在学したことがある場合には、②において過去に在学した全ての学校の在学期間について記入してください。

ハ これまでに就学支援金を受給した期間がある場合は、受給事由が消滅した旨の通知又は受給の実績を証明する書類を提出してください。

ニ 「高等学校等」とは、国公私立の高等学校、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、高等専門学校（第１学年から第３学年まで）並びに専修学校及び各種学校のうち高等学校の課程に類する課程を置くものとして文部科学省令で定めるものをいいます。

ホ 「支給停止期間等」とは、休学のために就学支援金の支給停止の申出を行ったことにより支給が停止されていた期間のほか、①日本国内に住所を有していなかった期間、②所得制限によって就学支援金の支給を受けていない状態で休学した期間、③平成22年４月１日より前に公立高等学校等（公立の高等学校、中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第１条第１項第２号に掲げる専修学校の一般課程及び同項第３号に掲げる各種学校）以外の高等学校等を休学していた期間、④平成26年４月１日より前に公立高等学校等を休学していた期間をいいます。

ヘ 「学校の種類・課程・学科」の欄には、「①高等学校（全日制）」、「②高等学校（定時制）」、「③高等学校（通信制）」、「④中等教育学校（後期課程）」、「⑤特別支援学校（高等部）」、「⑥高等専門学校（１～３学年）」、「⑦専修学校（高等課程）昼間学科」、「⑧専修学校（一般課程）昼間学科」、「⑨専修学校（高等課程）夜間等学科」、「⑩専修学校（一般課程）夜間等学科」、「⑪専修学校（高等課程）通信制学科」、「⑫専修学校（一般課程）通信制学科」、「⑬各種学校（外国人学校）」、「⑭各種学校（その他）」の別を記入してください。

【２．保護者等の収入の状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 課税証明書等は通常毎年６月中に発行されるため、４～６月の支給については、前年度の課税証明書等（前々年の所得を証明するもの）を添付し、７月～翌年３月については、今年度の課税証明書等（前年の所得を証明するもの）を添付してください。なお、７月以降に課税証明書等を添付し、支給要件を満たすことが確認された生徒は、原則として、翌年６月まで支給を受けることができます。

ロ 保護者とは、親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいい、次の①～⑤は除きます。
①児童福祉法第33条の２第１項、第33条の８第２項又は第47条第２項の規定により親権を行う児童相談所長
②児童福祉法第47条第１項の規定により親権を行う児童福祉施設の長
③法人である未成年後見人
④民法第857条の２第２項の規定により財産に関する権限のみを行使すべきこととされた未成年後見人
⑤その他生徒の就学に要する経費の負担を求めることが困難と認められる保護者

ハ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）②に該当するときは、必ず「親権者」全員の状況を確認の上、記入してください。
（２）②ウの「家庭の事情によりやむを得ず、親権者の１人の課税証明書等を添付できない場合」とは、例えば、ドメスティックバイオレンス、養育放棄等の事情が存在する場合が該当します。一方、家庭の事情によりやむを得ず、親権者全員の課税証明書等を添付できない場合は、親権者が存在しない場合に含まれるものとして、（２）⑤から⑦までのいずれかに該当するものを選択してください。

ニ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）①、③又は④に該当するときは、保護者等全員の課税証明書等を添付してください。

ホ 【２．保護者等の収入の状況について】（２）⑤イ、ウ又は⑥に該当するときは、生徒本人又は生徒の生計をその収入により維持している者（医療保険各法（注）における扶養者等）の課税証明書等を添付してください。また、生徒の生計をその収入により維持する者がいるかどうかを確認できる書類（生計を維持する者の扶養誓約書等）を添付してください。

（注） 医療保険各法とは、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法又は私立学校教職員共済法をいいます。

【３．家計急変事由について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、家計急変事由を証明する書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。

【４．家計急変後の収入状況について】の欄は、次によって記入してください。

イ 家計急変事由に該当するときは、次の書類を添付してください。ただし、申請時点で書類が揃っていない場合は、後日提出してください。
○家計急変後の収入を証明する書類（年収見込額計算資料を含む）

### 留意事項

イ 高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第３条第２項に基づく申請の場合、家計急変事由が生じた者は随時申請することとなりますが、４月に入学した新入生のうち、入学前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として４月中に申請を行う必要があります。また、転校の場合も、転校前に既に家計急変事由が生じていた場合は、原則として転校した月のうちに申請を行う必要があります。

ロ 申請にあたっては、原則として、市町村民税の課税所得額（課税標準額）及び市町村民税の調整控除額が記載されている課税証明書等の書類が必要です。これらが記載されていない課税証明書等を添付して申請書等が提出され、手続きの途中で不備があることが判明した場合、就学支援金の支給が大幅に遅れる可能性があります。

ハ 過去に国公私立を問わず高等学校等（修業年限が３年未満のものを除きます。）を卒業し又は修了したことがある場合には、就学支援金の受給資格はありません。また、高等学校等に在学した期間（定時制・通信制等に在学した期間は、その月数を１月の４分の３に相当する月数として計算。）が通算して36月を超えた場合も受給資格はありません。（ただし、支給停止期間等は含めません。）

ニ ２つ以上の課程に在学している場合は、いずれか１つの課程を選んで申請してください。

ホ 偽りその他不正の手段により就学支援金の支給をさせた場合は、高等学校等就学支援金の支給に関する法律第11条及び第21条の規定に基づき、不正利得の徴収や刑罰に処されることがあります。

ヘ 申請をした後は、原則毎年２回、都道府県（文部科学省）が定める期限までに、収入状況届出書を提出する必要があります。また、収入の修正申告や税額の更正決定により市町村民税の課税所得額（課税標準額）又は市町村民税の調整控除額の変更があった場合には、市町村から発出される納税通知書等の変更が分かる通知を受け取った日の翌日から15日以内に収入状況届出書を提出してください。また、離婚・死別、養子縁組等による保護者等の変更があった場合にも、速やかに収入状況届出書を提出する必要があります。収入状況届出書の提出がなく、その後、課税所得額等の変更が発覚した場合、就学支援金の返納等が発生する可能性があります。

ト　正当な理由がなく都道府県（文部科学省）が定める期限までに収入状況届出書の提出がなされないときは、就学支援金の支払が一時差し止められる場合がありますので、必ず提出してください。

備考　１　課税証明書等を添付する場合は、様式第１号の２（その１）に代えて、この書類を提出すること。

２　この用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とする。

（教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則の一部改正）

**第七条**　教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律施行規則（令和四年文部科学省令第五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （所轄庁による通知及び学校法人等による報告）<br>**第二条**　所轄庁（大学附置の国立学校（教育職員免許法第二条第三項に規定する国立学校をいう。次項において同じ。）又は公立学校（同条第三項に規定する公立学校をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育職員等（学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含み、免許状を有しない者を除く。以下この条において同じ。）にあってはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の教育職員等にあってはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教育職員等にあってはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（同法第二条第三項に規定する私立学校をいう。以下この条において同じ。）の教育職員等にあっては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教育職員等にあっては、当該指定都市等の長）をいう。以下この条において同じ。）は、教育職員等が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする（所轄庁が免許管理者である場合を除く。）。<br>一　児童生徒性暴力等を行ったことにより拘禁刑以上の刑に処せられたとき。<br>二　［略］<br>２・３　［略］ | （所轄庁による通知及び学校法人等による報告）<br>**第二条**　所轄庁（大学附置の国立学校（教育職員免許法第二条第三項に規定する国立学校をいう。次項において同じ。）又は公立学校（同条第三項に規定する公立学校をいう。以下この項及び次項において同じ。）の教育職員等（学校において児童生徒等と接する業務に従事する者を含み、免許状を有しない者を除く。以下この条において同じ。）にあってはその大学の学長、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園を除く。）の教育職員等にあってはその学校を所管する教育委員会、大学附置の学校以外の公立学校（幼保連携型認定こども園に限る。）の教育職員等にあってはその学校を所管する地方公共団体の長、私立学校（同法第二条第三項に規定する私立学校をいう。以下この条において同じ。）の教育職員等にあっては都道府県知事（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市又は同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下この項において「指定都市等」という。）の区域内の幼保連携型認定こども園の教育職員等にあっては、当該指定都市等の長）をいう。以下この条において同じ。）は、教育職員等が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、速やかにその旨を免許管理者に通知するものとする（所轄庁が免許管理者である場合を除く。）。<br>一　児童生徒性暴力等を行ったことにより禁錮以上の刑に処せられたとき。<br>二　［同上］<br>２・３　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

（施行期日）

１　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（様式に関する経過措置）

２　この省令の施行の際現にある第一条、第三条、第四条及び第六条の規定による改正前の様式（次項において「旧様式」という。）により使用されている書類は、それぞれ、第一条、第三条、第四条及び第六条による改正後の様式によるものとみなす。

３　この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

**○国土交通省令第六十号**

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、並びに関係法律の規定に基づき、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令を次のように定める。

令和七年五月二十六日

国土交通大臣　中野　洋昌

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う国土交通省関係省令の整理等に関する省令

（海難審判法施行規則の一部改正）

**第一条**　海難審判法施行規則（昭和二十三年運輸省令第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （欠格条項）<br>**第二十条**　次の各号のいずれかに該当する者は、海事補佐人となることができない。<br>一　拘禁刑以上の刑に処せられた者<br>二～四　（略） | （欠格条項）<br>**第二十条**　次の各号のいずれかに該当する者は、海事補佐人となることができない。<br>一　禁錮以上の刑に処せられた者<br>二～四　（略） |

（通訳案内士法施行規則の一部改正）

**第二条**　通訳案内士法施行規則（昭和二十四年運輸省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （非居住者の代理人）<br>**第十三条**　（略）<br>２　次の各号のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。<br>一　一年以上の拘禁刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの<br>二　（略） | （非居住者の代理人）<br>**第十三条**　（略）<br>２　次のいずれかに該当する者は、代理人となることができない。<br>一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられた者で、刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しないもの<br>二　（略） |

（建築士法施行規則の一部改正）

**第三条**　建築士法施行規則（昭和二十五年建設省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「同条第四号」を「同条第三号及び第五号」に改める。

第一号書式中「禁錮以上の刑に処せられたこと」を「拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）」に改める。

第六号書式添付書類（八）２中「禁錮以上の刑に処せられ」を「拘禁刑以上の刑に処せられた者（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられた者を含む。11において同じ。）であつて」に改め、同添付書類11中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（建築基準法施行規則の一部改正）

**第四条**　建築基準法施行規則（昭和二十五年建設省令第四十号）の一部を次のように改正する。

別記第五十一号様式中「禁錮以上の刑に処せられたこと」を「拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）」に改める。

別記第五十六号様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

別記第六十号の二様式中「禁錮以上の刑に処せられたこと」を「拘禁刑以上の刑に処せられたこと（刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第67号）による改正前の刑法（明治40年法律第45号）第13条に規定する禁錮以上の刑に処せられたことを含む。）」に改める。

別記第六十号の七様式中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

（モーターボート競走法施行規則の一部改正）

**第五条**　モーターボート競走法施行規則（昭和二十六年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （競走の実施に関する事務の委託）<br>**第二条**　（略）<br>２　前項第一号の基準は、次に掲げる者のほか、委託の相手方として不適切な者と認められる私人を委託の相手方としないように定めなければならない。<br>一　（略）<br>二　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者<br>三～五　（略）<br>３・４　（略） | （競走の実施に関する事務の委託）<br>**第二条**　（略）<br>２　前項第一号の基準は、次に掲げる者のほか、委託の相手方として不適切な者と認められる私人を委託の相手方としないように定めなければならない。<br>一　（略）<br>二　禁錮（こ）以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者<br>三～五　（略）<br>３・４　（略） |

（自動車登録番号標交付代行者規則の一部改正）

**第六条**　自動車登録番号標交付代行者規則（昭和二十六年運輸省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第三条**　地方運輸局長は、前条の規定による申請が次の各号のいずれにも適合する場合に限り、指定をすることができる。<br>一～三　（略）<br>四　申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。<br>イ　一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者<br>ロ～ニ　（略） | **第三条**　地方運輸局長は、前条の規定による申請が次の各号のいずれにも適合する場合に限り、指定をすることができる。<br>一～三　（略）<br>四　申請者が、次に掲げる者に該当しないものであること。<br>イ　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者<br>ロ～ニ　（略） |

（道路運送車両法施行規則の一部改正）

**第七条**　道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （封印取付受託者の要件）<br>**第十三条**　法第二十八条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。<br>一～三　（略）<br>四　次に掲げる者に該当しないこと。<br>イ　一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者<br>ロ～ニ　（略）<br>（特定記録等事務代行者の要件）<br>**第四十九条の七**　法第七十四条の五第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。<br>一・二　（略）<br>三　次に掲げる者に該当しないこと。<br>イ　一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者<br>ロ～ニ　（略）<br>（特定変更記録事務代行者の要件）<br>**第四十九条の二十一**　法第七十四条の六第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。<br>一・二　（略）<br>三　次に掲げる者に該当しないこと。<br>イ　一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者<br>ロ～ニ　（略） | （封印取付受託者の要件）<br>**第十三条**　法第二十八条の三第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。<br>一～三　（略）<br>四　次に掲げる者に該当しないこと。<br>イ　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者<br>ロ～ニ　（略）<br>（特定記録等事務代行者の要件）<br>**第四十九条の七**　法第七十四条の五第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。<br>一・二　（略）<br>三　次に掲げる者に該当しないこと。<br>イ　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者<br>ロ～ニ　（略）<br>（特定変更記録事務代行者の要件）<br>**第四十九条の二十一**　法第七十四条の六第一項の国土交通省令で定める要件は、次のとおりとする。<br>一・二　（略）<br>三　次に掲げる者に該当しないこと。<br>イ　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者<br>ロ～ニ　（略） |

（ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則の一部改正）

**第八条**　ボート、モーター、選手、審判員及び検査員登録規則（昭和二十六年運輸省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （欠格事由）<br>**第十四条**　競走実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者を選手として登録してはならない。<br>一　（略）<br>二　拘禁刑以上の刑に処せられた者<br>三～五　（略） | （欠格事由）<br>**第十四条**　競走実施機関は、次の各号のいずれかに該当する者を選手として登録してはならない。<br>一　（略）<br>二　禁錮以上の刑に処せられた者<br>三～五　（略） |

（航空法施行規則の一部改正）

**第九条**　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第十六条の六**　次に掲げる者は、法第十条の二第一項の認定を申請することができない。<br>一・二　（略）<br>三　拘禁刑以上の刑に処せられて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者<br>四　（略）<br>**第二百三十五条の四の四**　法第百三十一条の二の三第二項の規定により指定する職員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。<br>一　（略）<br>二　次のいずれにも該当しない者であること。<br>イ　（略） | **第十六条の六**　次に掲げる者は、法第十条の二第一項の認定を申請することができない。<br>一・二　（略）<br>三　禁錮以上の刑に処せられて、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者<br>四　（略）<br>**第二百三十五条の四の四**　法第百三十一条の二の三第二項の規定により指定する職員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。<br>一　（略）<br>二　次のいずれにも該当しない者であること。<br>イ　（略） |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 | ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者 |
| ハ～ヘ　（略） | ハ～ヘ　（略） |

（倉庫業法施行規則の一部改正）

**第十条**　倉庫業法施行規則（昭和三十一年運輸省令第五十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （倉庫管理主任者の要件）<br>**第九条**　（略）<br>２　倉庫業者は、次の各号のいずれかに該当する者を倉庫管理主任者として選任してはならない。<br>一　一年以上の拘禁刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者<br>二　（略） | （倉庫管理主任者の要件）<br>**第九条**　（略）<br>２　倉庫業者は、次の各号のいずれかに該当する者を倉庫管理主任者として選任してはならない。<br>一　一年以上の懲役又は禁錮の刑に処せられ、その執行を終わり又は執行を受けることがなくなつた日から二年を経過しない者<br>二　（略） |

（都市計画法施行規則の一部改正）

**第十一条**　都市計画法施行規則（昭和四十四年建設省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体）<br>**第十三条の三**　法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。<br>一　（略）<br>二　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。<br>イ　（略） | （まちづくりの推進に関し経験と知識を有する団体）<br>**第十三条の三**　法第二十一条の二第二項の国土交通省令で定める団体は、次に掲げる要件のいずれにも該当するものとする。<br>一　（略）<br>二　役員（法人でない団体で代表者又は管理人の定めのあるものの代表者又は管理人を含む。）のうちに次のいずれかに該当する者がないこと。<br>イ　（略） |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 | ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から五年を経過しない者 |
| ハ・ニ　（略） | ハ・ニ　（略） |

（国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則の一部改正）

**第十二条**　国土交通省関係重要施設の周辺地域の上空における小型無人機等の飛行の禁止に関する法律施行規則（平成二十八年国土交通省令第四十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により指定する職員の要件）<br>**第十一条**　法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により指定する職員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。<br>一　（略）<br>二　次のいずれにも該当しない者であること。<br>イ　（略）<br>ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者<br>ハ～ヘ　（略） | （法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により指定する職員の要件）<br>**第十一条**　法第十一条第五項の規定により読み替えて準用する同条第一項の規定により指定する職員は、次に掲げる要件のいずれにも該当する者でなければならない。<br>一　（略）<br>二　次のいずれにも該当しない者であること。<br>イ　（略）<br>ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者<br>ハ～ヘ　（略） |

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2　この省令の施行の際現にある第三条の規定による改正前の様式並びに第四条の規定による改正前の建築基準法施行規則別記第五十一号様式及び別記第六十号の二様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

3　この省令の施行前にした行為により禁錮以上の刑に処せられた者が建築基準法施行規則第十条の十二（同令第十条の十五の六において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により届け出る様式については、第四条の規定による改正後の建築基準法施行規則別記第五十六号様式及び別記第六十号の七様式にかかわらず、なお従前の例による。

**○環境省令第十七号**

水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第三条第一項及び第二十七条の規定に基づき、排水基準を定める省令の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年五月二十六日

環境大臣　浅尾慶一郎

排水基準を定める省令の一部を改正する省令

排水基準を定める省令の一部を改正する省令（平成十三年環境省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定全体を改正後欄に掲げるもののように改め、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを新たに追加する。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **附　則**<br>1　（略）<br>2　附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排出水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、令和十年九月三十日までの間（旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場にあっては、当分の間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。<br>3～5　（略）<br>**附則別表** | **附　則**<br>1　（略）<br>2　附則別表の上欄に掲げる有害物質の種類ごとに同表の中欄に掲げる業種その他の区分に属する工場又は事業場に係る排出水の汚染状態についての水質汚濁防止法（以下「法」という。）第三条第一項の排水基準は、この省令の施行の日から二十四年間（旅館業又は下水道業に属する工場又は事業場にあっては、当分の間）は、この省令による改正後の排水基準を定める省令（以下「改正後の省令」という。）第一条の規定にかかわらず、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。<br>3～5　（略）<br>**附則別表** |

| 有害物質の種類 | 業種その他の区分 | 許容限度 |
|---|---|---|
| ほう素及びその化合物<br>（単位　ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム） | （略） | （略） |
| | ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。） | 三〇 |
| | （略） | （略） |
| ふっ素及びその化合物<br>（単位　ふっ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム） | ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。） | 十 |
| | （略） | （略） |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>（単位　アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム） | （削る） | （削る） |
| | （削る） | （削る） |
| | （略） | （略） |
| | バナジウム化合物製造業 | 一三五〇 |
| | （略） | （略） |
| 備考<br>（略） | | |

| 有害物質の種類 | 業種その他の区分 | 許容限度 |
|---|---|---|
| ほう素及びその化合物<br>（単位　ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム） | （略） | （略） |
| | ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。） | 四〇 |
| | （略） | （略） |
| ふっ素及びその化合物<br>（単位　ふっ素の量に関して、一リットルにつきミリグラム） | ほうろう鉄器製造業（海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。） | 十二 |
| | （略） | （略） |
| アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物<br>（単位　アンモニア性窒素に〇・四を乗じたもの、亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量に関して、一リットルにつきミリグラム） | 畜産農業（水質汚濁防止法施行令（昭和四十六年政令第百八十八号。以下「令」という。）別表第一第一号の二ロに掲げる施設を有するものに限る。） | 三〇〇 |
| | ジルコニウム化合物製造業 | 三五〇 |
| | （略） | （略） |
| | バナジウム化合物製造業 | 一六五〇 |
| | （略） | （略） |
| 備考<br>（略） | | |

**附　則**

この省令は、令和七年七月一日から施行する。

# 規　　則

## ○国家公安委員会規則第十号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和七年五月二十六日

国家公安委員会委員長　坂井　　学

### 刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係国家公安委員会規則の整理に関する規則

（警察表彰規則の一部改正）

**第一条**　警察表彰規則（昭和二十九年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （警察勲功章等の返納等）<br>**第10条**　警察勲功章、警察功労章又は警察功績章を授与された者が、拘禁刑以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受けたときは、これを返納させ、警察職員にふさわしくない非行のあったときは、これを着けることを停止し、又はこれを返納させることができる。 | （警察勲功章等の返納等）<br>**第10条**　警察勲功章、警察功労章又は警察功績章を授与された者が、禁錮以上の刑に処せられ、又は懲戒免職の処分を受けたときは、これを返納させ、警察職員にふさわしくない非行のあったときは、これを着けることを停止し、又はこれを返納させることができる。 |

（犯罪捜査規範の一部改正）

**第二条**　犯罪捜査規範（昭和三十二年国家公安委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （取調べ等の録音・録画）<br>**第182条の３**　次の各号のいずれかに掲げる事件について、逮捕若しくは勾留されている被疑者の取調べを行うとき又は被疑者に対し弁解の機会を与えるときは、刑訴法第301条の２第４項各号のいずれかに該当する場合を除き、取調べ等の録音・録画（取調べ又は弁解の機会における被疑者の供述及びその状況を録音及び録画を同時に行う方法により記録媒体に記録することをいう。次項及び次条において同じ。）をしなければならない。<br>⑴　死刑又は無期拘禁刑に当たる罪に係る事件<br>⑵　短期１年以上の拘禁刑に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件<br>２　［略］<br>（少年事件の送致及び送付先）<br>**第210条**　少年事件について捜査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、これを家庭裁判所に送致し、拘禁刑以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。ただし、当該少年事件が特定少年に係るものであるときは、刑の軽重にかかわらず、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。<br>２　送致又は送付に当たり、その少年（特定少年を除く。）の被疑者について、罰金以下の刑に当たる犯罪と拘禁刑以上の刑に当たる犯罪とがあるときは、これらを共に一括して、検察官に送致し、又は送付するものとする。 | （取調べ等の録音・録画）<br>**第182条の３**　［同左］<br>⑴　死刑又は無期の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件<br>⑵　短期１年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪であつて故意の犯罪行為により被害者を死亡させたものに係る事件<br>２　［同左］<br>（少年事件の送致及び送付先）<br>**第210条**　少年事件について捜査した結果、その犯罪が罰金以下の刑に当たるものであるときは、これを家庭裁判所に送致し、禁錮以上の刑に当たるものであるときは、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。ただし、当該少年事件が特定少年に係るものであるときは、刑の軽重にかかわらず、これを検察官に送致し、又は送付しなければならない。<br>２　送致又は送付に当たり、その少年（特定少年を除く。）の被疑者について、罰金以下の刑に当たる犯罪と禁錮以上の刑に当たる犯罪とがあるときは、これらを共に一括して、検察官に送致し、又は送付するものとする。 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（警察官等拳銃使用及び取扱い規範の一部改正）

**第三条**　警察官等拳銃使用及び取扱い規範（昭和三十七年国家公安委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （用語の定義等）<br>**第２条**　［略］<br>２　警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「法」という。）第７条ただし書第１号に規定する「死刑又は無期若しくは長期３年以上の拘禁刑に当たる区悪な罪」に当たる罪を例示すると、次のとおりである。<br>⑴　不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせる罪として次に掲げるもの<br>［イ～ト　略］<br>チ　イからトまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の拘禁刑に当たる罪で、不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせるもの<br>⑵　人の生命又は身体に危害を与える罪として次に掲げるもの<br>イ　［略］<br>ロ　イに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の拘禁刑に当たる罪で、人の生命又は身体に危害を与えるもの<br>⑶　前２号に掲げる罪のほか、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われる罪として次に掲げるもの<br>［イ～ヘ　略］<br>ト　イからヘまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の拘禁刑に当たる罪で、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われるもの | （用語の定義等）<br>**第２条**　［同左］<br>２　警察官職務執行法（昭和23年法律第136号。以下「法」という。）第７条ただし書第１号に規定する「死刑又は無期若しくは長期３年以上の懲役若しくは禁錮にあたる兇悪な罪」に当たる罪を例示すると、次のとおりである。<br>⑴　［同左］<br>［イ～ト　同左］<br>チ　イからトまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、不特定若しくは多数の人の生命若しくは身体を害し、又は重要な施設若しくは設備を破壊するおそれがあり、社会に不安又は恐怖を生じさせるもの<br>⑵　［同左］<br>イ　［同左］<br>ロ　イに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に危害を与えるもの<br>⑶　［同左］<br>［イ～ヘ　同左］<br>ト　イからヘまでに掲げる罪のほか、死刑又は無期若しくは長期３年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪で、人の生命又は身体に対して危害を及ぼすおそれがあり、かつ、凶器を携帯するなど著しく人を畏怖させるような方法によつて行われるもの |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正）

**第四条**　犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則（昭和五十五年国家公安委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （法第９条第３項の国家公安委員会規則で定める場合）<br>**第15条の２**　法第９条第３項の国家公安委員会規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。<br>⑴　拘禁刑若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第３項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置をされた場合若しくは被留置受刑者として留置施設に留置をされた場合、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置をされた場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置をされた場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第２条第１項の規定による監置の裁判の執行のため監置場（監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。）に留置をされた場合<br>⑵　［略］ | （法第９条第３項の国家公安委員会規則で定める場合）<br>**第15条の２**　［同左］<br>⑴　懲役、禁錮若しくは拘留の刑の執行のため刑事施設（少年法（昭和23年法律第168号）第56条第３項の規定により少年院において刑を執行する場合における当該少年院を含む。）に拘置をされた場合若しくは被留置受刑者として留置施設に留置をされた場合、死刑の言渡しを受けて刑事施設に拘置をされた場合、労役場留置の言渡しを受けて労役場に留置をされた場合又は法廷等の秩序維持に関する法律（昭和27年法律第286号）第２条第１項の規定による監置の裁判の執行のため監置場（監置の裁判の執行を受ける者を刑事施設又は留置施設に留置する場合における当該刑事施設又は留置施設を含む。）に留置をされた場合<br>⑵　［同左］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則の一部改正）

**第五条**　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則（昭和六十年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| **別記様式第22号**（第44条、第55条、第66条関係）<br>第　　号<br>届出確認書不交付通知書<br>年　　月　　日付けで届出のあつた下記の営業については、届出確認書を交付することができないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第44条第２項（第55条第２項及び第66条第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知する。<br>年　　月　　日<br>住所<br>殿<br>公安委員会　印<br>（ふりがな）<br>氏名又は名称<br>営業所又は受付所の所在地　〒（　　）　（　　）局　　番<br>（ふりがな）<br>営業所の名称又は広告若しくは宣伝をする場合に使用する呼称<br>交付できない理由　上記営業所又は受付所が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はこれに基づく条例の規定により営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在するため。<br>注）この規定に違反した者は、２年以下の拘禁刑若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。<br>備考<br>１　受付所を複数設ける旨の届出書の提出があつた場合においては、「営業所又は受付所の所在地」欄には、受付所営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在する受付所のみを記入すること。<br>２　不要の文字は、横線で消すこと。<br>３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。 | **別記様式第22号**（第44条、第55条、第66条関係）<br>第　　号<br>届出確認書不交付通知書<br>年　　月　　日付けで届出のあつた下記の営業については、届出確認書を交付することができないので、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則第44条第２項（第55条第２項及び第66条第２項において準用する場合を含む。）の規定により通知する。<br>年　　月　　日<br>住所<br>殿<br>公安委員会　印<br>（ふりがな）<br>氏名又は名称<br>営業所又は受付所の所在地　〒（　　）　（　　）局　　番<br>（ふりがな）<br>営業所の名称又は広告若しくは宣伝をする場合に使用する呼称<br>交付できない理由　上記営業所又は受付所が、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律又はこれに基づく条例の規定により営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在するため。<br>注）この規定に違反した者は、２年以下の懲役若しくは200万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。<br>備考<br>１　受付所を複数設ける旨の届出書の提出があつた場合においては、「営業所又は受付所の所在地」欄には、受付所営業を営んではならないこととされる区域又は地域に所在する受付所のみを記入すること。<br>２　不要の文字は、横線で消すこと。<br>３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。 |

（指定講習機関に関する規則の一部改正）

**第六条**　指定講習機関に関する規則（平成二年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （運転適性指導員）<br>**第五条**　法第百八条の四第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、次に掲げる要件に該当する者とする。<br>［一・二　略］<br>三　次のいずれにも該当しない者であること。<br>［イ・ロ　略］<br>ハ　自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者<br>［四・五　略］ | （運転適性指導員）<br>**第五条**　［同上］<br>［一・二　同上］<br>三　［同上］<br>［イ・ロ　同上］<br>ハ　自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（ロに規定する罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者<br>［四・五　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（交通事故調査分析センターに関する規則の一部改正）

**第七条**　交通事故調査分析センターに関する規則（平成四年国家公安委員会規則第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （欠格事由）<br>**第二条**　分析センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第百八条の十四第二号に規定する事故例調査（以下「事故例調査」という。）に従事させてはならない。<br>［一・二　略］<br>三　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法第百八条の十八の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 | （欠格事由）<br>**第二条**　［同上］<br>［一・二　同上］<br>三　禁錮以上の刑に処せられ、又は法第百八条の十八の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則の一部改正）

**第八条**　届出自動車教習所が行う教習の課程の指定に関する規則（平成六年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （指定の基準等）<br>**第一条**　［略］<br>２　令第三十三条の五の三第一項第一号ハの規定による指定の基準（大型自動車免許（以下「大型免許」という。）に係る教習の課程（以下「教習課程（大型）」という。）に係るものに限る。）は、次に掲げるとおりとする。<br>一　届出自動車教習所において自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事する職員で次のいずれかに該当するもの（大型自動車を運転することができる免許（仮運転免許（以下「仮免許」という。）を除く。）を現に受けている者（当該免許の効力を停止されている者を除く。）に限る。以下「大型免許に係る届出自動車教習所指導員」という。）により行われるものであること。<br>イ　［略］ | （指定の基準等）<br>**第一条**　［同上］<br>２　［同上］<br>一　［同上］<br>イ　［同上］ |

| | |
|---|---|
| ロ　法第九十九条の三第四項第一号に該当する者（大型免許に係る者に限る。）又は届出自動車教習所指導員研修課程（自動車安全運転センターが行う届出自動車教習所の職員に対する自動車の運転に関する研修の課程で国家公安委員会が指定するものをいう。以下同じ。）で大型免許に係るものを修了した者であって、次のいずれにも該当しないもの<br>［(1)～(3)　略］<br>(4)　自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者<br>(5)　［略］<br>［二・三　略］<br>［3～10　略］ | ロ　［同上］<br>［(1)～(3)　同上］<br>(4)　自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者<br>(5)　［同上］<br>［二・三　同上］<br>［3～10　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（交通安全活動推進センターに関する規則の一部改正）

**第九条**　交通安全活動推進センターに関する規則（平成十年国家公安委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| （交通事故相談員）<br>**第四条**　都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第百八条の三十一第二項第三号の規定による交通事故に関する相談に応ずる業務（以下この条において「相談業務」という。）に従事させてはならない。<br>［一・二　略］<br>三　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者（次号に該当する者を除く。）<br>［四～六　略］<br>［2・3　略］<br>（調査員）<br>**第五条**　都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第百八条の三十一第二項第七号又は第八号の規定による調査の業務（以下この条において「調査業務」という。）に従事させてはならない。<br>一　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者（次号に該当する者を除く。）<br>［二・三　略］<br>2　［略］ | （交通事故相談員）<br>**第四条**　［同上］<br>［一・二　同上］<br>三　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者（次号に該当する者を除く。）<br>［四～六　同上］<br>［2・3　同上］<br>（調査員）<br>**第五条**　［同上］<br>一　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者（次号に該当する者を除く。）<br>［二・三　同上］<br>2　［同上］ |

（運転適性指導者）

**第六条**　都道府県センターは、次の各号のいずれかに該当する者を法第百八条の三十一第二項第九号の規定による運転適性指導の業務（以下この条において「指導業務」という。）に従事させてはならない。

一　［略］

二　自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。第四号において同じ。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪を犯し拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者（次号に該当する者を除く。）

［三～五　略］

2　［略］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（運転免許取得者等教育の認定に関する規則の一部改正）

**第十条**　運転免許取得者等教育の認定に関する規則（平成十二年国家公安委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （運転免許取得者等教育指導員）<br>**第二条**　法第百八条の三十二の二第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等教育を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であって、次の各号に掲げる課程の区分に応じ、当該各号に定めるもの（以下「運転免許取得者等教育指導員」という。）とする。<br>一　前条第三号に掲げる課程以外の課程　教習指導員資格者証の交付を受けた者（当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車の種類（一般原動機付自転車を用いる場合にあっては、大型自動二輪車等。イ(1)及び(2)において同じ。）に係るものに限る。）又は次のいずれにも該当する者であり、かつ、当該認定に係る運転免許取得者等教育の課程における指導に用いる自動車又は一般原動機付自転車（以下「自動車等」という。）を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。以下「免許」という。）を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）<br>イ　［略］<br>ロ　次のいずれにも該当しない者<br>［(1)・(2)　略］<br>(3)　自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者<br>二　［略］ | （運転免許取得者等教育指導員）<br>**第二条**　［同上］<br>一　［同上］<br>イ　［同上］<br>ロ　［同上］<br>［(1)・(2)　同上］<br>(3)　自動車等の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者<br>二　［同上］ |

備考　表中の［　］の記載は注記である。

（警察官等警棒等使用及び取扱い規範の一部改正）

**第十一条**　警察官等警棒等使用及び取扱い規範（平成十三年国家公安委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （用語の定義）<br>**第二条**　［略］<br>２　［略］<br>３　第四条第二項第二号の「凶悪な罪」とは、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第七条ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の拘禁刑に当たる凶悪な罪」をいう。 | （用語の定義）<br>**第二条**　［同上］<br>２　［同上］<br>３　第四条第二項第二号の「凶悪な罪」とは、警察官職務執行法（昭和二十三年法律第百三十六号）第七条ただし書第一号に規定する「死刑又は無期若しくは長期三年以上の懲役若しくは禁こにあたる兇悪な罪」をいう。 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（犯罪被害者等早期援助団体に関する規則の一部改正）

**第十二条**　犯罪被害者等早期援助団体に関する規則（平成十四年国家公安委員会規則第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （指定）<br>**第四条**　犯罪被害者等早期援助団体の指定は、犯罪被害等を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等（法第二十二条第一項に規定する犯罪被害者等をいう。以下同じ。）が再び平穏な生活を営むことができるよう支援することを目的として設立された営利を目的としない法人であって、次の要件を満たすものについて行う。<br>［一・二　略］<br>三　役員、犯罪被害相談員等及び援助事業に従事する職員のうちに次のいずれかに該当する者がいないこと。<br>イ　拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者<br>［ロ～ニ　略］<br>［四～十　略］ | （指定）<br>**第四条**　［同上］<br>［一・二　同上］<br>三　［同上］<br>イ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して二年を経過していない者<br>［ロ～ニ　同上］<br>［四～十　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則の一部改正）

**第十三条**　インターネット異性紹介事業を利用して児童を誘引する行為の規制等に関する法律施行規則（平成十五年国家公安委員会規則第十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （児童でないことの確認の方法）<br>**第五条**　［略］<br>２　前項第四号の識別符号付与業務の委託を受ける者は、次に掲げる要件を備えた者でなければならない。<br>一　次のいずれにも該当しないこと。<br>イ　［略］ | （児童でないことの確認の方法）<br>**第五条**　［同上］<br>２　［同上］<br>一　［同上］<br>イ　［同上］ |

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| ロ　拘禁刑以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者<br>［八～ト　略］<br>［二・三　略］<br>［3・4　略］ | ロ　禁錮以上の刑に処せられ、又は法の規定に違反して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して五年を経過しない者<br>［八～ト　同上］<br>［二・三　同上］<br>［3・4　同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

（運転免許取得者等検査の認定に関する規則の一部改正）

**第十四条**　運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和四年国家公安委員会規則第八号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （運転免許取得者等検査員）<br>**第二条**　法第百八条の三十二の三第一項第一号の国家公安委員会規則で定める者は、同項の認定を受けて運転免許取得者等検査を行う者又はその代理人、使用人その他の従業者であって、次の各号に掲げる方法の区分に応じ、当該各号に定めるもの（以下「運転免許取得者等検査員」という。）とする。<br>一　［略］<br>二　前条第二号に掲げる方法　次のいずれにも該当する者<br>イ　［略］<br>ロ　次のいずれにも該当しない者<br>(1)　［略］<br>(2)　自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し拘禁刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 | （運転免許取得者等検査員）<br>**第二条**　［同上］<br>一　［同上］<br>二　［同上］<br>イ　［同上］<br>ロ　［同上］<br>(1)　［同上］<br>(2)　自動車及び一般原動機付自転車（法第十八条第一項に規定する一般原動機付自転車をいう。）の運転に関し自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成二十五年法律第八十六号）第二条から第六条までの罪又は法に規定する罪（法第百十七条の二の二第一項第九号の罪を除く。）を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して三年を経過していない者 |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

（施行期日）

**第一条**　この規則は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（警察表彰規則の一部改正に伴う経過措置）

**第二条**　この規則による改正後の警察表彰規則第十条の規定の適用については、刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この条及び次条第一項において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者は、それぞれ拘禁刑に処せられた者とみなす。

（犯罪捜査規範の一部改正に伴う経過措置）

**第三条**　刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（以下「刑法等一部改正法等」という。）の施行前にした行為に係る罪に関しては、犯罪捜査規範第百二十二条第一項ただし書の規定の適用については、旧刑法第十六条に規定する拘留（次項において「旧拘留」という。）に当たる罪は拘留に当たる罪とみなし、この規則による改正後の犯罪捜査規範（次項において「新犯罪捜査規範」という。）第百八十二条の三第一項の規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ無期拘禁刑に当たる罪と、短期一年以上の有期の懲役又は禁錮に当たる罪はそれぞれ短期一年以上の拘禁刑に当たる罪とみなす。

２　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る新犯罪捜査規範第二百十条の規定の適用については、懲役又は禁錮に当たる犯罪はそれぞれ拘禁刑に当たる犯罪と、旧拘留に当たる犯罪は拘留に当たる犯罪とみなす。

（警察官等拳銃使用及び取扱い規範の一部改正に伴う経過措置）

**第四条**　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係るこの規則による改正後の警察官等拳銃使用及び取扱い規範第二条第二項（第一号チ、第二号ロ及び第三号トに係る部分に限る。）の規定の適用については、無期又は長期三年以上の懲役又は禁錮に当たる罪は、それぞれ無期又は長期三年以上の拘禁刑に当たる罪とみなす。

（犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則の一部改正に伴う経過措置）

**第五条**　当分の間、この規則による改正後の犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律施行規則第十五条の二（第一号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「拘禁刑若しくは拘留」とあるのは、「拘禁刑、拘留、刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下この号において「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役、旧刑法第十三条に規定する禁錮若しくは旧刑法第十六条に規定する拘留」とする。

（警察官等警棒等使用及び取扱い規範の一部改正に伴う経過措置）

**第六条**　刑法等一部改正法等の施行前にした行為に係る警察官等警棒等使用及び取扱い規範第四条第二項（第二号に係る部分に限る。）の規定の適用については、この規則による改正前の警察官等警棒等使用及び取扱い規範第二条第三項に規定する凶悪な罪は、この規則による改正後の警察官等警棒等使用及び取扱い規範第二条第三項に規定する凶悪な罪とみなす。

# 法規的告示

**○文部科学省告示第四十九号**

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月二十六日

文部科学大臣　阿部　俊子

大学等連携推進法人の認定等に関する規程の一部を改正する告示

大学等連携推進法人の認定等に関する規程（令和三年文部科学省告示第十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| **第三条**　大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。<br>一～十一　［略］<br>十二　役員について、次のいずれにも該当するものであること。<br>イ　［略］<br>ロ　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。<br>(1)・(2)　［略］<br>(3)　拘禁刑以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者<br>(4)　［略］<br>十三　［略］ | **第三条**　大学等連携推進法人の認定の基準は、次のとおりとする。<br>一～十一　［同上］<br>十二　役員について、次のいずれにも該当するものであること。<br>イ　［同上］<br>ロ　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がないこと。<br>(1)・(2)　［同上］<br>(3)　禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者<br>(4)　［同上］<br>十三　［同上］ |
| 備考　表中の［　］の記載は注記である。 | |

**附　則**

この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

# 公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

破産手続廃止

破産手続廃止及び免責許可決定

破産手続終結

免責許可決定

小規模個人再生による再生計画認可

## 企業年金基金変更公告

セントラル警備保障企業年金基金の事務所の所在地に変更があったので、確定給付企業年金法第15条及び確定給付企業年金法施行令第９条の規定により次のように公告する。

１．新事務所の所在地　東京都文京区本駒込６丁目12番12号

２．旧事務所の所在地　東京都渋谷区笹塚３丁目２番３号

３．変更年月日　令和７年５月26日

令和７年５月26日

セントラル警備保障企業年金基金

理事長　難波　和義

## 高圧ガス保安法に基づく高圧ガス製造保安責任者試験等に関する規則（昭和41年通商産業省令第54号）第11条の規定に基づく、令和７年度高圧ガス製造保安責任者試験及び高圧ガス販売主任者試験の実施について

令和７年５月26日

東京都港区虎ノ門四丁目３番13号
特別民間法人高圧ガス保安協会
会長　近藤　賢二

１．試験日時

令和７年11月９日（日）午前９時30分開始

２．試験地

⑴　甲種化学責任者免状、甲種機械責任者免状及び第一種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験については、別表１に掲げる試験地とする。

⑵　乙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、丙種化学（液石）責任者免状、丙種化学（特別）責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験並びに第一種販売主任者免状及び第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験については、別表２に掲げる試験地とする。

３．受験資格

年齢・性別・学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。

４．受験申請の受付期間

⑴　電子申請によるもの

令和７年８月18日（月）午前10時から令和７年９月３日（水）午後５時まで、受付期間中、24時間受け付ける。

なお、別表１及び２に掲げる試験地、試験の種類に関係なく、すべて特別民間法人高圧ガス保安協会のホームページ（https://www.khk.or.jp）上で受け付ける。

⑵　書面申請によるもの

令和７年８月18日（月）から令和７年９月１日（月）まで

郵送による場合は、令和７年９月１日（月）までの消印のあるもの（料金別納郵便及び料金後納郵便にあっては、令和７年９月１日（月）までに到着したもの）に限り受け付ける。

５．書面申請による受験願書の提出方法及び提出先

⑴　受験願書の提出方法は、郵送（簡易書留郵便又は書留郵便）又は持参とする。

⑵　２．⑴の試験の受験願書提出先は、別表１に掲げる試験地のうち、受験を希望する試験地の担当事務所とする。

ただし、沖縄県を除く試験地の郵送による受験願書提出先は、特別民間法人高圧ガス保安協会の試験・教育事業部門とする。

⑶　２．⑵の試験の受験願書提出先は、別表２に掲げる試験地のうち、受験を希望する試験地の担当事務所とする。

ただし、宮城県、愛知県、大阪府、兵庫県及び福岡県の郵送による受験願書提出先は、特別民間法人高圧ガス保安協会の試験・教育事業部門とする。北海道、東京都、神奈川県（乙種化学責任者免状、乙種機械責任者免状、丙種化学（特別）責任者免状、第二種冷凍機械責任者免状及び第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験並びに第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験に限る）の郵送による受験願書提出先は、特別民間法人高圧ガス保安協会の試験・教育事業部門とする。

⑷　上記の⑵及び⑶のうち、受験する試験の種類の科目が全科目免除に該当する受験者の受験願書提出先は、試験の種類に関係なくすべて特別民間法人高圧ガス保安協会の試験・教育事業部門とする。

６．試験の種類別による受験手数料

| 試　験　の　種　類 | 電子申請 | 書面申請 |
|---|---|---|
| 甲種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 | 17,300円 | 17,800円 |
| 甲種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 | 17,300円 | 17,800円 |
| 乙種化学責任者免状に係る製造保安責任者試験 | 11,100円 | 11,600円 |
| 乙種機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 | 11,100円 | 11,600円 |
| 丙種化学（液石）責任者免状に係る製造保安責任者試験 | 9,800円 | 10,300円 |
| 丙種化学（特別）責任者免状に係る製造保安責任者試験 | 9,800円 | 10,300円 |
| 第一種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 | 17,300円 | 17,800円 |
| 第二種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 | 11,100円 | 11,600円 |
| 第三種冷凍機械責任者免状に係る製造保安責任者試験 | 9,800円 | 10,300円 |
| 第一種販売主任者免状に係る販売主任者試験 | 8,500円 | 9,000円 |
| 第二種販売主任者免状に係る販売主任者試験 | 6,700円 | 7,200円 |

７．受験案内書の配布等

⑴　電子申請によるもの

電子申請に必要な受験案内書は、令和７年７月７日（月）から特別民間法人高圧ガス保安協会のホームページ（https://www.khk.or.jp）に掲載する。

⑵　書面申請によるもの

書面申請に必要な受験案内書は、令和７年７月７日（月）から受験を希望する試験地の担当事務所において無料で配布する。受験案内書を郵送により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。

８．合格基準

合格基準点は、各科目とも満点の60パーセント程度とする。

９．受験上の注意

⑴　試験当日、受験票に所定の写真を貼付のうえ、必ず持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票への写真無貼付の場合は、受験できないものとする。

⑵　試験問題用紙は答案用紙提出時に回収するものとする。

⑶　その他の受験上の注意にあっては、受験案内書を参照のこと。

以　上

別表１

| 試　験　地 |
|---|
| 北海道（札幌市） |
| 宮　城　県 |
| 東京都（23区） |
| 愛　知　県 |
| 大　阪　府 |
| 広　島　県 |
| 香　川　県 |
| 福　岡　県 |
| 沖縄県（本島） |

別表２

| 試　験　地 |
|---|
| 北　海　道（札幌市、函館市、室蘭市、旭川市、釧路市） |
| 青　森　県 |
| 岩　手　県 |
| 宮　城　県 |
| 秋　田　県 |
| 山　形　県 |
| 福　島　県 |
| 茨　城　県 |
| 栃　木　県 |
| 群　馬　県 |
| 埼　玉　県 |
| 千　葉　県 |
| 東　京　都（23区、大島町、三宅村、八丈町、小笠原村） |
| 神　奈　川　県 |
| 新　潟　県（新潟市、三条市、上越市） |
| 富　山　県 |
| 石　川　県 |
| 福　井　県 |
| 山　梨　県 |
| 長　野　県 |
| 岐　阜　県 |
| 静　岡　県 |
| 愛　知　県 |
| 三　重　県 |
| 滋　賀　県 |
| 京　都　府 |
| 大　阪　府 |
| 兵　庫　県 |
| 奈　良　県 |
| 和　歌　山　県 |
| 鳥　取　県 |
| 島　根　県（松江市、江津市） |
| 岡　山　県 |
| 広　島　県 |
| 山　口　県 |
| 徳　島　県 |
| 香　川　県 |
| 愛　媛　県 |
| 高　知　県 |
| 福　岡　県 |
| 佐　賀　県 |
| 長　崎　県 |
| 熊　本　県 |
| 大　分　県 |
| 宮　崎　県 |
| 鹿　児　島　県（鹿児島市、奄美市） |
| 沖　縄　県（本島、宮古島市、石垣市） |

## 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成９年通商産業省令第11号）第104条第５項の規定に基づく、令和７年度液化石油ガス設備士試験の実施について

令和７年５月26日

東京都港区虎ノ門四丁目３番13号
特別民間法人高圧ガス保安協会
会長　近藤　賢二

１．試験日時

⑴　筆記試験　令和７年11月９日（日）午前９時30分開始

⑵　技能試験　令和７年11月30日（日）

液化石油ガス設備士試験技能試験受験票の技能試験日時欄に記載された時間

なお、受験者数によって、技能試験を複数回に分けて実施する場合がある。

２．試験地
⑴　筆記試験　別表に掲げる試験地
⑵　技能試験　液化石油ガス設備士試験技能試験受験票の技能試験会場欄に記載された場所
３．受験資格
年齢、性別、学歴等に関係なく、誰でも受験することができる。
４．受験申請の受付期間
⑴　電子申請によるもの
令和７年８月18日（月）午前10時から令和７年９月３日（水）午後５時まで、受付期間中、24時間受け付ける。
なお、別表に掲げる試験地に関係なく、すべて特別民間法人高圧ガス保安協会のホームページ（https://www.khk.or.jp）上で受け付ける。
⑵　書面申請によるもの
令和７年８月18日（月）から令和７年９月１日（月）まで
郵送による場合は、令和７年９月１日（月）までの消印のあるもの（料金別納郵便及び料金後納郵便にあっては、令和７年９月１日（月）までに到着したもの）に限り受け付ける。
５．書面申請による受験願書の提出方法及び提出先
⑴　受験願書の提出方法は、郵送（簡易書留郵便又は書留郵便）又は持参とする。
⑵　別表に掲げる試験地のうち、受験を希望する試験地の担当事務所とする。
６．受験手数料
電子申請　22,700円　書面申請　23,200円
７．受験案内書の配布等
⑴　電子申請によるもの
電子申請に必要な受験案内書は、令和７年７月７日（月）から特別民間法人高圧ガス保安協会のホームページ（https://www.khk.or.jp）に掲載する。
⑵　書面申請によるもの
書面申請に必要な受験案内書は、令和７年７月７日（月）から受験を希望する試験地の担当事務所において無料で配布する。受験案内書を郵送により求める場合には、当該事務所に照会のこと。この場合、送料は受験者負担とする。
８．合格基準
合格基準点は、筆記（各科目）・技能試験とも、それぞれ満点の60パーセント程度とする。
９．受験上の注意
⑴　試験当日、受験票に所定の写真を貼付のうえ、必ず持参すること。受験票を持参しなかった場合又は受験票への写真無貼付の場合は、受験できないものとする。
⑵　試験問題用紙は答案用紙提出時に回収するものとする。
⑶　その他の受験上の注意にあっては、受験案内書を参照のこと。

以　上

別表

| 試　験　地 |
|---|
| 北　海　道（札幌市、函館市、室蘭市、旭川市、釧路市） |
| 青　森　県 |
| 岩　手　県 |
| 宮　城　県 |
| 秋　田　県 |
| 山　形　県 |
| 福　島　県 |
| 茨　城　県 |
| 栃　木　県 |
| 群　馬　県 |
| 埼　玉　県 |
| 千　葉　県 |
| 東　京　都（23区、大島町、三宅村、八丈町、小笠原村） |
| 神　奈　川　県 |
| 新　潟　県 |
| 富　山　県 |
| 石　川　県 |
| 福　井　県 |
| 山　梨　県 |
| 長　野　県 |
| 岐　阜　県 |
| 静　岡　県 |
| 愛　知　県 |
| 三　重　県 |
| 滋　賀　県 |
| 京　都　府 |
| 大　阪　府 |
| 兵　庫　県 |
| 奈　良　県 |
| 和　歌　山　県 |
| 鳥　取　県 |
| 島　根　県（松江市、江津市） |
| 岡　山　県 |
| 広　島　県 |
| 山　口　県 |
| 徳　島　県 |
| 香　川　県 |
| 愛　媛　県 |
| 高　知　県 |
| 福　岡　県 |
| 佐　賀　県 |
| 長　崎　県 |
| 熊　本　県 |
| 大　分　県 |
| 宮　崎　県 |
| 鹿　児　島　県（鹿児島市、奄美市） |
| 沖　縄　県（本島、宮古島市、石垣市） |

## 会社その他の公告

**解散公告**

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

北海道函館市高松町四三〇番地

有限会社ゆんたく会館

清算人　谷本志のぶ

**解散公告**

当社は、令和七年五月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

北海道滝川市泉町一丁目一番二一号

株式会社レビオ

代表清算人　高瀬　幸子

**解散公告**

当社は、令和七年五月五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

札幌市豊平区平岸四条十二丁目三番七号

有限会社秋元商店

清算人　丸山　択真

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

宮城県名取市増田字柳田六七六番地

有限会社印刷センター

清算人　中澤　美江

**解散公告**

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

福島県郡山市小原田三丁目一八番七号ア

ネックスミカド八〇五

株式会社あけぼの給食

代表清算人　渡邊　早苗

**解散公告**

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

茨城県東茨城郡大洗町磯浜町二七二三番地

株式会社藤フーズ

代表清算人　清水　千恵

**解散公告**

当社は、令和七年五月十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

茨城県牛久市南六丁目二番地九

株式会社リスク総研

代表清算人　本間有紀子

**解散公告**

当社は、令和七年二月十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

埼玉県東松山市大字下青鳥一三七八番地八号

合同会社メティス

代表清算人　野口　友也

**解散公告**

当社は、令和七年四月十日社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

埼玉県さいたま市南区四谷一丁目二番二八―一号

合同会社スズキカク

代表清算人　鈴木　咲絵

**解散公告**

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

埼玉県児玉郡神川町大字八日市七五二番地三四

ＭＹアイリス株式会社

代表清算人　飯塚　慶信

**解散公告**

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

埼玉県和光市本町三一番一二―四〇五号Ｃ

Ｉハイツ　一般社団法人地域公益推進機構

清算人　小倉　順子

**解散公告**

当社は、令和七年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

埼玉県戸田市上戸田二丁目三二番一七号第一ゆりハイツ一〇三号

株式会社木づくり不動産

代表清算人　大野　清弘

**解散公告**

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

千葉県成田市十余三　一五一番地四二八

有限会社システムエイト

清算人　青柳　博美

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都世田谷区下馬一丁目三八番一七号

株式会社ドアーズ

代表清算人　小林　俊明

**解散公告**

当社は、令和七年五月二十三日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都足立区千住橋戸町七二番地三

株式会社サンアース

代表清算人　金鶴　友昇

**解散公告**

当法人は、令和六年十二月二十五日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都世田谷区祖師谷一丁目二五番三号

特定非営利活動法人ＬＩＮＫ

清算人　森　健輔

**解散公告**

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都中央区日本橋蛎殻町一丁目二番七号

株式会社レイワン

代表清算人　井東　純平

**解散公告**

当法人は、令和七年四月三十日開催の臨時社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都板橋区三園一丁目一一番一五号

特定非営利活動法人日本コスプレ協会

清算人　川本亜理沙

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都葛飾区東金町六丁目一二番一〇号

株式会社太閤

代表清算人　大橋　豊

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都港区虎ノ門一丁目二三番一号

株式会社ウィズテックファーマ

代表清算人　長谷川修司

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都港区六本木一丁目九番一〇号アークヒルズ仙石山森タワー四〇階

ＭＨロジスティクス合同会社

清算人　長尾　誠

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都港区芝大門二丁目一二番一〇号Ｔ＆Ｇ浜松町ビル二Ｆ

株式会社Ｃｒｏｗｅ　ＡＫＨ

代表清算人　中田　啓

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都港区六本木三丁目二番一号住友不動産六本木グランドタワー

ｂ－ｍｏｎｓｔｅｒ株式会社

代表清算人　塚田　美樹

**解散公告**

当社は、令和七年三月三十一日に解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都新宿区新宿四丁目三番一五号

合同会社ブラインドライターズ

清算人　増井　涼子

**解散公告**

当社は、令和七年四月二十三日総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都調布市布田二丁目二番地六調布マンション二〇五

光宝合同会社

清算人　青海　宝

**解散公告**

当社は、令和七年五月九日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都港区麻布台一丁目三番一号麻布台ヒルズ森ＪＰタワー

有限会社千代田住宅ローン債権保証

清算人　落合　幸隆

**解散公告**

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都港区六本木一丁目六番一号泉ガーデンタワー

銀座マロニエ一般社団法人

代表清算人　中村　武

**解散公告**

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により同日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都港区赤坂二丁目一七番七号

アイキャップ・エナジー・ジャパン株式会社　代表清算人　タティパムラ武訓努

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都中野区本町六丁目一六番一二号

株式会社エーエムプラザ

代表清算人　髙橋　康浩

**解散公告**

当組合は、令和七年五月二十三日に解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都千代田区丸の内一丁目九番二号

インテグラル・リアルエステート1号有限責任事業組合

清算人　インテグラル・リアルエステート株式会社

職務執行者　江村　峻徳

**解散公告**

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都台東区千束四丁目一七番一七号

株式会社ロイヤル観光

代表清算人　坂野　寿治

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都江戸川区西葛西一丁目一一番二〇号

合同会社Ｂｉｇｂｌｕｅ

清算人　小林　楓季

連絡先　東京都中央区銀座一―一三―四大和銀座一ビル二階トゥエルブ法律事務所

**解散公告**

当社は、令和五年十月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都足立区千住仲町二番三号ハマノ第一ビル五階

株式会社カライドスコープ

代表清算人　織田　倫子

**解散公告**

当社は、令和七年三月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都世田谷区北沢三丁目三四番七号

有限会社三浦塗装店

代表清算人　三浦　幸男

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

東京都大田区大森東五丁目二〇番一一号

有限会社誠邦建設

清算人　飯沼　邦夫

**解散公告**

当社は、令和七年五月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

神奈川県大和市中央林間西二丁目一〇番一号

株式会社ロカライブリィ

代表清算人　保田　清江

**解散公告**

当社は、令和七年五月二十三日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

神奈川県相模原市中央区富士見五丁目一二番一二号

有限会社東北建設

清算人　渡邊　弘

**解散公告**

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

新潟県南魚沼市浦佐八一一番地

有限会社大和部品

代表清算人　加藤　光宏

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

富山県魚津市吉島二二六―一

株式会社ＤＬ

代表清算人　杜　照輝

**解散公告**

当社は、令和七年五月一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

富山県黒部市三日市字庚申一五〇二番地の一四

青山総合保険代理店株式会社

代表清算人　青山　富枝

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

石川県河北郡津幡町字太田い七一番地一

有限会社南勇建築

清算人　南　信広

**解散公告**

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

山梨県甲府市中央四丁目八番八―一〇〇二号

ＭＡＲＵＴＩ　ＪＡＰＡＮ株式会社

代表清算人　パテル・ヴィシャルクマル・アマルシバイ

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

名古屋市熱田区桜田町七番七号

有限会社サンアイ商事

清算人　川上　実

**解散公告**

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

愛知県大府市共和町三丁目八番地二クレスト共和六〇三号室

株式会社大昇設備

代表清算人　水野　大義

**解散公告**

当社は、令和七年五月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

三重県伊勢市吹上一丁目七番三号

株式会社ＲＣＸＩＡ

代表清算人　中島　葵

**解散公告**

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

京都市上京区下立売通智恵光院西入中村町五二一番地

有限会社渡辺正治製紐

清算人　渡辺　正治

**解散公告**

当法人は、令和七年五月九日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

大阪市淀川区木川西一丁目一一番一一号

ＮＰＯ法人Ｋ―Ｈ．Ｅ．Ａ．Ｔ．

清算人　小坂　和雄

**解散公告**

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

大阪市中央区上汐二丁目六番一三号

株式会社共和メンテ

代表清算人　菅野美枝子

**解散公告**

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

大阪市住之江区西加賀屋四丁目三番五―四一四号

株式会社栗浜鉄工所

代表清算人　栗濱　篤子

**解散公告**

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

大阪市福島区鷺洲二丁目一五番三三号

有限会社やまが

清算人　岡元　俊一

**解散公告**

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

神戸市中央区八幡通四丁目二番九号フラワーロードビル三Ｆ

スマイル神戸株式会社

代表清算人　村井　大介

**解散公告**

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

兵庫県尼崎市猪名寺一丁目一八番一七号

有限会社電化プラザＮａＶｉ

清算人　小西　勝

**解散公告**

当社は、会社法第三一九条第一項の規定による令和七年四月三十日付株主総会書面決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

兵庫県加古川市野口町野口一三―一岡田ビル二〇二Ｂ

株式会社へるぷさーびす翔

代表清算人　樫本千鶴子

**解散公告**

当組合は、令和七年二月一日総組合員の同意により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

奈良県大和郡山市城南町五番六五号

Ｒｅｆｒａｉｎ有限責任事業組合

清算人　内田慎一郎

**解散公告**

当社は解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

鳥取県米子市新開七丁目一三番四五号

合同会社Ｓ・サポート

清算人　永塚　優

**解散公告**

当社は、令和七年五月八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

岡山県岡山市北区富吉二四一〇番地

昭和技術測量株式会社

代表清算人　片山　和正

**解散公告**

当社は、令和七年四月二十六日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

岡山市北区駅前町一丁目一〇番二〇号放駒ビル二Ｆ

ＴＥＰＰＥＮ株式会社

代表清算人　小林　翔

**解散公告**

当法人は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

岡山県笠岡市吉浜一〇〇四番地一

特定非営利活動法人婚活アシスト

清算人　東川　三郎

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

広島県広島市安佐南区山本一丁目七番三号

株式会社クリンディ

代表清算人　松本　歳宏

**解散公告**

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

広島市中区江波西一丁目二番八号

有限会社クラップス

清算人　吉田　浩士

**解散公告**

当社は、令和七年一月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

徳島市津田海岸町五番四三号

株式会社エヌエス

代表清算人　北内　義彦

**解散公告**

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

愛媛県松山市土居田町二〇二番地一

有限会社栄光保険サービス

清算人　須山チヱ子

**解散公告**

当社は、令和七年四月三十日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

高知県高知市春野町西分二六七八番地一

株式会社ソニックギア

代表清算人　小島　英敬

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

福岡県那珂川市大字山田一一六七番地の四

ＮＡＮＡＣＡＦＥ株式会社

代表清算人　萬　光男

**解散公告**

当社は、令和七年四月七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

大分県国東市国東町浜五七〇二番地

有限会社北島建設

清算人　北島　崇

**解散公告**

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

鹿児島市東佐多町四六二番地一

有限会社三和住宅設備

清算人　吉見　文子

**解散公告（第一回）**

当組合は、令和七年三月十八日付宮城県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から令和七年七月二十八日までにお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

宮城県黒川郡大和町しあわせの杜二三番地の一　大和町杜の丘北部土地区画整理組合

清算人代表　遠藤　森寿

**解散公告（第一回）**

当組合は、令和七年三月二十一日開催の臨時総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

福島県相馬市石上字南白髭三二〇

福島県浜通り農民運動連合会岩子漁業生産組合

代表清算人　岡本　泰伸

**解散公告（第一回）**

当土地改良区は、令和七年三月三十一日に解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に清算人に申し出られたく、土地改良法（昭和二十四年法律第一九五号）第六十九条の二の規定により公告します。

なお、当該期間内にお申し出がないときは、清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

山口県岩国市柱島一三二番地七

清算法人岩国市柱島土地改良区

代表清算人　笹川　清

**解散公告（第一回）**

当組合は、令和七年三月三十一日開催の総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

熊本県八代市千丁町古閑出二〇五二番地

農事組合法人西下アルファーム

清算人　久木田　毅

**解散公告（第三回）**

当組合は、令和七年四月二十五日開催の臨時総会の決議により同年四月二十六日付で解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

富山県富山市下奥井二丁目三番地大和薬品工業株式会社内　大和薬品工業労働組合

清算人　花岡明日香

**解散公告（第三回）**

当土地改良区は、令和七年四月二十二日岐阜県知事の認可により解散したので、当土地改良区に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

岐阜県恵那市長島町正家一丁目一番地一

清算法人えな土地改良区

代表清算人　伊藤　常光

**解散公告（第三回）**

当組合は、令和七年三月二十八日宜野湾市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（令和七年五月十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年五月二十六日

沖縄県宜野湾市野嵩一丁目一番一号

宜野湾市佐真下土地区画整理組合

代表清算人　下田　哲

**第２期決算公告**　令和７年３月31日

東京都港区元麻布三丁目１番６号

**Cuttlefish Digital Japan Limited株式会社**

代表取締役

トーマス・ウィリアム・ガンダートン

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 5,242,655 |
| | **資産合計** | **5,242,655** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 5,009,584 |
| | 株主資本 | 233,071 |
| | 資本金 | 150,000 |
| | 利益剰余金 | 83,071 |
| | その他利益剰余金 | 83,071 |
| | （うち当期純利益） | (83,071) |
| | **負債・純資産合計** | **5,242,655** |

## 第 77 期 決 算 公 告

令和７年５月26日

青森県十和田市西三番町20―63

SANBONGI 三本木商事株式会社

代表取締役　長谷地　信也

**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 56,683 |
| | 固定資産 | 58,659 |
| | 合計 | 115,342 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 39,189 |
| | 固定負債 | 26,236 |
| | 株主資本 | 49,917 |
| | 資本金 | 17,500 |
| | 利益剰余金 | 32,417 |
| | 利益準備金 | 1,818 |
| | その他利益剰余金 | 30,599 |
| | （うち当期純利益） | (2,232) |
| | 合計 | 115,342 |

## 第 39 期 決 算 公 告

令和７年５月23日

千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
**株式会社生活品質科学研究所**
代表取締役　間處　博子

**貸 借 対 照 表 の 要 旨**
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,010,089 | 流動負債 | 439,464 |
| 固定資産 | 518,171 | （うち賞与引当金） | (92,429) |
| | | 固定負債 | 36,188 |
| | | 株主資本 | 1,052,608 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 15,803 |
| | | 資本準備金 | 15,803 |
| | | 利益剰余金 | 936,804 |
| | | 利益準備金 | 25,000 |
| | | その他利益剰余金 | 911,804 |
| | | （うち当期純利益） | (135,781) |
| **資産合計** | **1,528,260** | **負債・純資産合計** | **1,528,260** |

## 第 40 期 決 算 公 告

2025年５月26日
青森県八戸市沼館三丁目６番13号
**太平洋興産株式会社**
代表取締役社長　泉本　　忍

**貸借対照表の要旨**
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 212,542 |
| | 固定資産 | 3,633 |
| | 合計 | 216,175 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 34,088 |
| | 固定負債 | 77,575 |
| | 株主資本 | 104,512 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | 利益剰余金 | 54,512 |
| | その他利益剰余金 | 54,512 |
| | （うち当期純損失） | (62,729) |
| | 合計 | 216,175 |

## 第 4 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
東京都港区浜松町二丁目12番11号
Bizflex浜松町
**ヴァンティーバ・ジャパン株式会社**
代表取締役　ダニエル・ストロック・ザンブラノ

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 34,451 |
| | 固定資産 | 41,384 |
| | 資産合計 | 75,836 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 124,323 |
| | 株主資本 | △48,487 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | △51,487 |
| | その他利益剰余金 | △51,487 |
| | （うち当期純損失） | (54,196) |
| | 負債・純資産合計 | 75,836 |

## 第８期決算公告

令和７年５月26日
東京都港区西新橋三丁目24番８号
山内ビル３階
**テクニカラージャパン株式会社**
代表取締役　ダニエル・ストロック・ザンブラノ

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（百万円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 319 |
| | 資産合計 | 319 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 19 |
| | 固定負債 | 3,093 |
| | 株主資本 | △2,793 |
| | 資本金 | 90 |
| | 資本剰余金 | 1,883 |
| | その他資本剰余金 | 1,883 |
| | 利益剰余金 | △4,766 |
| | その他利益剰余金 | △4,766 |
| | （うち当期純損失） | (191) |
| | 負債・純資産合計 | 319 |

## 第 46 期決算公告

令和７年５月26日
千葉県千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
**イオンライフ株式会社**
代表取締役　中村　敏之

**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 109,226 |
| | 固定資産 | 16,632 |
| | 資産合計 | 125,859 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 489,262 |
| | （うち賞与引当金） | (3,148) |
| | 固定負債 | 4,051 |
| | 株主資本 | △367,454 |
| | 資本金 | 65,000 |
| | 資本剰余金 | 42,027 |
| | 利益剰余金 | △474,481 |
| | その他利益剰余金 | △474,481 |
| | （うち当期純損失） | (10,048) |
| | 負債・純資産合計 | 125,859 |

## 第 21 期決算公告

令和７年５月24日
高崎市旭町45番地
**株式会社高崎髙島屋**
代表取締役　倉橋　英一

**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 10,970,345 |
| | 固定資産 | 2,478,291 |
| | 合計 | 13,448,637 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 3,528,637 |
| | 固定負債 | 425,180 |
| | 株主資本 | 9,494,819 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | 資本剰余金 | 4,110,431 |
| | 資本準備金 | 4,110,431 |
| | 利益剰余金 | 5,334,387 |
| | その他利益剰余金 | 5,334,387 |
| | （うち当期純利益） | (220,323) |
| | 合計 | 13,448,637 |

## 第９期決算公告

令和７年５月26日
栃木県宇都宮市平出工業団地47番地２
**東武栃木生コン株式会社**
代表取締役　田上　秀文

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 989,982 |
| | 固定資産 | 1,819,751 |
| | 合計 | 2,809,733 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 684,259 |
| | 固定負債 | 543,726 |
| | 株主資本 | 675,926 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | 資本剰余金 | 147,000 |
| | 資本準備金 | 147,000 |
| | 利益剰余金 | 478,926 |
| | その他利益剰余金 | 478,926 |
| | （うち当期純利益） | (114,603) |
| | 評価・換算差額等 | 905,822 |
| | 合計 | 2,809,733 |

## 2024 年 度 決 算 公 告

2025年５月26日
東京都港区虎ノ門二丁目２番１号
住友不動産虎ノ門タワー19階
**株式会社Ｈ２Ｃｏｒｐｏｒａｔｉｏｎ**
代表取締役　川嶋　啓嗣

**貸借対照表の要旨**（2024年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 199,547 |
| | 固定資産 | 2,604 |
| | 資産合計 | 202,152 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 37,571 |
| | 株主資本 | 164,580 |
| | 資本金 | 100,000 |
| | 資本剰余金 | 311,000 |
| | 資本準備金 | 311,000 |
| | 利益剰余金 | △246,419 |
| | その他利益剰余金 | △246,419 |
| | （うち当期純利益） | (33) |
| | 負債・純資産合計 | 202,152 |

## 第 14 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
千葉県松戸市八ケ崎八丁目16番地の１
**株式会社リノキノ**
代表取締役　赤沼　　暢

**貸借対照表の要旨**（令和６年７月31日現在）

| 科目 | | 金額（百万円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 248 |
| | 固定資産 | 268 |
| | 繰延資産 | 10 |
| | 合計 | 526 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 146 |
| | 固定負債 | 325 |
| | 株主資本 | 54 |
| | 資本金 | 10 |
| | 利益剰余金 | 44 |
| | その他利益剰余金 | 44 |
| | （うち当期純利益） | (7) |
| | 合計 | 526 |

## 第 15 期決算公告

2025年５月26日
千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
**トップバリュコレクション株式会社**
代表取締役　大迫　博文

**貸借対照表の要旨**（2025年２月28日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 3,366,379 |
| | 固定資産 | 76,163 |
| | 資産合計 | 3,442,542 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 19,548,914 |
| | （賞与引当金） | (47,070) |
| | 株主資本 | △16,106,372 |
| | 資本金 | 350,000 |
| | 資本剰余金 | 350,000 |
| | 資本準備金 | 350,000 |
| | 利益剰余金 | △16,806,372 |
| | その他利益剰余金 | △16,806,372 |
| | （うち当期純損失） | (4,338,280) |
| | 負債・純資産合計 | 3,442,542 |

## 第 6 期 決 算 公 告

令和７年４月25日
東京都北区滝野川一丁目66番７号
**株式会社マック**
代表取締役　川島　　賢

**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,155 |
| | 固定資産 | 190,200 |
| | 繰延資産 | 401 |
| | 合計 | 191,756 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 70 |
| | 固定負債 | — |
| | 株主資本 | 191,686 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | 190,686 |
| | その他利益剰余金 | 190,686 |
| | （うち当期純利益） | (191,994) |
| | 合計 | 191,756 |

## 第 10 期 決 算 公 告

2025年５月26日
東京都品川区東品川四丁目12番３号
**株式会社ライフフィナンシャルサービス**
代表取締役　武田　淳司

**貸借対照表の要旨**
（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 18,862 |
| | 固定資産 | 164 |
| | 合計 | 19,026 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 17,652 |
| | 株主資本 | 1,373 |
| | 資本金 | 499 |
| | 資本剰余金 | 499 |
| | 資本準備金 | 499 |
| | 利益剰余金 | 375 |
| | その他利益剰余金 | 375 |
| | （うち当期純利益） | (262) |
| | 合計 | 19,026 |

## 第 35 期決算公告

令和７年５月26日
東京都世田谷区玉川台２丁目28番５号
**株式会社テクノサイエンスジャパン**
代表取締役　山田　和謙

**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 2,205,281 |
| | 固定資産 | 119,654 |
| | 資産合計 | 2,324,936 |
| 負純資産及のび部 | 流動負債 | 846,424 |
| | 固定負債 | 615,342 |
| | 株主資本 | 863,168 |
| | 資本金 | 96,000 |
| | 資本剰余金 | 47,600 |
| | 資本準備金 | 47,600 |
| | 利益剰余金 | 719,568 |
| | 利益準備金 | 1,350 |
| | その他利益剰余金 | 718,218 |
| | （うち当期純利益） | (114,736) |
| | 負債・純資産合計 | 2,324,936 |

## 第１期決算公告

令和７年５月26日
東京都千代田区霞が関三丁目２番６号
東京倶楽部ビルディング11階
**Machinex Technologies Japan株式会社**
代表取締役　ピエール・パレ

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 2,022 |
| | 合計 | 2,022 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,476 |
| | 株主資本 | △453 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | △1,453 |
| | その他利益剰余金 | △1,453 |
| | （うち当期純損失） | （1,453） |
| | 合計 | 2,022 |

## 第156期決算公告

令和７年４月22日
東京都千代田区丸の内二丁目１番１号
**中外産業株式会社**
代表取締役　三上　浩

**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 597,703 |
| | 固定資産 | 1,178,721 |
| | 合計 | 1,776,424 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 15,768 |
| | 固定負債 | 63,511 |
| | 株主資本 | 1,697,143 |
| | 資本金 | 18,000 |
| | 利益剰余金 | 1,679,143 |
| | 利益準備金 | 4,500 |
| | その他利益剰余金 | 1,674,643 |
| | （うち当期純利益） | （121,740） |
| | 合計 | 1,776,424 |

## 第９期決算公告

令和７年５月26日
東京都千代田区大手町一丁目６番１号
大手町ビル４階ＦＩＮＯＬＡＢ
**Ｃｏｉｎｂａｓｅ株式会社**
代表取締役　デイビッド・ファーマー

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 82,332 |
| | 合計 | 82,332 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 893 |
| | 株主資本 | 81,439 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 資本剰余金 | 3,455,920 |
| | 資本準備金 | 3,455,920 |
| | 利益剰余金 | △3,384,480 |
| | その他利益剰余金 | △3,384,480 |
| | （うち当期純損失） | （13,052） |
| | 合計 | 82,332 |

## 第66期決算公告

令和７年５月26日
神奈川県平塚市田村九丁目24番８号
**株式会社三和ケミカル**
代表取締役社長　京田　智

**貸借対照表の要旨**（令和７年１月31日現在）

| 科目 | | 金額（百万円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 869 |
| | 固定資産 | 754 |
| | 資産合計 | 1,623 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 379 |
| | 固定負債 | 332 |
| | 株主資本 | 912 |
| | 資本金 | 200 |
| | 利益剰余金 | 712 |
| | 利益準備金 | 50 |
| | その他利益剰余金 | 662 |
| | （うち当期純利益） | （194） |
| | 負債・純資産合計 | 1,623 |

## 第49期決算公告

令和７年５月26日
神奈川県横浜市金沢区福浦一丁目６番８号
**株式会社アルファロッカーシステム**
代表取締役　和田　寿成

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 2,746,259 |
| | 固定資産 | 462,172 |
| | 合計 | 3,208,431 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 944,546 |
| | 賞与引当金 | 97,751 |
| | 固定負債 | 54 |
| | 株主資本 | 2,263,831 |
| | 資本金 | 100,000 |
| | 利益剰余金 | 2,163,831 |
| | 利益準備金 | 75,000 |
| | その他利益剰余金 | 2,088,831 |
| | （うち当期純利益） | （368,975） |
| | 合計 | 3,208,431 |

## 第７期決算公告

令和７年５月26日
東京都中央区日本橋三丁目９番１号
日本橋三丁目スクエア11階
**Cumberland Japan株式会社**
代表取締役　保呂田貞行

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 5,683,945,514 |
| | 資産合計 | 5,683,945,514 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 33,351,602 |
| | 固定負債 | 5,469,917,676 |
| | 株主資本 | 180,676,236 |
| | 資本金 | 151,900,000 |
| | 利益剰余金 | 28,776,236 |
| | その他利益剰余金 | 28,776,236 |
| | （うち当期純損失） | （18,928,227） |
| | 負債・純資産合計 | 5,683,945,514 |

## 第30期決算公告

令和７年５月26日
大阪市此花区北港白津１丁目11番52号
**舞洲流通センター株式会社**
代表取締役　川畑　博之

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 179,570 |
| | 固定資産 | 140,433 |
| | 合計 | 320,003 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 197,931 |
| | 固定負債 | 585,621 |
| | 株主資本 | △ 463,549 |
| | 資本金 | 100,000 |
| | 利益剰余金 | △ 563,549 |
| | 利益準備金 | 1,000 |
| | その他利益剰余金 | △ 564,549 |
| | （うち当期純利益） | （11,050） |
| | 合計 | 320,003 |

## 第43期決算公告

令和７年５月26日
京都市南区上鳥羽上調子町５番地
**株式会社バンディック**
代表取締役社長　寺内　利浩

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,418,227 |
| | 固定資産 | 1,339,089 |
| | 合計 | 2,757,316 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 425,631 |
| | 固定負債 | 99,385 |
| | 株主資本 | 2,232,300 |
| | 資本金 | 96,000 |
| | 利益剰余金 | 2,136,300 |
| | 利益準備金 | 24,000 |
| | その他利益剰余金 | 2,112,300 |
| | （うち当期純利益） | （309,750） |
| | 合計 | 2,757,316 |

## 第18期決算公告

令和７年５月26日
新潟県十日町市上野甲944番地
**株式会社上野**
代表取締役　丸山　賢一

**貸借対照表の要旨**（令和７年１月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 186,921 |
| | 固定資産 | 17,149 |
| | 合計 | 204,070 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 15,208 |
| | 固定負債 | 4,800 |
| | 株主資本 | 184,062 |
| | 資本金 | 19,000 |
| | 利益剰余金 | 165,062 |
| | 利益準備金 | 1,330 |
| | その他利益剰余金 | 163,732 |
| | （うち当期純利益） | （23,845） |
| | 合計 | 204,070 |

## 第40期決算公告

2025年５月26日
鹿児島県志布志市志布志町志布志3307番地
**志布志飼料株式会社**
代表取締役社長　遠藤　文則

**貸借対照表の要旨**（2025年３月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 346,941 |
| | 固定資産 | 1,954,770 |
| | 合計 | 2,301,712 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 367,435 |
| | 固定負債 | 1,250,402 |
| | 株主資本 | 683,875 |
| | 資本金 | 200,000 |
| | 利益剰余金 | 483,875 |
| | 利益準備金 | 2,000 |
| | その他利益剰余金 | 481,875 |
| | （うち当期純利益） | （38,155） |
| | 合計 | 2,301,712 |

## 第21期決算公告

令和７年５月23日
岡山市北区本町６番40号
**株式会社岡山髙島屋**
代表取締役　岡　憲史

**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 2,532,603 |
| | 固定資産 | 1,123,421 |
| | 合計 | 3,656,024 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 4,892,563 |
| | 固定負債 | 500,518 |
| | 株主資本 | △ 1,737,056 |
| | 資本金 | 90,000 |
| | 資本剰余金 | 1,122,179 |
| | 資本準備金 | 1,122,179 |
| | 利益剰余金 | △ 2,949,235 |
| | その他利益剰余金 | △ 2,949,235 |
| | （うち当期純損失） | （27,816） |
| | 合計 | 3,656,024 |

## 第46期決算公告

令和７年５月23日
兵庫県尼崎市若王寺３丁目19番12号
**イワタニファインガス株式会社**
代表取締役社長　藤川　雅也

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 510,768 |
| | 固定資産 | 373,842 |
| | 合計 | 884,610 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 339,249 |
| | 固定負債 | 56,610 |
| | 株主資本 | 487,223 |
| | 資本金 | 40,000 |
| | 利益剰余金 | 447,223 |
| | 利益準備金 | 10,000 |
| | その他利益剰余金 | 437,223 |
| | （うち当期純利益） | （121,738） |
| | 評価・換算差額等 | 1,528 |
| | 有価証券評価差額金 | 1,528 |
| | 合計 | 884,610 |

**第７期決算公告**　令和７年５月26日
東京都中央区日本橋二丁目４番１号
**株式会社アール・ティー・ディー**
代表取締役　二宮　理恵
**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 306,437 |
| | 固定資産 | 3,106 |
| | **資産合計** | **309,543** |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 254,205 |
| | **負債合計** | **254,205** |
| | 株主資本 | 55,338 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 45,338 |
| | 利益準備金 | 400 |
| | その他利益剰余金 | 44,938 |
| | （うち当期純利益） | (2,959) |
| | **純資産合計** | **55,338** |
| | **負債・純資産合計** | **309,543** |

**第26期決算公告**
2025年５月22日
埼玉県志木市本町五丁目26番１号
**株式会社　志木都市開発**
代表取締役　羽生　典弘
**貸借対照表の要旨**
（2025年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 86,391 |
| | **合計** | **86,391** |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 3,766 |
| | 株主資本 | 82,624 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | 52,624 |
| | その他利益剰余金 | 52,624 |
| | （うち当期純利益） | (782) |
| | **合計** | **86,391** |

**第33期決算公告**　2025年５月23日
秋田市寺内字イサノ98番１号
**秋田ノーミ株式会社**
代表取締役　山下　幸夫
**貸借対照表の要旨**（2025年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 434,865 |
| | 固定資産 | 36,129 |
| | **資産合計** | **470,995** |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 80,850 |
| | 固定負債 | 29,022 |
| | 株主資本 | 361,122 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 341,122 |
| | 利益準備金 | 5,000 |
| | その他利益剰余金 | 336,122 |
| | （うち当期純利益） | (22,929) |
| | **負債・純資産合計** | **470,995** |

**第29期決算公告**　令和７年５月26日
東京都豊島区北大塚二丁目３番13号
**株式会社らくらく**
代表取締役　木崎　秀安
**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 192,806 |
| | 固定資産 | 30,172 |
| | **資産合計** | **222,979** |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 2,205 |
| | **負債合計** | **2,205** |
| | 株主資本 | 220,773 |
| | 資本金 | 220,000 |
| | 利益剰余金 | 773 |
| | その他利益剰余金 | 773 |
| | （うち当期純利益） | (177) |
| | **純資産合計** | **220,773** |
| | **負債・純資産合計** | **222,979** |

**第10期決算公告**　2025年５月26日
東京都港区東新橋一丁目５番２号
**セラニーズエレクトロニクスマテリアル株式会社**
代表取締役　大沼　永
**貸借対照表の要旨**（2024年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,323 |
| | 固定資産 | 147 |
| | **資産合計** | **1,470** |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 558 |
| | 株主資本 | 912 |
| | 資本金 | 400 |
| | 資本剰余金 | 23 |
| | 資本準備金 | 23 |
| | 利益剰余金 | 489 |
| | 利益準備金 | 76 |
| | その他利益剰余金 | 413 |
| | （うち当期純利益） | (35) |
| | **負債・純資産合計** | **1,470** |

**第13期決算公告**　令和７年５月23日
東京都千代田区内神田一丁目14番10号
**イオン・リートマネジメント株式会社**
代表取締役　関　　延明
**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,587,685 |
| | 固定資産 | 230,011 |
| | **資産合計** | **1,817,697** |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 356,964 |
| | （賞与引当金） | (56,351) |
| | 固定負債 | 20,812 |
| | 株主資本 | 1,439,919 |
| | 資本金 | 350,000 |
| | 資本剰余金 | 350,000 |
| | 資本準備金 | 350,000 |
| | 利益剰余金 | 739,919 |
| | その他利益剰余金 | 739,919 |
| | （うち当期純利益） | (776,282) |
| | **負債・純資産合計** | **1,817,697** |

**第92期決算公告**　2025年５月26日
東京都三鷹市上連雀１丁目12番17号
**株式会社テスコ**
代表取締役社長　内藤　　剛
**貸借対照表の要旨**（2025年２月28日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 2,733,169 |
| | 固定資産 | 219,664 |
| | **資産合計** | **2,952,834** |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 1,347,731 |
| | 固定負債 | 16,281 |
| | 株主資本 | 1,588,821 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 資本剰余金 | 888,000 |
| | 資本準備金 | 798,000 |
| | 利益剰余金 | 530,821 |
| | 利益準備金 | 160,000 |
| | その他利益剰余金 | 370,821 |
| | （うち当期純利益） | (362,150) |
| | **負債・純資産合計** | **2,952,834** |

**第13期決算公告**
2025年５月26日
東京都品川区上大崎二丁目19番10号
**株式会社ハートフルアクア**
代表取締役　福原　和正
**貸借対照表の要旨**
（2025年２月28日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 18,426 |
| | **資産合計** | **18,426** |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 3,457 |
| | 株主資本 | 14,968 |
| | 資本金 | 9,000 |
| | 利益剰余金 | 5,968 |
| | その他利益剰余金 | 5,968 |
| | （うち当期純損失） | (4,212) |
| | **負債・純資産合計** | **18,426** |

**第46期決算公告**　令和７年５月23日
東京都千代田区鍛冶町一丁目８番３号
**株式会社サンフコ**
代表取締役社長　田邉　宏至
**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 4,800,119 |
| | 固定資産 | 317,168 |
| | **資産合計** | **5,117,287** |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 2,204,816 |
| | 賞与引当金 | 15,804 |
| | 固定負債 | 170,653 |
| | 株主資本 | 2,682,026 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | 利益剰余金 | 2,632,026 |
| | 利益準備金 | 12,500 |
| | その他利益剰余金 | 2,619,526 |
| | （うち当期純利益） | (239,544) |
| | 評価・換算差額等 | 59,791 |
| | **負債・純資産合計** | **5,117,287** |

**第77期決算公告**　令和７年５月23日
東京都中央区明石町６番４号
**片倉保険サービス株式会社**
取締役社長　渡辺　元康
**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 29,480 |
| | 固定資産 | 1,794 |
| | 投資その他の資産 | 1,794 |
| | **資産合計** | **31,274** |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 9,430 |
| | 固定負債 | 748 |
| | 株主資本 | 21,016 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 11,016 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 8,516 |
| | （うち当期純利益） | (1,088) |
| | 評価・換算差額等 | 79 |
| | **負債・純資産合計** | **31,274** |

**第23期決算公告**　令和７年５月23日
東京都港区北青山１丁目４番４号
**ビーエスエル・インシュアランス株式会社**
**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 145,428,663 |
| | 固定資産 | 25,646,179 |
| | **資産合計** | **171,074,842** |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 73,538,787 |
| | 固定負債 | 24,360,622 |
| | （退職給付引当金） | (1,624,622) |
| | 株主資本 | 73,175,433 |
| | 資本金 | 21,500,000 |
| | 資本剰余金 | 11,500,000 |
| | 資本準備金 | 11,500,000 |
| | 利益剰余金 | 43,457,433 |
| | その他利益剰余金 | 43,457,433 |
| | （うち当期純利益） | (6,592,946) |
| | 自己株式 | △3,282,000 |
| | **負債・純資産合計** | **171,074,842** |

**第16期決算公告**　令和７年５月20日
東京都中央区日本橋２丁目11番２号
**株式会社Ｃｕｏｎ**
代表取締役　森本　　優
**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 449,918 |
| | 固定資産 | 9,598 |
| | **資産合計** | **459,516** |
| 負純資産及び部 | 流動負債 | 92,510 |
| | 固定負債 | 610 |
| | 株主資本 | 366,396 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 356,396 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 353,896 |
| | （うち当期純利益） | (3,788) |
| | **負債・純資産合計** | **459,516** |

## 第 24 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
広島市西区商工センター一丁目２番19号
**株式会社アスペック**
代表取締役社長　田川　義之

**貸借対照表の要旨**　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 316,171 | 流動負債 | 62,064 |
| 固定資産 | 63,781 | （うち賞与引当金） | (23,178) |
| | | 固定負債 | 23,922 |
| | | 退職給与引当金 | 8,888 |
| | | 役員退職慰労引当金 | 15,034 |
| | | 株主資本 | 293,965 |
| | | 資本金 | 30,000 |
| | | 利益剰余金 | 263,965 |
| | | 利益準備金 | 4,134 |
| | | その他利益剰余金 | 259,831 |
| | | （うち当期純利益） | (5,053) |
| 資産合計 | 379,952 | 負債・純資産合計 | 379,952 |

## 第 42 期 決 算 公 告

令和７年５月13日
東京都中央区日本橋２丁目４番１号
**株式会社エー・ティ・エー**
代表取締役　伊藤　順彦

**貸借対照表の要旨**
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 10,731,621 | 流動負債 | 959,726 |
| 固定資産 | 263,583 | 固定負債 | 302,219 |
| | | （退職給付引当金） | (228,220) |
| | | （役員退職慰労引当金） | (21,693) |
| | | 株主資本 | 9,733,258 |
| | | 資本金 | 80,000 |
| | | 利益剰余金 | 9,653,258 |
| | | 利益準備金 | 20,000 |
| | | その他利益剰余金 | 9,633,258 |
| | | （うち当期純利益） | (685,355) |
| 資産合計 | 10,995,204 | 負債・純資産合計 | 10,995,204 |

## 第 35 期 決 算 公 告

2025年５月23日　福岡市西区小戸三丁目54番50号
**ネットイーグル株式会社**
代表取締役　祖父江久好

**貸借対照表の要旨**　（2025年２月28日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,756,995 | 流動負債 | 460,569 |
| 固定資産 | 1,802,073 | 固定負債 | 985,014 |
| 有形固定資産 | 179,414 | 株主資本 | 2,058,161 |
| 投資その他の資産 | 1,622,659 | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 88,344 |
| | | 資本準備金 | 88,344 |
| | | 利益剰余金 | 2,117,776 |
| | | 利益準備金 | 4,500 |
| | | その他利益剰余金 | 2,113,276 |
| | | （うち当期純利益） | (173,350) |
| | | 自己株式 | △247,960 |
| | | 評価・換算差額等 | 55,323 |
| 資産合計 | 3,559,069 | 負債・純資産合計 | 3,559,069 |

## 第 47 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
広島市東区二葉の里三丁目３番１号
**株式会社ユアーズ**
代表取締役社長　根石　紀雄

**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,715 | 流動負債 | 12,031 |
| 固定資産 | 12,951 | 賞与引当金 | 91 |
| | | 固定負債 | 1,095 |
| | | 転貸損失引当金 | 30 |
| | | 株主資本 | 1,539 |
| | | 資本金 | 50 |
| | | 資本剰余金 | 50 |
| | | その他資本剰余金 | 50 |
| | | 利益剰余金 | 1,439 |
| | | 利益準備金 | 25 |
| | | その他利益剰余金 | 1,414 |
| | | （うち当期純損失） | (57) |
| 資産合計 | 14,666 | 負債・純資産合計 | 14,666 |

## 第 22 期 決 算 公 告

2025年５月26日　熊本市東区上南部二丁目２番２号
**株式会社ゆめマート熊本**
代表取締役社長　寺本　智広

**貸借対照表の要旨**　（2025年２月28日現在）　（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 11,255 | 流動負債 | 9,219 |
| 固定資産 | 87,011 | （賞与引当金） | (139) |
| 有形固定資産 | 27,277 | （退職給付引当金） | (542) |
| 無形固定資産 | 54,817 | 固定負債 | 3,634 |
| 投資その他の資産 | 4,916 | 株主資本 | 85,413 |
| | | 資本金 | 257 |
| | | 資本剰余金 | 78,510 |
| | | その他資本剰余金 | 78,510 |
| | | 利益剰余金 | 6,646 |
| | | その他利益剰余金 | 6,646 |
| | | （うち当期純損失） | (734) |
| 資産合計 | 98,266 | 負債・純資産合計 | 98,266 |

## 第 36 期 決 算 公 告

令和７年５月23日　北九州市小倉南区湯川４丁目１番１号
**太陽インダストリー株式会社**
代表取締役　宮嵜亮太郎

**貸借対照表の要旨**　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 1,495,515 | 流動負債 | 979,388 |
| 固定資産 | 1,612,702 | 固定負債 | 186,497 |
| 有形固定資産 | 1,441,092 | 負債合計 | 1,165,884 |
| 無形固定資産 | 12,068 | 株主資本 | 1,938,628 |
| 投資その他の資産 | 159,542 | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 565,000 |
| | | （資本準備金） | (325,000) |
| | | 利益剰余金 | 1,273,628 |
| | | 利益準備金 | 76,710 |
| | | その他利益剰余金 | 1,196,918 |
| | | （うち当期純利益） | (86,742) |
| | | 評価・換算差額等 | 3,705 |
| | | 純資産合計 | 1,942,333 |
| 資産合計 | 3,108,217 | 負債・純資産合計 | 3,108,217 |

## 第 4 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　千葉県千葉市美浜区中瀬二丁目６番地１
**株式会社ＯＰＡ**
代表取締役　小野　大輔

**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 2,344 | 流動負債 | 10,440 |
| 固定資産 | 12,035 | 賞与引当金 | 70 |
| | | 役員業績報酬引当金 | 11 |
| | | その他 | 10,358 |
| | | 固定負債 | 3,222 |
| | | 株主資本 | 717 |
| | | 資本金 | 10 |
| | | 資本剰余金 | 2,001 |
| | | その他資本剰余金 | 2,001 |
| | | 利益剰余金 | △1,294 |
| | | その他利益剰余金 | △1,294 |
| | | （うち当期純損失） | (1,157) |
| 資産合計 | 14,380 | 負債・純資産合計 | 14,380 |

## 第 59 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　群馬県前橋市小相木町558－１
**株式会社文真堂書店**
代表取締役　呉坪　隆裕

**貸借対照表の要旨**　（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 2,220,730 | 流動負債 | 1,727,836 |
| 固定資産 | 1,137,817 | 固定負債 | 1,850,863 |
| | | 負債合計 | 3,578,699 |
| | | 株主資本 | △228,314 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 利益剰余金 | △238,314 |
| | | 利益準備金 | 10,948 |
| | | その他利益剰余金 | △249,262 |
| | | （うち当期純損失） | (171,142) |
| | | 評価・換算差額等 | 8,161 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 8,161 |
| | | 純資産合計 | △220,153 |
| 資産合計 | 3,358,546 | 負債・純資産合計 | 3,358,546 |

## 第 9 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　東京都港区虎ノ門三丁目22番10―201号
**Rubrik Japan株式会社**
代表取締役　フィリス・シワー・リウ

**貸借対照表の要旨**（令和７年１月31日現在）（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 305,963 | 流動負債 | 187,215 |
| 固定資産 | 11,411 | 未払金 | 34,889 |
| | | 未払費用 | 20,860 |
| | | 預り金 | 8,183 |
| | | 有給休暇引当金 | 24,366 |
| | | 従業員未払金 | 61,683 |
| | | 賞与引当金 | 13,861 |
| | | 未払法人税等 | 23,372 |
| | | 株主資本 | 130,159 |
| | | 資本金 | 0 |
| | | 利益剰余金 | 130,159 |
| | | その他利益剰余金 | 130,159 |
| | | （うち当期純利益） | （22,309） |
| 資産合計 | 317,373 | 負債・純資産合計 | 317,373 |

## 第 53 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　千葉市稲毛区山王町328番１
**マクセスジャパン株式会社**

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 304,315 | 流動負債 | 81,472 |
| 固定資産 | 27,366 | 営業コミッション引当金 | 21,448 |
| | | 賞与引当金 | 4,242 |
| | | 固定負債 | 30,764 |
| | | 退職給付引当金 | 28,820 |
| | | 株主資本 | 219,444 |
| | | 資本金 | 130,000 |
| | | 資本剰余金 | 7,404 |
| | | 資本準備金 | 7,404 |
| | | 利益剰余金 | 82,039 |
| | | 利益準備金 | 25,095 |
| | | その他利益剰余金 | 56,944 |
| | | （うち当期純利益） | （50,797） |
| 資産合計 | 331,681 | 負債・純資産合計 | 331,681 |

## 第 74 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　東京都台東区台東４丁目33番２号
**株式会社多慶屋**
代表取締役　竹谷　宗二

**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 2,470 | 流動負債 | 1,774 |
| 固定資産 | 11,277 | 固定負債 | 2,140 |
| | | 株主資本 | 9,832 |
| | | 資本金 | 50 |
| | | 資本剰余金 | 173 |
| | | 資本準備金 | 23 |
| | | その他資本剰余金 | 150 |
| | | 利益剰余金 | 9,609 |
| | | 利益準備金 | 50 |
| | | その他利益剰余金 | 9,559 |
| | | （当期純利益） | （273） |
| | | 自己株式 | ― |
| 資産合計 | 13,747 | 負債・純資産合計 | 13,747 |

## 第 10 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　東京都台東区台東４丁目33番２号
**株式会社多慶屋ホールディングス**
代表取締役　竹谷　宗二

**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 135 | 流動負債 | 72 |
| 固定資産 | 8,780 | 固定負債 | 4,751 |
| | | 負債合計 | 4,823 |
| | | 株主資本 | 4,092 |
| | | 資本金 | 90 |
| | | 資本剰余金 | 2,771 |
| | | 資本準備金 | 2,061 |
| | | その他資本剰余金 | 709 |
| | | 利益剰余金 | 1,231 |
| | | その他利益剰余金 | 1,231 |
| | | （当期純利益） | （172） |
| | | 自己株式 | ― |
| | | 純資産合計 | 4,092 |
| 資産合計 | 8,915 | 負債・純資産合計 | 8,915 |

## 第 76 期 決 算 公 告

令和７年４月24日
東京都渋谷区代々木３丁目46番16号
**日邦薬品工業株式会社**
代表取締役社長　中田　雅之

**貸借対照表の要旨**
（令和７年１月31日現在）（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 6,806,564 | 流動負債 | 3,668,790 |
| 固定資産 | 3,554,151 | 固定負債 | 3,404,044 |
| 有形固定資産 | 665,395 | 株主資本 | 3,287,880 |
| 無形固定資産 | 236,320 | 資本金 | 201,600 |
| 投資その他の資産 | 2,652,435 | 資本剰余金 | 49,914 |
| | | 資本準備金 | 49,914 |
| | | 利益剰余金 | 3,130,295 |
| | | 利益準備金 | 50,400 |
| | | その他利益剰余金 | 3,079,895 |
| | | （うち当期純利益） | （70,541） |
| | | 自己株式 | △93,929 |
| 資産合計 | 10,360,716 | 負債・純資産合計 | 10,360,716 |

## 第 27 期 決 算 公 告

2025年５月26日
東京都港区東新橋一丁目５番２号
**セラニーズジャパン株式会社**
代表取締役　大沼　永

**貸借対照表の要旨**（2024年12月31日現在）（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 4,527 | 流動負債 | 3,329 |
| 固定資産 | 372 | 賞与引当金 | 5 |
| | | その他 | 3,324 |
| | | 固定負債 | 62 |
| | | 退職給与引当金 | 62 |
| | | 株主資本 | 1,507 |
| | | 資本金 | 100 |
| | | 資本剰余金 | 145 |
| | | 資本準備金 | 145 |
| | | 利益剰余金 | 1,262 |
| | | その他利益剰余金 | 1,262 |
| | | （うち当期純利益） | （4） |
| 資産合計 | 4,899 | 負債・純資産合計 | 4,899 |

## 第 39 期 決 算 公 告

2025年５月26日
東京都品川区東品川二丁目５番８号
**株式会社アスコット**
代表取締役社長　山上　正展

**貸借対照表の要旨**（2025年２月28日現在）（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 302,660 | 流動負債 | 171,819 |
| 固定資産 | 36,542 | 固定負債 | 22,576 |
| | | 株主資本 | 135,946 |
| | | 資本金 | 50,000 |
| | | 利益剰余金 | 85,946 |
| | | 利益準備金 | 1,870 |
| | | その他利益剰余金 | 84,076 |
| | | （うち当期純利益） | （27,045） |
| | | 評価・換算差額等 | 8,861 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 8,861 |
| 資産合計 | 339,202 | 負債・純資産合計 | 339,202 |

## 第 28 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　東京都足立区扇二丁目２番８号
**日理化学株式会社**
代表取締役　桝田　高弘

**貸借対照表の要旨**
（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 310,015 | 流動負債 | 104,374 |
| 固定資産 | 7,603 | 固定負債 | 5,407 |
| | | 退職給付引当金 | 5,407 |
| | | 株主資本 | 207,837 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 資本剰余金 | 10,000 |
| | | 資本準備金 | 10,000 |
| | | 利益剰余金 | 187,837 |
| | | 利益準備金 | 200 |
| | | その他利益剰余金 | 187,637 |
| | | （うち当期純利益） | （15,637） |
| 資産合計 | 317,618 | 負債・純資産合計 | 317,618 |

## 第 28 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
東京都港区赤坂５丁目２番20号赤坂パークビル18階
**クラリベイト・アナリティクス・ジャパン株式会社**
代表取締役　ジェイムス・ゴードン・サムソン

**貸 借 対 照 表 の 要 旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 2,008,812 | 流動負債 | 4,054,979 |
| 固定資産 | 3,311,851 | 固定負債 | 74,206 |
| | | 株主資本 | 1,191,477 |
| | | 資本金 | 455,000 |
| | | 資本剰余金 | 446,035 |
| | | 資本準備金 | 445,000 |
| | | その他資本剰余金 | 1,035 |
| | | 利益剰余金 | 290,442 |
| | | その他利益剰余金 | 290,442 |
| | | （うち当期純利益） | （239,740） |
| 資産合計 | 5,320,663 | 負債・純資産合計 | 5,320,663 |

## 第 9 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
東京都港区赤坂５丁目２番20号赤坂パークビル18階
**Ｃａｍｅｌｏｔ　Ｐｒｏｆｅｓｓｉｏｎａｌ株式会社**
代表取締役　ジェイムス・ゴードン・サムソン

**貸 借 対 照 表 の 要 旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 75 | 流動負債 | 1,000,105 |
| 固定資産 | 3,209,411 | 固定負債 | 2,497,122 |
| | | 株主資本 | △287,740 |
| | | 資本金 | 415,712 |
| | | 資本剰余金 | 415,702 |
| | | 資本準備金 | 415,702 |
| | | 利益剰余金 | △1,119,154 |
| | | その他利益剰余金 | △1,119,154 |
| | | （うち当期純損失） | （147,754） |
| 資産合計 | 3,209,487 | 負債・純資産合計 | 3,209,487 |

## 第 15 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　東京都港区愛宕二丁目５番１号
愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー20階
**ムーディーズＳＦジャパン株式会社**
代表取締役　清水　直樹

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 529,426 | 流動負債 | 117,732 |
| 固定資産 | 569 | 固定負債 | 118,708 |
| | | **負債の部合計** | **236,441** |
| | | 株主資本 | 293,554 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 利益剰余金 | 283,554 |
| | | その他利益剰余金 | 283,554 |
| | | （うち当期純利益） | （79,719） |
| | | **純資産の部合計** | **293,554** |
| 合計 | 529,996 | 合計 | 529,996 |

## 第 41 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　東京都港区愛宕二丁目５番１号
愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー20階
**ムーディーズ・ジャパン株式会社**
代表取締役　清水　直樹

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 2,581,971 | 流動負債 | 1,792,494 |
| 固定資産 | 1,066,621 | 固定負債 | 492,198 |
| | | （退職給付引当金） | （204,170） |
| | | **負債の部合計** | **2,284,692** |
| | | 株主資本 | 1,363,900 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 利益剰余金 | 1,353,900 |
| | | 利益準備金 | 2,500 |
| | | その他利益剰余金 | 1,351,400 |
| | | （うち当期純利益） | （1,170,159） |
| | | **純資産の部合計** | **1,363,900** |
| 合計 | 3,648,592 | 合計 | 3,648,592 |

## 第 15 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　東京都港区愛宕二丁目５番１号
愛宕グリーンヒルズＭＯＲＩタワー20階
**ビューロー・ヴァン・ダイク・**
**エレクトロニック・パブリッシング株式会社**
代表取締役　朱　　天偉

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 1,354,151 | 流動負債 | 994,674 |
| 固定資産 | 46,008 | 固定負債 | 8,845 |
| | | （退職給付引当金） | （8,165） |
| | | **負債の部合計** | **1,003,520** |
| | | 株主資本 | 396,639 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 利益剰余金 | 386,639 |
| | | その他利益剰余金 | 386,639 |
| | | （うち当期純利益） | （70,919） |
| | | **純資産の部合計** | **396,639** |
| 合計 | 1,400,159 | 合計 | 1,400,159 |

## 第 25 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　東京都港区愛宕二丁目５番１号
**ムーディーズ・アナリティックス・ジャパン株式会社**
代表取締役　朱　　天偉

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 4,424,139 | 流動負債 | 4,571,151 |
| 固定資産 | 1,737,679 | 固定負債 | 84,460 |
| | | （退職給付引当金） | （84,460） |
| | | **負債の部合計** | **4,655,611** |
| | | 株主資本 | 1,506,207 |
| | | 資本金 | 10,000 |
| | | 資本剰余金 | 10,000 |
| | | 資本準備金 | 10,000 |
| | | 利益剰余金 | 1,486,207 |
| | | その他利益剰余金 | 1,486,207 |
| | | （うち当期純利益） | （1,482,699） |
| | | **純資産の部合計** | **1,506,207** |
| 合計 | 6,161,819 | 合計 | 6,161,819 |

## 第 11 期決算公告

令和７年５月23日
東京都新宿区四谷四丁目30番地13
**株式会社MJS M&Aパートナーズ**
代表取締役　中俣　和久

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 225,025 |
| | 固定資産 | 2,212 |
| | **資産合計** | **227,238** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 58,052 |
| | 株主資本 | 169,186 |
| | 資本金 | 240,000 |
| | 資本剰余金 | 150,000 |
| | 資本準備金 | 150,000 |
| | 利益剰余金 | △220,814 |
| | その他利益剰余金 | △220,814 |
| | （うち当期純利益） | （6,592） |
| | **負債・純資産合計** | **227,238** |

## 第 18 期 決 算 公 告

2025年５月26日　千葉市美浜区中瀬一丁目５番地１
**イオングローバルＳＣＭ株式会社**
代表取締役社長　山本　浩喜

**貸借対照表の要旨**（2025年２月28日現在）（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 16,973 | 流動負債 | 18,389 |
| 固定資産 | 18,606 | （賞与引当金） | （81） |
| 有形固定資産 | 14,288 | 固定負債 | 13,211 |
| 無形固定資産 | 1,467 | **負債合計** | **31,600** |
| 投資その他の資産 | 2,850 | 株主資本 | 3,978 |
| | | 資本金 | 64 |
| | | 資本剰余金 | 520 |
| | | 資本準備金 | 64 |
| | | その他資本剰余金 | 456 |
| | | 利益剰余金 | 3,393 |
| | | その他利益剰余金 | 3,393 |
| | | **純資産合計** | **3,978** |
| 資産合計 | 35,579 | 負債・純資産合計 | 35,579 |

**損益計算書の要旨**
（自　2024年３月１日　至　2025年２月28日）
（単位：百万円）

| 科目 | 金額 |
|---|---|
| 営業収益 | 157,589 |
| 営業原価 | 154,112 |
| 営業総利益 | 3,476 |
| 販売費及び一般管理費 | 924 |
| 営業利益 | 2,551 |
| 営業外収益 | 36 |
| 営業外費用 | 475 |
| 経常利益 | 2,112 |
| 特別利益 | 1 |
| 特別損失 | 34 |
| 税引前当期純利益 | 2,079 |
| 法人税、住民税及び事業税 | 251 |
| 法人税等調整額 | 261 |
| 当期純利益 | 1,566 |

**第23期決算公告**　令和７年５月26日
北海道帯広市東六条南七丁目20番地
**株式会社伊豆倉ホールディングス**
代表取締役　伊豆倉寿信

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 11,549 |
| | 固定資産 | 185,007 |
| | 合計 | 196,556 |
| 負純資産債及のび部 | 流動負債 | 1,959 |
| | 固定負債 | 51,274 |
| | 株主資本 | 143,323 |
| | 資本金 | 5,000 |
| | 利益剰余金 | 138,323 |
| | 利益準備金 | 1,250 |
| | その他利益剰余金 | 137,073 |
| | （うち当期純利益） | (3,535) |
| | 合計 | 196,556 |

**準備金の額の減少公告**

当社は、令和七年六月一日を効力発生日とする当社株式会社伊豆倉組（北海道帯広市東六条南七丁目二〇番地）及びアークコーポレーション株式会社（北海道帯広市東六条南七丁目二〇番地）との株式交換（以下「本株式交換」という。）により、資本準備金の額が増加することを条件として、資本準備金の額について、本株式交換による資本準備金の増加額六億八千三百三十八万四円を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
北海道帯広市東六条南七丁目二〇番地
株式会社伊豆倉ホールディングス
代表取締役　伊豆倉寿信

**第45期決算公告**　令和７年５月23日
東京都中央区入船三丁目10番９号
新富町ビル３階
**メディエ株式会社**
代表取締役　中田　芳秋

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 654,282 |
| | 固定資産 | 173,478 |
| | 資産合計 | 827,761 |
| 負純資産債及のび部 | 流動負債 | 229,786 |
| | 賞与引当金 | 25,849 |
| | 株主資本 | 597,975 |
| | 資本金 | 14,000 |
| | 利益剰余金 | 583,975 |
| | 利益準備金 | 3,500 |
| | その他利益剰余金 | 580,475 |
| | （うち当期純利益） | (93,821) |
| | 負債・純資産合計 | 827,761 |

**第２期決算公告**
令和７年５月26日
埼玉県川越市大字安比奈新田８番地13
**アライズ株式会社**
代表取締役　東　邦行

**貸借対照表の要旨**
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 20,043 |
| | 固定資産 | 181 |
| | 繰延資産 | 102 |
| | 合計 | 20,327 |
| 負純資産債及のび部 | 流動負債 | 17,110 |
| | 固定負債 | 5,453 |
| | 株主資本 | △2,236 |
| | 資本金 | 300 |
| | 利益剰余金 | △2,536 |
| | （うち当期純利益） | (1,997) |
| | 合計 | 20,327 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月二十九日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
埼玉県川越市大字安比奈新田八番地一三
（甲）アライズ株式会社
代表取締役　東　邦行
埼玉県深谷市上柴町東四丁目一八番地八
（乙）NGS合同会社
代表社員　東　邦行

**第33期決算公告**　令和７年４月23日
東京都渋谷区東３丁目14番15号
ＭＯビル６Ｆ
**株式会社ＴＭ**
代表取締役　丸木　強

**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 3,108,998 |
| | 固定資産 | 8,624 |
| | 資産合計 | 3,117,622 |
| 負純資産債及のび部 | 流動負債 | 419,926 |
| | 負債合計 | 419,926 |
| | 株主資本 | 2,697,695 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 2,687,695 |
| | その他利益剰余金 | 2,687,695 |
| | （うち当期純利益） | (1,027,886) |
| | 純資産合計 | 2,697,695 |
| | 負債・純資産合計 | 3,117,622 |

**第６期決算公告**　令和７年５月26日
東京都港区西麻布一丁目３番12号
カスタリア西麻布霞町310号室
**株式会社システムラボ**
代表取締役　永井　正樹

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 34,611 |
| | 固定資産 | 0 |
| | 繰延資産 | 0 |
| | 資産合計 | 34,611 |
| 負純資産債及のび部 | 流動負債 | 2,983 |
| | 固定負債 | 19,634 |
| | 株主資本 | 11,994 |
| | 資本金 | 2,000 |
| | 利益剰余金 | 9,994 |
| | その他利益剰余金 | 9,994 |
| | （うち当期純損失） | (522) |
| | 負債・純資産合計 | 34,611 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。
（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十六日
東京都港区西麻布一丁目三番一二号
カスタリア西麻布霞町三一〇号室
（甲）株式会社システムラボ
代表取締役　永井　正樹
神奈川県鎌倉市雪ノ下二丁目七番一八号
（乙）合同会社永井正樹
代表社員　永井　正樹

**第８期決算公告**
令和７年５月14日
東京都品川区東品川４丁目12番６号
**シンプロメンテ株式会社**
代表取締役社長　内藤　秀雄

**貸借対照表の要旨**
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 3,900,909 |
| | 固定資産 | 602,530 |
| | 資産合計 | 4,503,440 |
| 負純資産債及のび部 | 流動負債 | 3,144,667 |
| | 固定負債 | 78,841 |
| | 株主資本 | 1,279,931 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 1,269,931 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 1,267,431 |
| | （うち当期純利益） | (717,738) |
| | 負債・純資産合計 | 4,503,440 |

**第25期決算公告**
令和７年５月26日
東京都港区浜松町一丁目20番10―607号
**株式会社誠洋興産**
代表取締役　金子　昌年

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 80,543 |
| | 固定資産 | 452,264 |
| | 合計 | 532,808 |
| 負純資産債及のび部 | 流動負債 | 266,022 |
| | 固定負債 | 371,211 |
| | 株主資本 | △ 104,424 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | △ 107,424 |
| | その他利益剰余金 | △ 107,424 |
| | （うち当期純損失） | (31,597) |
| | 合計 | 532,808 |

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社ふかわの湯（住所広島市安佐北区小河原町一〇一九九番地）に対して、当社の温浴施設事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この新設分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
東京都港区浜松町一丁目二〇番一〇―六〇七号
株式会社誠洋興産
代表取締役　金子　昌年

**第13期決算公告**　令和７年５月26日
東京都港区海岸一丁目２番20号
汐留ビルディング３階
**Ｌｉｋｅｗｉｚｅ　Ｊａｐａｎ株式会社**
代表取締役　福岡　武彦

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 3,620,099 |
| | 固定資産 | 524,098 |
| | 合計 | 4,144,198 |
| 負純資産債及のび部 | 流動負債 | 2,007,747 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 株主資本 | 2,136,450 |
| | 資本金 | 150,000 |
| | 資本剰余金 | 140,000 |
| | 資本準備金 | 140,000 |
| | 利益剰余金 | 1,846,450 |
| | その他利益剰余金 | 1,846,450 |
| | （うち当期純利益） | (340,079) |
| | 合計 | 4,144,198 |

## 第 11 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
東京都港区麻布台三丁目４番23号
**JOSADA TELECOM株式会社**
代表取締役　ルーカス・オリバーフロスト

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 597,355 |
| | 固定資産 | 429,455 |
| | 合計 | 1,026,810 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 456,526 |
| | 固定負債 | 106,416 |
| | 株主資本 | 463,867 |
| | 資本金 | 1,500 |
| | 資本剰余金 | 1,500 |
| | 資本準備金 | 1,500 |
| | 利益剰余金 | 460,867 |
| | その他利益剰余金 | 460,867 |
| | （うち当期純利益） | (647,363) |
| | 合計 | 1,026,810 |

## 第 20 期決算公告

令和７年５月26日
東京都千代田区丸の内二丁目５番２号
**ジェミニストラテジーグループ株式会社**
代表取締役　山田　政弘

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 344,952 |
| | 固定資産 | 619,184 |
| | 繰延資産 | 100 |
| | 合計 | 964,237 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 101,699 |
| | 固定負債 | 141,113 |
| | 株主資本 | 721,425 |
| | 資本金 | 466,077 |
| | 資本剰余金 | 446,102 |
| | 資本準備金 | 446,102 |
| | 利益剰余金 | △190,754 |
| | その他利益剰余金 | △190,754 |
| | （うち当期純利益） | (3,035) |
| | 合計 | 964,237 |

### 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を四億三百三万千八百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
東京都千代田区丸の内二丁目五番二号
ジェミニストラテジーグループ株式会社
代表取締役　山田　政弘

## 第 7 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
千葉県浦安市入船四丁目36番６号
**HashiCorp Japan株式会社**
代表取締役　ポール・ダニエル・ワレンスキー

**貸借対照表の要旨**（令和７年１月31日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 78,248,463 |
| | 固定資産 | 0 |
| | 資産合計 | 78,248,463 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 27,403,937 |
| | 株主資本 | 50,844,526 |
| | 資本金 | 110,000 |
| | 利益剰余金 | 50,734,526 |
| | その他利益剰余金 | 50,734,526 |
| | （うち当期純利益） | (9,290,056) |
| | 負債・純資産合計 | 78,248,463 |

## 第 50 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
愛知県田原市田原町二ノ丸18番地の３
**株式会社愛宝**
代表取締役　鈴木　喜玄

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 140 |
| | 固定資産 | 112 |
| | 合計 | 253 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 4 |
| | 株主資本 | 248 |
| | 資本金 | 25 |
| | 利益剰余金 | 225 |
| | 利益準備金 | 6 |
| | その他利益剰余金 | 218 |
| | （うち当期純利益） | (7) |
| | 自己株式 | △1 |
| | 合計 | 253 |

### 準備金の額の減少公告

当社は、資本準備金の額を全額減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
愛知県田原市田原町二ノ丸一八番地の三
株式会社愛宝
代表取締役　鈴木　喜玄

## 第 36 期決算公告

令和７年５月23日
神奈川県大和市中央林間七丁目８番１号
**株式会社トーマス**
代表取締役　中田　州拓

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 127,917 |
| | 固定資産 | 562 |
| | 資産合計 | 128,479 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 25,893 |
| | 株主資本 | 102,586 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 資本剰余金 | 10,000 |
| | その他資本剰余金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 82,586 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 80,086 |
| | （うち当期純利益） | (8,658) |
| | 負債・純資産合計 | 128,479 |

## 第 2 期決算公告

令和７年５月26日
東京都中央区明石町８番１号
聖路加タワー38階
**株式会社ＭＹＮロジテック**
代表取締役　山田　洋一

**貸借対照表の要旨**（令和６年４月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 19,490 |
| | 固定資産 | 4,806 |
| | 繰延資産 | 303 |
| | 資産合計 | 24,599 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 4,783 |
| | 固定負債 | 40,506 |
| | 株主資本 | △20,690 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △30,690 |
| | その他利益剰余金 | △30,690 |
| | （うち当期純損失） | (3,843) |
| | 負債・純資産合計 | 24,599 |

### 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　千葉日報
掲載の日付　令和七年四月十八日
掲載頁　十七頁
左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
大阪市平野区瓜破南二丁目四番一三八号
代表取締役　（甲）昌和株式会社
和田　拓也
東京都中央区明石町八番一号聖路加タワー三八階
（乙）株式会社ＭＹＮロジテック
代表取締役　山田　洋一

## 第 45 期決算公告

令和７年５月26日
静岡県裾野市御宿1500番地
矢崎総業㈱Y—CITY　厚生センター内
**株式会社ジョットツーリスト**
代表取締役社長　杖本　清香

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 499,825 |
| | 固定資産 | 39,416 |
| | 資産合計 | 539,241 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 266,607 |
| | 固定負債 | 45,446 |
| | 株主資本 | 227,188 |
| | 資本金 | 99,500 |
| | 利益剰余金 | 127,688 |
| | 利益準備金 | 9,273 |
| | その他利益剰余金 | 118,415 |
| | （うち当期純利益） | (55,350) |
| | 負債・純資産合計 | 539,241 |

## 第 35 期決算公告

令和７年５月26日
大阪市中央区平野町一丁目８番13号
**株式会社エヌ・ケイ興産**
代表取締役　中田　博友

**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,942,977 |
| | 固定資産 | 1,372,839 |
| | 繰延資産 | 232 |
| | 合計 | 3,316,048 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 487,391 |
| | 固定負債 | 2,765,423 |
| | 株主資本 | 63,234 |
| | 資本金 | 60,000 |
| | 利益剰余金 | 58,234 |
| | その他利益剰余金 | 58,234 |
| | （うち当期純損失） | (54,997) |
| | 自己株式 | △ 55,000 |
| | 合計 | 3,316,048 |

### 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を五千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
大阪市中央区平野町一丁目八番一三号
株式会社エヌ・ケイ興産
代表取締役　中田　博友

## 第20期決算公告

令和７年５月26日
大阪市中央区瓦町三丁目２番15号
瓦町ウサミビル７Ｆ
**株式会社Ｔｒｕｔｈ**
代表取締役　笹西　真理

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 146,048 |
| | 固定資産 | 103,859 |
| | 合計 | 249,908 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 33,454 |
| | 固定負債 | 174,536 |
| | 株主資本 | 41,917 |
| | 資本金 | 7,607 |
| | 利益剰余金 | 34,310 |
| | その他利益剰余金 | 34,310 |
| | （うち当期純利益） | (7,131) |
| | 合計 | 249,908 |

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設するラクロッシュ株式会社（本店：兵庫県丹波市柏原町上小倉三七〇番地）に対して当社が営む宿泊事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
大阪市中央区瓦町三丁目二番一五号瓦町ウサミビル七Ｆ
株式会社Ｔｒｕｔｈ
代表取締役　笹西　真理

## 第43期決算公告

2025年５月26日
大阪市淀川区西宮原二丁目２番22号
**ライフ興産株式会社**
代表取締役　林　　正樹

**貸借対照表の要旨**（2025年２月28日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 77,444 |
| | 固定資産 | 1,561 |
| | 合計 | 79,005 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 8,948 |
| | 賞与引当金 | 2,313 |
| | その他 | 6,634 |
| | 株主資本 | 70,057 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 60,057 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 57,557 |
| | （うち当期純利益） | (8,088) |
| | 合計 | 79,005 |

## 第63期決算公告

令和７年５月26日
兵庫県赤穂市北野中11番地
**株式会社オオキコーポレーション**
代表取締役　大木　慶生

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 995,985 |
| | 固定資産 | 2,085,570 |
| | 合計 | 3,081,556 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,100,916 |
| | 固定負債 | 496,503 |
| | （うち退職給付引当金） | (5,357) |
| | 株主資本 | 1,484,137 |
| | 資本金 | 80,000 |
| | 利益剰余金 | 1,404,137 |
| | 利益準備金 | 20,000 |
| | その他利益剰余金 | 1,384,137 |
| | （うち当期純損失） | (15,563) |
| | 合計 | 3,081,556 |

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社赤穂ロイヤルホテル（住所兵庫県赤穂市加里屋中洲三二五〇番地）に対して当社のホテル事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
兵庫県赤穂市北野中一一番地
株式会社オオキコーポレーション
代表取締役　大木　慶生

## 第34期決算公告

2025年５月26日
鹿児島市泉町３番３号
**かぎんオフィスビジネス株式会社**
代表取締役　金城　　明

**貸借対照表の要旨**（2025年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 269,251 |
| | 固定資産 | 17,054 |
| | 合計 | 286,305 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 119,630 |
| | 固定負債 | 7,259 |
| | 株主資本 | 159,415 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 資本剰余金 | 20,000 |
| | その他資本剰余金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 109,415 |
| | 利益準備金 | 11,500 |
| | その他利益剰余金 | 97,915 |
| | （うち当期純利益） | (36,549) |
| | 合計 | 286,305 |

## 第36期決算公告

令和７年５月26日
奈良市佐保台三丁目902番地の327
**株式会社ディアンドエム**
代表取締役　眞柴　幸雄

**貸借対照表の要旨**
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 53,929 |
| | 固定資産 | 28,306 |
| | 資産合計 | 82,235 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 32,197 |
| | 株主資本 | 50,038 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 40,038 |
| | その他利益剰余金 | 40,038 |
| | （うち当期純利益） | (3,035) |
| | 負債・純資産合計 | 82,235 |

**準備金の額の減少公告**

当社は、ダイシン化工株式会社との株式交換（以下「本株式交換」）により資本準備金の額が増加することを条件とし、本株式交換による資本準備金の増加額の全額を減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨につきましては左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
奈良市佐保台三丁目九〇二番地の三二七
株式会社ディアンドエム
代表取締役　眞柴　幸雄

## 第48期決算公告

2025年５月26日
鹿児島市泉町３番３号
**鹿児島保証サービス株式会社**
代表取締役　徳永　忠隆

**貸借対照表の要旨**（2025年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 2,643,134 |
| | 固定資産 | 206,556 |
| | 合計 | 2,849,690 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 624,448 |
| | 固定負債 | 746,405 |
| | 株主資本 | 1,478,837 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 1,458,837 |
| | 利益準備金 | 5,000 |
| | その他利益剰余金 | 1,453,837 |
| | （うち当期純利益） | (87,128) |
| | 合計 | 2,849,690 |

## 第16期決算公告

令和７年５月26日
島根県雲南市木次町木次29三日市ラボ
**ジー・ストラテジック・ビジョン株式会社**
代表取締役　白石　章二

**貸借対照表の要旨**
（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 31,057 |
| | 固定資産 | 10 |
| | 合計 | 31,067 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 301 |
| | 株主資本 | 30,765 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | 765 |
| | その他利益剰余金 | 765 |
| | （うち当期純利益） | (141) |
| | 合計 | 31,067 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二千三百十万円減少し六百九十万円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
島根県雲南市木次町木次二九　三日市ラボ
ジー・ストラテジック・ビジョン株式会社
代表取締役　白石　章二

## 第55期決算公告

令和７年５月26日
福島県郡山市中町13番１号
**株式会社うすい百貨店**
代表取締役　横江　良司

**貸借対照表の要旨**（令和７年１月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,562,067 |
| | 固定資産 | 2,603,465 |
| | 資産合計 | 4,165,532 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,951,773 |
| | 固定負債 | 1,065,688 |
| | 株主資本 | 1,148,071 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | その他資本剰余金 | 150,000 |
| | 利益剰余金 | 948,071 |
| | 利益準備金 | 11,510 |
| | その他利益剰余金 | 936,561 |
| | （うち当期純利益） | (21,076) |
| | 負債・純資産合計 | 4,165,532 |

## 第 67 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
福島県郡山市中町13番１号
**あつみ商事株式会社**
代表取締役　横江　良司

**貸借対照表の要旨**（令和７年１月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,117,918 |
| | 固定資産 | 100 |
| | 資産合計 | 1,118,018 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,008,377 |
| | 固定負債 | 0 |
| | 株主資本 | 109,641 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 89,641 |
| | 利益準備金 | 250 |
| | その他利益剰余金 | 89,391 |
| | （うち当期純利益） | (4,369) |
| | 負債・純資産合計 | 1,118,018 |

## 第 36 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
広島市安芸区船越南四丁目５番18号
**株式会社デルタ**
代表取締役　長谷川承樹

**貸借対照表の要旨**
（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 255,249 |
| | 固定資産 | 429,742 |
| | 合計 | 684,991 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 278,071 |
| | 固定負債 | 174,535 |
| | 株主資本 | 232,384 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 222,384 |
| | 利益準備金 | 500 |
| | その他利益剰余金 | 221,884 |
| | （うち当期純利益） | (27,477) |
| | 合計 | 684,991 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）確定した最終事業年度はありません。

令和七年五月二十六日
広島市安芸区船越南四丁目五番一八号
代表取締役（甲）株式会社デルタ　長谷川承樹
広島市安芸区船越南四丁目五番一八号
代表取締役（乙）ＳＴＳ株式会社　長谷川奏太

## 第 45 期決算公告　2025年５月26日

東京都文京区白山一丁目13番７号
**株式会社タカノ機械製作所**
代表取締役社長　仁科　俊昭

**貸借対照表の要旨**（2025年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 434,328 |
| | 固定資産 | 54,679 |
| | 合計 | 489,007 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 256,391 |
| | 固定負債 | 8,674 |
| | 株主資本 | 217,786 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 207,786 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 205,286 |
| | （うち当期純利益） | (15,854) |
| | その他有価証券評価差額金 | 6,155 |
| | 合計 | 489,007 |

**貸借対照表の要旨**
（令和６年７月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 352,155 |
| | 固定資産 | 32,942 |
| | 繰延資産 | 227 |
| | 資産合計 | 385,325 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 22,596 |
| | 固定負債 | 248,664 |
| | 株主資本 | 114,064 |
| | 資本金 | 57,250 |
| | 資本剰余金 | 56,749 |
| | その他資本剰余金 | 56,749 |
| | 利益剰余金 | 64 |
| | その他利益剰余金 | 64 |
| | （うち当期純利益） | (23) |
| | 負債・純資産合計 | 385,325 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二千七百二十五万円減少することにいたしました。

減少する資本金の額の全額を資本準備金といたします。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
広島市佐伯区五月が丘一丁目三三番三―四〇一号
ＭＡＮＹ　ＰＥＯＰＬＥ株式会社
代表取締役　坂根　慧

## 第 1 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
福島県福島市佐倉下字一本杉１番１
**ハウス食品グループ東北工場株式会社**
代表取締役　橋詰　弘基

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 94,943 |
| | 固定資産 | 1,214 |
| | 合計 | 96,157 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 138 |
| | 株主資本 | 96,019 |
| | 資本金 | 50,000 |
| | 資本剰余金 | 50,000 |
| | 資本準備金 | 50,000 |
| | 利益剰余金 | △3,980 |
| | その他利益剰余金 | △3,980 |
| | （うち当期純損失） | (3,980) |
| | 合計 | 96,157 |

## 第 18 期決算公告　令和７年５月26日

福岡市中央区舞鶴３丁目９番39号
**アライアンスサービス株式会社**
代表取締役　中垣　昌康

**貸借対照表の要旨**（令和６年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,311,875 |
| | 固定資産 | 688,792 |
| | 合計 | 2,000,667 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 59,927 |
| | 固定負債 | 743,001 |
| | 株主資本 | 1,197,738 |
| | 資本金 | 10,500 |
| | 資本剰余金 | 9,500 |
| | 資本準備金 | 9,500 |
| | 利益剰余金 | 1,177,738 |
| | その他利益剰余金 | 1,177,738 |
| | （うち当期純利益） | (10,076) |
| | 合計 | 2,000,667 |

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙のマンション管理事業及び不動産賃貸事業に関して有する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）http://www.anabuki-housing.co.jp/

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
香川県高松市紺屋町三番地六
（甲）株式会社穴吹ハウジングサービス　代表取締役　新宮　章弘
福岡市中央区舞鶴三丁目九番三九号
（乙）アライアンスサービス株式会社　代表取締役　中垣　昌康

## 第 19 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
徳島市沖浜東一丁目４番地
**株式会社タカラトラスティー**
代表取締役　唐住　整

**貸借対照表の要旨**
（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 27,873 |
| | 固定資産 | 120,682 |
| | 合計 | 148,555 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 34,208 |
| | 固定負債 | 73,465 |
| | 株主資本 | 40,882 |
| | 資本金 | 31,000 |
| | 利益剰余金 | 9,882 |
| | その他利益剰余金 | 9,882 |
| | （うち当期純利益） | (4,994) |
| | 合計 | 148,555 |

## 第 15 期 決 算 公 告

令和７年５月26日
宮崎県西都市大字茶臼原1256番地５
**株式会社サイトーファーム**
代表取締役　齊藤　幸紀

**貸借対照表の要旨**（令和６年７月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 2,060,807 |
| | 固定資産 | 652,881 |
| | 繰延資産 | 1,907 |
| | 合計 | 2,715,596 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 130,038 |
| | 固定負債 | 3,343,148 |
| | 株主資本 | △757,590 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | △760,590 |
| | その他利益剰余金 | △760,590 |
| | （うち当期純損失） | (168,895) |
| | 合計 | 2,715,596 |

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の畜産業（西都市・高鍋町・新富町の三農場での牛の肥育・繁殖業）加工場事業及びレストラン事業に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしましたので公告します。この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）確定した最終事業年度はありません。

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
宮崎県西都市大字茶臼原一二三五番地
（甲）サイトーファーム株式会社　代表取締役　木原　孝光
宮崎県西都市大字茶臼原一二五六番地
（乙）株式会社サイトーファーム　代表取締役　齊藤　幸紀

## 第８期決算公告

令和７年５月26日

鹿児島県南九州市知覧町郡8630番地

**株式会社南国リゾート**

代表取締役　福寿　　健

**貸借対照表の要旨**

（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 134,625 |
| | 固定資産 | 4,481,406 |
| | 合計 | 4,616,031 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 66,655 |
| | 固定負債 | 4,538,411 |
| | 株主資本 | 10,965 |
| | 資本金 | 80,000 |
| | 利益剰余金 | △69,034 |
| | その他利益剰余金 | △69,034 |
| | （うち当期純損失） | (16,720) |
| | 合計 | 4,616,031 |

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社知覧カントリー（住所鹿児島県南九州市知覧町郡八六三〇番地）に対して当社のゴルフ場の経営管理を行う事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

鹿児島県南九州市知覧町郡八六三〇番地

株式会社南国リゾート

代表取締役　福寿　健

## 第14期決算公告

令和７年５月26日

徳島市安宅一丁目８番38号

**株式会社宝家ワークス**

代表取締役　唐住　　整

**貸借対照表の要旨**

（令和６年10月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 457 |
| | 固定資産 | 2,780 |
| | 合計 | 3,237 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 12,399 |
| | 固定負債 | — |
| | 株主資本 | △9,161 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | △12,161 |
| | その他利益剰余金 | △12,161 |
| | （うち当期純損失） | (2,795) |
| | 合計 | 3,237 |

## 決　算　公　告

令和７年５月26日

千葉市美浜区高洲一丁目14番６棟303号

**株式会社そうや**

代表取締役　西川　雅祥

**貸借対照表の要旨**（令和６年11月30日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 87,314,851 |
| | 固定資産 | 62,764,993 |
| | 繰延資産 | 286,085 |
| | 合計 | 150,365,929 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,749,459 |
| | 株主資本 | 148,616,470 |
| | 資本金 | 3,000,000 |
| | 利益剰余金 | 145,616,470 |
| | 繰越利益剰余金 | 145,616,470 |
| | （うち当期純利益） | (8,146,393) |
| | 合計 | 150,365,929 |

**新設分割公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社エコそうや（住所　千葉市美浜区磯辺五丁目一番二号ザ・レジデンス検見川浜ガーデンズ三二〇号）に対して当社の有価証券運用等の投資事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

千葉市美浜区高洲一丁目一四番六棟三〇三号

株式会社そうや

代表取締役　西川　雅祥

## 第30期決算公告

令和７年５月26日

石川県金沢市本町一丁目５番１号

**リファーレ管理株式会社**

代表取締役社長　木谷　弘司

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 32,064 |
| | 固定資産 | 101,097 |
| | 合計 | 133,161 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 5,036 |
| | 固定負債 | 2,440 |
| | 株主資本 | 125,685 |
| | 資本金 | 40,000 |
| | 利益剰余金 | 85,685 |
| | 利益準備金 | 4,560 |
| | その他利益剰余金 | 81,125 |
| | （うち当期純利益） | (4,015) |
| | 合計 | 133,161 |

## 第12期決算公告　令和７年５月26日

東京都港区海岸一丁目２番３号

**株式会社クリーンプラネット**

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 131,482 |
| | 固定資産 | 54,977 |
| | 合計 | 186,459 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 463,389 |
| | 賞与引当金 | 4,506 |
| | 株主資本 | △682,205 |
| | 資本金 | 45,420 |
| | 資本剰余金 | 1,041,630 |
| | 資本準備金 | 952,909 |
| | その他資本剰余金 | 88,721 |
| | 利益剰余金 | △1,769,256 |
| | その他利益剰余金 | △1,769,256 |
| | （うち当期純損失） | (435,651) |
| | 新株予約権 | 405,274 |
| | 合計 | 186,459 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を一億六千三十万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都港区海岸一丁目二番三号

株式会社クリーンプラネット

代表取締役　吉野　英樹

## 第10期決算公告

令和７年４月24日

東京都千代田区六番町12番６号

**一般社団法人**

**日本アクティブラーニング協会**

代表理事　相川　秀希

**貸借対照表の要旨**

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 13,214 |
| | 合計 | 13,214 |
| 負味債財及産びの正部 | 流動負債 | 11,643 |
| | 負債合計 | 11,643 |
| | 前期繰越正味財産 | 1,533 |
| | 当期正味財産増減額 | 38 |
| | 正味財産合計 | 1,571 |
| | 合計 | 13,214 |

## 第10期決算公告　令和７年５月26日

東京都千代田区外神田五丁目１番２号

末広ビル４階

**株式会社ＩｏＴコンサルティング**

代表取締役　金野　太一

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 418,491 |
| | 固定資産 | 98,995 |
| | 合計 | 517,486 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 410,982 |
| | 固定負債 | 30,864 |
| | 株主資本 | 75,480 |
| | 資本金 | 99,175 |
| | 利益剰余金 | △23,694 |
| | その他利益剰余金 | △23,694 |
| | （うち当期純利益） | (21,719) |
| | 新株予約権 | 159 |
| | 合計 | 517,486 |

**資本金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を千九百三十二万八千円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都千代田区外神田五丁目一番二号

末広ビル四階

株式会社ＩｏＴコンサルティング

代表取締役　金野　太一

## 第５期決算公告　令和７年５月26日

東京都港区赤坂八丁目５番27号

**株式会社ＨＹＢＥＳ**

代表取締役社長　二階戸貴志

**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 385,089 |
| | 固定資産 | 144,352 |
| | 資産合計 | 529,442 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 309,428 |
| | 固定負債 | 2,539 |
| | 株主資本 | 217,474 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 207,474 |
| | その他利益剰余金 | 207,474 |
| | （うち当期純利益） | (54,892) |
| | 負債・純資産合計 | 529,442 |

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二億五千八万一千百円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都港区赤坂一丁目一四番一四号

株式会社Ｓｐｌｉｎｋ

代表取締役　青山　裕紀

## 決算公告

令和７年５月26日

東京都港区赤坂一丁目14番14号

**株式会社Ｓｐｌｉｎｋ**

代表取締役　青山　裕紀

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 486,793 |
| | 固定資産 | 19,393 |
| | **資産合計** | **506,187** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 48,296 |
| | 固定負債 | 4,244 |
| | 株主資本 | 453,646 |
| | 資本金 | 100,000 |
| | 資本剰余金 | 1,598,329 |
| | 資本準備金 | 1,062,658 |
| | その他資本剰余金 | 535,671 |
| | 利益剰余金 | △1,244,683 |
| | その他利益剰余金 | △1,244,683 |
| | （うち当期純損失） | (526,476) |
| | **負債・純資産合計** | **506,187** |

## 第17期決算公告

令和７年３月27日

東京都港区西新橋一丁目１番１号

ＷｅＷｏｒｋ日比谷ＦＯＲＴＴＯＷＥＲ

**Ｏｓｔｔｒａ　Ｊａｐａｎ株式会社**

代表取締役

ガイ・ワーレン・シンプソン・ロウクリフ

**貸借対照表の要旨**

（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 344,584 |
| | 固定資産 | 69,815 |
| | **資産合計** | **414,399** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 223,595 |
| | 有給休暇引当金 | 11,105 |
| | 賞与引当金 | 99,002 |
| | その他 | 113,488 |
| | 固定負債 | 5,596 |
| | 退職給付引当金 | 5,596 |
| | **負債合計** | **229,191** |
| | 株主資本 | 161,419 |
| | 資本金 | 6,005 |
| | 資本剰余金 | 5,995 |
| | 資本準備金 | 5,995 |
| | 利益剰余金 | 149,419 |
| | その他利益剰余金 | 149,419 |
| | （うち当期純利益） | (14,627) |
| | 新株予約権 | 23,789 |
| | **純資産合計** | **185,208** |
| | **負債・純資産合計** | **414,399** |

## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社ｅＨａｌａｌ（住所大阪市北区梅田一丁目二番二号大阪駅前第二ビル一二―一二）に対して当社のハラルのアプリに係る事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都台東区上野一丁目一一番九号イマスサニービル八階

株式会社イーストブリッジ

代表取締役　齊藤　創一

## 第31期決算公告

令和７年５月26日

東京都台東区上野一丁目11番９号イマスサニービル８階

**株式会社イーストブリッジ**

代表取締役　齊藤　創一

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,317 |
| | 固定資産 | 155 |
| | **資産合計** | **1,472** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 327 |
| | 固定負債 | 53 |
| | 株主資本 | 1,091 |
| | 資本金 | 10 |
| | 利益剰余金 | 1,081 |
| | 利益準備金 | 2 |
| | その他利益剰余金 | 1,079 |
| | （うち当期純利益） | (318) |
| | **負債・純資産合計** | **1,472** |

## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設する邦英アセットマネジメント株式会社（住所愛知県名古屋市東区葵一丁目九番四号）に対して当社の非事業用資産に関して有する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

名古屋市北区志賀町一丁目一八番

邦英商興株式会社

代表取締役　裏川　直也

## 決算公告

令和７年５月26日

名古屋市北区志賀町一丁目18番

**邦英商興株式会社**

代表取締役　裏川　直也

**貸借対照表の要旨**（令和６年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,736,003,824 |
| | 固定資産 | 491,791,754 |
| | **合計** | **2,227,795,578** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 496,683,982 |
| | （納税引当金） | (162,645,000) |
| | 株主資本 | 1,731,111,596 |
| | 資本金 | 20,000,000 |
| | 利益剰余金 | 1,711,111,596 |
| | 利益準備金 | 5,005,000 |
| | その他利益剰余金 | 1,706,106,596 |
| | （うち当期純利益） | (261,483,618) |
| | **合計** | **2,227,795,578** |

## 第26期決算公告

令和７年３月27日

京都市下京区中堂寺粟田町91番地

京都リサーチパーク

**株式会社フューチャースピリッツ**

代表取締役　谷孝　大

**貸借対照表の要旨**

（令和６年12月31日現在）（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 520,896 |
| | 固定資産 | 713,055 |
| | **資産合計** | **1,233,952** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 786,937 |
| | 固定負債 | 322,095 |
| | **負債合計** | **1,109,033** |
| | 株主資本 | △648 |
| | 資本金 | 100,000 |
| | 資本剰余金 | 2,376 |
| | 資本準備金 | 976 |
| | その他資本剰余金 | 1,400 |
| | 利益剰余金 | △103,024 |
| | 利益準備金 | 25,000 |
| | その他利益剰余金 | △128,024 |
| | （うち当期純利益） | (193,895) |
| | 評価・換算差額等 | 125,567 |
| | その他有価証券評価差額金 | 125,567 |
| | **純資産合計** | **124,918** |
| | **負債・純資産合計** | **1,233,952** |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十六日

群馬県渋川市伊香保町水沢四八番地四

（甲）株式会社牧商事

代表取締役　牧　健弘

群馬県渋川市伊香保町水沢四八番地四

（乙）有限会社上州水沢うどん

代表取締役　牧　健弘

## 決算公告

令和７年５月26日

群馬県渋川市伊香保町水沢48番地４

**株式会社牧商事**

（旧商号　有限会社牧商事）

代表取締役　牧　健弘

**貸借対照表の要旨**

（令和６年４月30日現在）（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 62,789 |
| | 固定資産 | 269,244 |
| | **合計** | **332,034** |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 76,198 |
| | 固定負債 | 328,743 |
| | 株主資本 | △72,907 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | △75,907 |
| | その他利益剰余金 | △75,907 |
| | （うち当期純損失） | (4,074) |
| | **合計** | **332,034** |

## 第29期決算公告

令和７年５月26日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目２番13号
リードシー恵比寿ビル３階

**株式会社ＪＡＭ**

代表取締役　高田　正明

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 463,295 |
| | 固定資産 | 99,096 |
| | 繰延資産 | 767 |
| | 合計 | 563,159 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 450,987 |
| | 固定負債 | 131,336 |
| | 株主資本 | △19,163 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | △39,163 |
| | その他利益剰余金 | △39,163 |
| | （うち当期純利益） | (21,340) |
| | 合計 | 563,159 |

**新設分割公告及び資本金の額の減少公告**

当社は、新設分割により新設する株式会社ＪＡＭ（住所埼玉県鈴谷四丁目一番一五号）に対して当社のソリューションテナンス事業本部が所管する飲食店舗向けメンテナンスソリューションサービス事業並びにこれに附帯する一切の事業に関する権利義務を承継させることとなりました。

また、当社は、資本金の額を一千万円減少することに致しました。

これらの決定に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都渋谷区恵比寿南三丁目二番一三号
リードシー恵比寿ビル三階
株式会社ＪＡＭ
代表取締役　高田　正明

## 第50期決算公告

2025年５月26日

岡山市南区西市116番地13

**株式会社トスコ**

代表取締役　畑　　嘉昭

**貸借対照表の要旨**
（2025年３月31日現在）　（単位：百万円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 3,305 |
| | 固定資産 | 1,105 |
| | 有形固定資産 | 595 |
| | 無形固定資産 | 97 |
| | 投資その他の資産 | 412 |
| | 資産合計 | 4,410 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 967 |
| | 賞与引当金 | 261 |
| | 工事損失引当金 | 37 |
| | その他 | 668 |
| | 固定負債 | 96 |
| | 役員退職慰労引当金 | 60 |
| | その他 | 36 |
| | 負債合計 | 1,064 |
| | 株主資本 | 3,332 |
| | 資本金 | 100 |
| | 資本剰余金 | 208 |
| | 資本準備金 | 95 |
| | その他資本剰余金 | 113 |
| | 利益剰余金 | 3,100 |
| | 利益準備金 | 53 |
| | その他利益剰余金 | 3,047 |
| | （うち当期純利益） | (146) |
| | 自己株式 | △75 |
| | 評価・換算差額等 | 13 |
| | その他有価証券評価差額金 | 13 |
| | 純資産合計 | 3,346 |
| | 負債・純資産合計 | 4,410 |

## 第５期決算公告

令和７年５月26日

福岡県朝倉市入地2428番地１

**石松ホールディングス株式会社**

代表取締役　石松　弘康

**貸借対照表の要旨**
（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 169 |
| | 固定資産 | 1,131 |
| | 合計 | 1,300 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 60 |
| | 固定負債 | 1,215 |
| | 株主資本 | 24 |
| | 資本金 | 8 |
| | 利益剰余金 | 16 |
| | その他利益剰余金 | 16 |
| | （うち当期純損失） | (3) |
| | 合計 | 1,300 |

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を全額減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

福岡県朝倉市入地二四二八番地一
石松ホールディングス株式会社
代表取締役　石松　弘康

## 決　算　公　告

令和７年５月26日

東京都武蔵村山市岸一丁目40番地の６

**株式会社ゴールドウェルホールディングス**

代表取締役　金井　一三

**貸借対照表の要旨**
（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 19,864 |
| | 固定資産 | 152,774 |
| | 合計 | 172,638 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 47,871 |
| | 固定負債 | 116,999 |
| | 株主資本 | 7,767 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | 4,767 |
| | その他利益剰余金 | 4,767 |
| | （うち当期純利益） | (7,813) |
| | 合計 | 172,638 |

**準備金の額の減少公告**

当社は、金井斎産株式会社との株式交換（以下「本株式交換」という。）により増加した資本準備金の額の全額について、減少することにいたしました。

この準備金の額の減少は、本株式交換による資本準備金の額の増加額を減少するものであることから、準備金の額の減少の効力発生日後の資本準備金の額は同日前を下回ることはありません。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都武蔵村山市岸一丁目四〇番地の六
株式会社ゴールドウェルホールディングス
代表取締役　金井　一三

## 第61期決算公告

令和７年５月26日

愛媛県松山市南吉田町2798番地22

**興安計装株式会社**

代表取締役社長　松田　和重

**貸借対照表の要旨**
（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,567,755 |
| | 固定資産 | 775,445 |
| | 有形固定資産 | 449,598 |
| | 無形固定資産 | 15,507 |
| | 投資その他の資産 | 310,338 |
| | 資産合計 | 2,343,201 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 388,402 |
| | （うち賞与引当金） | (84,623) |
| | 固定負債 | 250,000 |
| | 株主資本 | 1,692,312 |
| | 資本金 | 82,500 |
| | 資本剰余金 | 51,850 |
| | その他資本剰余金 | 51,850 |
| | 利益剰余金 | 1,791,212 |
| | 利益準備金 | 20,625 |
| | その他利益剰余金 | 1,770,587 |
| | （うち当期純利益） | (63,982) |
| | 自己株式 | △ 233,250 |
| | 評価・換算差額等 | 12,485 |
| | その他有価証券評価差額金 | 12,485 |
| | 負債・純資産合計 | 2,343,201 |

## 第54期決算公告

令和７年５月26日

富山県砺波市鷹栖373番地の１

**北陸ハイウエイ建設株式会社**

代表取締役　山本　吉弘

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 449,494 |
| | 固定資産 | 514,239 |
| | 合計 | 963,733 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 125,921 |
| | （うち賞与引当金） | (7,500) |
| | 固定負債 | 107,076 |
| | 株主資本 | 730,735 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | 700,735 |
| | 利益準備金 | 4,210 |
| | その他利益剰余金 | 696,525 |
| | （うち当期純利益） | (47,339) |
| | 合計 | 963,733 |

**準備金の額の減少公告**

当社は、資本準備金の額を一億五三四八万三七八九円減少し〇円とすることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

富山県砺波市鷹栖三七三番地の一
北陸ハイウエイ建設株式会社
代表取締役　山本　吉弘

## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設する縁カンパニー株式会社（住所富山県下新川郡朝日町桜町一〇四番地三）に対して当社の「グループホームあさひ」に係る事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

富山県射水市東明七軒五番地一三

和カンパニー株式会社

代表取締役　池尾　深雪

## 第35期決算公告

令和７年５月26日

富山県射水市東明七軒５番地13

**和カンパニー株式会社**

代表取締役　池尾　深雪

**貸借対照表の要旨**

（令和６年８月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 42,245 |
| | 固定資産 | 117,448 |
| | 資産合計 | 159,694 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 25,872 |
| | 固定負債 | 98,927 |
| | 株主資本 | 34,894 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | 31,894 |
| | その他利益剰余金 | 31,894 |
| | （うち当期純利益） | (3,137) |
| | 負債・純資産合計 | 159,694 |

## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設する株式会社せいわ（住所広島県福山市沖野上町四丁目四番三二―二〇一号）に対して当社の資産管理及び金融資産の運用事業に関する権利義務を承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

広島県福山市沖野上町四丁目四番三二―二〇一号　誠和建設株式会社

代表取締役　延平　典嗣

## 第55期決算公告

令和７年５月26日

広島県福山市沖野上町四丁目４番32―201号

**誠和建設株式会社**

代表取締役　延平　典嗣

**貸借対照表の要旨**（令和６年９月30日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,254,665 |
| | 固定資産 | 106,960 |
| | 合計 | 1,361,626 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 629,072 |
| | 固定負債 | — |
| | 株主資本 | 732,554 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 714,404 |
| | 利益準備金 | 1,800 |
| | その他利益剰余金 | 712,604 |
| | （うち当期純利益） | (19,366) |
| | 自己株式 | △ 1,850 |
| | 合計 | 1,361,626 |

## 第45期決算公告

令和７年４月28日

鹿児島市七ツ島一丁目７番

**サン食品株式会社**

代表取締役社長　清川継一朗

**貸借対照表の要旨**

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 4,707,264 |
| | 固定資産 | 380,890 |
| | 資産合計 | 5,088,154 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,079,513 |
| | 賞与引当金 | 50,000 |
| | 固定負債 | 242,557 |
| | 退職給付引当金 | 87,164 |
| | 負債合計 | 1,322,071 |
| | 株主資本 | 3,762,109 |
| | 資本金 | 100,000 |
| | 資本剰余金 | 777,800 |
| | 資本準備金 | 434,400 |
| | その他資本剰余金 | 343,400 |
| | 利益剰余金 | 2,884,309 |
| | 利益準備金 | 58,932 |
| | その他利益剰余金 | 2,825,377 |
| | （うち当期純利益） | (112,247) |
| | 評価・換算差額等 | 3,974 |
| | その他有価証券評価差額金 | 3,974 |
| | 純資産合計 | 3,766,083 |
| | 負債・純資産合計 | 5,088,154 |

## 資本金及び準備金の額の減少公告

当社は、資本金の額を三億五千万円、資本準備金の額を三億五千万円減少し、それぞれ百万円、〇円とすることにいたしました。但し、令和七年二月一日にＪＢＥホールディングス株式会社及び株式会社ゴーランドとの株式交換により資本金の額を三億五千万円、資本準備金の額を三億五千万円増加しており、それぞれ三億五千百万円、三億五千万円となっております。

また、減少する全額は、その他資本剰余金とすることを予定しております。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

札幌市北区北八条西一丁目三番地

田中ホールディングス株式会社

代表取締役　田中　重明

## 第1期決算公告

令和７年５月26日

札幌市北区北八条西一丁目３番地

**田中ホールディングス株式会社**

代表取締役　田中　重明

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,343 |
| | 固定資産 | 754,200 |
| | 繰延資産 | 21,883 |
| | 合計 | 777,426 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 318 |
| | 固定負債 | 730,000 |
| | 株主資本 | 47,107 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | 46,107 |
| | その他利益剰余金 | 46,107 |
| | （当期純利益） | (46,107) |
| | 合計 | 777,426 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、同日に商号を株式会社岐阜イエローハットと変更いたします。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　官報

掲載の日付　令和六年七月一日

掲載頁　一三七頁（号外第一五八号）

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

岐阜県多治見市太平町三丁目六四番地

（甲）株式会社新岐阜イエローハット

代表取締役　伊藤　淳悟

岐阜県岐阜市下奈良二丁目一四番地の六

（乙）株式会社岐阜イエローハット

代表取締役　吉川　憲一

## 第45期決算公告

令和７年５月26日

岐阜県岐阜市下奈良二丁目14番地の６

**株式会社岐阜イエローハット**

代表取締役　吉川　憲一

**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 526,407 |
| | 固定資産 | 398,054 |
| | 繰延資産 | 687 |
| | 資産合計 | 925,148 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 234,533 |
| | 固定負債 | 630,631 |
| | 株主資本 | 59,984 |
| | 資本金 | 25,000 |
| | 利益剰余金 | 34,984 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 32,484 |
| | （うち当期純損失） | (15,590) |
| | 負債・純資産合計 | 925,148 |

## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設するソフトプレンマネジメント株式会社（住所静岡県浜松市中央区馬郡町三七六二番地の二二）に対して当社の不動産賃貸事業の一部に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

静岡県浜松市中央区馬郡町三七六二番地の二二　ソフトプレン工業株式会社

代表取締役　前嶋　文明

代表取締役　前嶋　宏明

令和７年５月26日　静岡県浜松市中央区馬郡町3762番地の22

**ソフトプレン工業株式会社**

代表取締役　前嶋　文明

代表取締役　前嶋　宏明

**貸借対照表の要旨**　（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,411,268 | 流動負債 | 490,685 |
| 有価証券 | 65,047 | （うち法人税等引当金） | (8,848) |
| 固定資産 | 977,950 | 固定負債 | 210,022 |
| | | 株主資本 | 1,753,559 |
| | | 資本金 | 15,000 |
| | | 利益剰余金 | 1,743,209 |
| | | 利益準備金 | 5,000 |
| | | その他利益剰余金 | 1,738,209 |
| | | （うち当期純利益） | (119,100) |
| | | 自己株式 | △4,650 |
| **資産合計** | **2,454,267** | **負債・純資産合計** | **2,454,267** |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し乙及び丙は解散することにいたしました。

各社の株主総会の承認決議は、令和七年四月二十四日に終了しております。

また、甲は令和七年四月十四日に有限会社マツヤから商号変更しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙・丙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十六日

三重県亀山市下庄町五九五番地

（甲）株式会社マツヤ

代表取締役　松尾　達也

三重県亀山市下庄町七六六番地の一

（乙）マツオ精工有限会社

取締役　松尾美代子

三重県津市一志町庄村四五五番地の四

（丙）有限会社和光

代表取締役　松尾美代子

**第46期決算公告**　令和７年５月26日

三重県亀山市下庄町595番地

**株式会社マツヤ**

**（旧商号　有限会社マツヤ）**

代表取締役　松尾　達也

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 955,995 |
| | 固定資産 | 839,679 |
| | 繰延資産 | 644 |
| | **資産合計** | **1,796,318** |
| 負純資債及産びの部 | 流動負債 | 580,203 |
| | 固定負債 | 546,884 |
| | 株主資本 | 669,231 |
| | 資本金 | 5,000 |
| | 利益剰余金 | 664,231 |
| | 利益準備金 | 250 |
| | その他利益剰余金 | 663,981 |
| | （うち当期純利益） | (44,209) |
| | **負債・純資産合計** | **1,796,318** |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年九月一日であり、両社の会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意は令和七年五月二十三日に終了しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、令和七年七月七日までにお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

（乙）https://ps-jpn.co.jp/

令和七年五月二十六日

大阪市北区梅田一丁目一番三号

（甲）ＪＨＯＬＤＩＮＧＳ株式会社

代表取締役　岩井　伸夫

東京都港区新橋六丁目九番六号十二東洋海事ビル二階

（乙）パラダイム・ソリューション・ジャパン株式会社

代表取締役　小澤　智教

**第３期決算公告**　令和７年５月26日

大阪市北区梅田一丁目１番３号

**Ｊ　ＨＯＬＤＩＮＧＳ株式会社**

代表取締役　岩井　伸夫

**貸借対照表の要旨**（令和６年５月31日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 79,079,252 |
| | 固定資産 | 260,795,973 |
| | **資産合計** | **339,875,225** |
| 負純資債及産びの部 | 流動負債 | 41,150,501 |
| | 株主資本 | 298,724,724 |
| | 資本金 | 90,000,000 |
| | 資本剰余金 | 175,120,126 |
| | 資本準備金 | 496,252 |
| | その他資本剰余金 | 174,623,874 |
| | 利益剰余金 | 37,904,598 |
| | その他利益剰余金 | 37,904,598 |
| | （うち当期純利益） | (21,824,783) |
| | 自己株式 | △4,300,000 |
| | **負債・純資産合計** | **339,875,225** |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年五月七日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）計算書類の公告義務はありません。

令和七年五月二十六日

広島市南区宇品海岸二丁目一五番一〇号

（甲）向江建設株式会社

代表取締役　向江　寿郎

広島市南区宇品海岸二丁目一五番一〇号

（乙）有限会社大向産業

取締役　向江　剛

**第 52 期 決 算 公 告**

令和７年５月26日

広島市南区宇品海岸二丁目15番10号

**向江建設株式会社**

代表取締役　向江　寿郎

**貸借対照表の要旨**（令和６年10月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 386,179 |
| | 固定資産 | 336,730 |
| | **合計** | **722,909** |
| 負純資債及産びの部 | 流動負債 | 76,936 |
| | 固定負債 | 430,856 |
| | 株主資本 | 215,117 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | 186,117 |
| | 利益準備金 | 71,000 |
| | その他利益剰余金 | 115,117 |
| | （うち当期純利益） | (3,950) |
| | 自己株式 | △ 1,000 |
| | **合計** | **722,909** |

## 第１期決算公告

令和７年５月26日
群馬県高崎市高関町405番地６
**株式会ＫＡＧＡＲＩＢＩ**
代表取締役　新井　智宏

**貸借対照表の要旨**（令和６年８月31日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 14,493,760 |
| | 固定資産 | 38,370,036 |
| | 繰延資産 | 8,302,290 |
| | 資産合計 | 61,166,086 |
| 負純資産債及びの部 | 流動負債 | 10,848,576 |
| | 固定負債 | 58,000,000 |
| | 株主資本 | △7,682,490 |
| | 資本金 | 3,000,000 |
| | 利益剰余金 | △10,682,490 |
| | その他利益剰余金 | △10,682,490 |
| | （うち当期純損失） | （10,682,490） |
| | 負債・純資産合計 | 61,166,086 |

## 第12期決算公告

令和７年５月26日
群馬県高崎市高関町405番地６
**株式会社総医経パートナー**
代表取締役　篠原　俊彦

**貸借対照表の要旨**（令和６年８月31日現在）

| 科目 | | 金額(円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 8,429,582 |
| | 固定資産 | 253,223,370 |
| | 資産合計 | 261,652,952 |
| 負純資産債及びの部 | 流動負債 | 30,900,424 |
| | 固定負債 | 203,903,324 |
| | 株主資本 | 26,849,204 |
| | 資本金 | 1,000,000 |
| | 利益剰余金 | 25,849,204 |
| | その他利益剰余金 | 25,849,204 |
| | （うち当期純利益） | （2,833,423） |
| | 負債・純資産合計 | 261,652,952 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年四月十二日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
群馬県高崎市高関町四〇五番地六
（甲）株式会社総医経パートナー
代表取締役　篠原　俊彦
群馬県高崎市高関町四〇五番地六
（乙）株式会社ＫＡＧＡＲＩＢＩ
代表取締役　新井　智宏

## 第12期決算公告　令和７年５月26日

埼玉県所沢市大字久米554番地２
**株式会社ＪＭＧＨＤ**
代表取締役　矢吹　公識

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 121,792 |
| | 固定資産 | 1,030,646 |
| | 合計 | 1,152,439 |
| 負純資産債及びの部 | 流動負債 | 103,458 |
| | 固定負債 | 101,116 |
| | 株主資本 | 947,863 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 資本剰余金 | 25,000 |
| | 資本準備金 | 25,000 |
| | 利益剰余金 | 912,863 |
| | その他利益剰余金 | 912,863 |
| | （うち当期純利益） | （61,163） |
| | 合計 | 1,152,439 |

## 第47期決算公告　令和７年５月26日

埼玉県所沢市大字久米554番地２
**サンエンタープライズ株式会社**
代表取締役　矢吹　公識

**貸借対照表の要旨**（令和６年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 180,941 |
| | 固定資産 | 683,860 |
| | 合計 | 864,802 |
| 負純資産債及びの部 | 流動負債 | 11,483 |
| | 固定負債 | 250,193 |
| | 株主資本 | 603,124 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 資本剰余金 | — |
| | 利益剰余金 | 593,124 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 590,624 |
| | （うち当期純利益） | （6,348） |
| | 合計 | 864,802 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部（甲株式二千八百株を含む）を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十六日
埼玉県所沢市大字久米五五四番地二
（甲）サンエンタープライズ株式会社
代表取締役　矢吹　公識
埼玉県所沢市大字久米五五四番地二
（乙）株式会社ＪＭＧＨＤ
代表取締役　矢吹　公識

## 第19期決算公告

令和７年５月26日
東京都港区西麻布一丁目９番７号
**株式会社TEAM IWAKIRI PRODUCTS**
代表取締役　岩切　茂

**貸借対照表の要旨**
（令和６年９月30日現在）（単位：百万円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 228 |
| | 固定資産 | 30 |
| | 資産合計 | 259 |
| 負純資産債及びの部 | 流動負債 | 220 |
| | 固定負債 | 31 |
| | 株主資本 | 6 |
| | 資本金 | 2 |
| | 利益剰余金 | 4 |
| | その他利益剰余金 | 4 |
| | （うち当期純利益） | （1） |
| | 負債・純資産合計 | 259 |

## 第21期決算公告

令和７年５月26日
東京都港区西麻布一丁目９番７号
**株式会社TEAM IWAKIRI JAPAN**
代表取締役　岩切　茂

**貸借対照表の要旨**
（令和６年８月31日現在）（単位：百万円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 265 |
| | 固定資産 | 17 |
| | 資産合計 | 283 |
| 負純資産債及びの部 | 流動負債 | 163 |
| | 固定負債 | 101 |
| | 株主資本 | 17 |
| | 資本金 | 10 |
| | 利益剰余金 | 7 |
| | その他利益剰余金 | 7 |
| | （うち当期純利益） | （5） |
| | 負債・純資産合計 | 283 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十六日
東京都港区西麻布一丁目九番七号
（甲）株式会社ＴＥＡＭ　ＩＷＡＫＩ　ＪＡＰＡＮ
代表取締役　岩切　茂
東京都港区西麻布一丁目九番七号
（乙）株式会社ＴＥＡＭ　ＩＷＡＫＩ　ＰＲＯＤＵＣＴＳ
代表取締役　岩切　茂

## 第４期決算公告　令和７年５月26日

東京都千代田区神田和泉町１番地12の16
**株式会社レスパス**
代表取締役　木地本朋奈

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 292,098 |
| | 固定資産 | 2,601 |
| | 資産合計 | 294,699 |
| 負純資産債及びの部 | 流動負債 | 247,919 |
| | 固定負債 | 28,215 |
| | 負債合計 | 276,134 |
| | 株主資本 | 18,565 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 8,565 |
| | その他利益剰余金 | 8,565 |
| | （うち当期純利益） | （7,658） |
| | 純資産合計 | 18,565 |
| | 負債・純資産合計 | 294,699 |

## 第31期決算公告　令和７年５月26日

東京都千代田区神田和泉町１番地12の16
**株式会社トリリオン**
代表取締役　木地本朋奈

**貸借対照表の要旨**（令和６年12月31日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 295,320 |
| | 固定資産 | 152,201 |
| | 資産合計 | 447,522 |
| 負純資産債及びの部 | 流動負債 | 113,656 |
| | 固定負債 | 227,828 |
| | 負債合計 | 341,485 |
| | 株主資本 | 106,037 |
| | 資本金 | 48,000 |
| | 利益剰余金 | 58,037 |
| | その他利益剰余金 | 58,037 |
| | （うち当期純利益） | （43,167） |
| | 純資産合計 | 106,037 |
| | 負債・純資産合計 | 447,522 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、両社の最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
東京都千代田区神田和泉町一番地一二の一六
（甲）株式会社トリリオン
代表取締役　木地本朋奈
東京都千代田区神田和泉町一番地一二の一六
（乙）株式会社レスパス
代表取締役　木地本朋奈

## 吸収分割公告

当社（甲）は、吸収分割により株式会社クラブツーリズム・ライフケアサービス（乙、住所：東京都新宿区西新宿二丁目六番一号）の生活サポート事業および保険代理店事業に関する権利義務を承継することにいたしましたので公告します。

効力発生日は令和七年七月一日であり、当社は、会社法第七九六条第二項に基づき、株主総会の承認決議を経ずに吸収分割を行います。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）https://www.club-t.com/lifecare/ir/e_koukoku/index.pdf

令和七年五月二十六日

東京都江東区豊洲五丁目六番五二号

クラブツーリズム株式会社

代表取締役社長　酒井　博

令和７年５月26日　東京都江東区豊洲五丁目６番52号

**クラブツーリズム株式会社**

代表取締役社長　酒井　博

**貸借対照表の要旨**

（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 39,391,855 | 流動負債 | 23,654,223 |
| 固定資産 | 3,432,493 | 固定負債 | 1,800 |
| | | 株主資本 | 19,093,944 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 26,500,235 |
| | | 資本準備金 | 25,000 |
| | | その他資本剰余金 | 26,475,235 |
| | | 利益剰余金 | △7,506,290 |
| | | その他利益剰余金 | △7,506,290 |
| | | （うち当期純利益） | （3,089,604） |
| | | 評価・換算差額等 | 74,380 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | 74,380 |
| 資産合計 | 42,824,348 | 負債・純資産合計 | 42,824,348 |

## 新設分割公告

当社は、新設分割により新設するＣＷサービス株式会社（住所新潟市東区紫竹卸新町一八〇八番地二二）に対して当社の人材派遣事業を除く事業に関する権利義務を承継させることにいたしましたので公告します。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

新潟市東区紫竹卸新町一八〇八番地二二

ジェイサービス株式会社

代表取締役　阿部　篤仁

## 資本金の額の減少公告

当社は、資本金の額を二千五百万円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

新潟市東区紫竹卸新町一八〇八番地二二

ジェイサービス株式会社

代表取締役　阿部　篤仁

## 第16期決算公告

令和７年５月26日

新潟市東区紫竹卸新町1808番地22

**ジェイサービス株式会社**

代表取締役　阿部　篤仁

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 385,059 |
| | 固定資産 | 25,289 |
| | 合計 | 410,349 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 237,942 |
| | 賞与引当金 | 2,024 |
| | 固定負債 | 9,112 |
| | 株主資本 | 163,294 |
| | 資本金 | 55,000 |
| | 利益剰余金 | 108,294 |
| | その他利益剰余金 | 108,294 |
| | （うち当期純利益） | （7,595） |
| | 合計 | 410,349 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

広島市南区出島二丁目一番四〇号

（甲）株式会社仁保製作所

代表取締役　松並　弘泰

広島市南区出島二丁目一一番六〇号

（乙）三共工業株式会社

代表取締役　松並田鶴子

## 第62期決算公告

令和７年５月26日

広島市南区出島二丁目１番40号

**株式会社仁保製作所**

代表取締役　松並　弘泰

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,018,642 |
| | 固定資産 | 1,861,826 |
| | 合計 | 2,880,469 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 715,739 |
| | 固定負債 | 114,143 |
| | 役員退職引当金 | 20,000 |
| | 株主資本 | 2,050,586 |
| | 資本金 | 30,000 |
| | 利益剰余金 | 2,020,586 |
| | 利益準備金 | 7,500 |
| | その他利益剰余金 | 2,013,086 |
| | （うち当期純利益） | （69,291） |
| | 合計 | 2,880,469 |

## 第73期決算公告

令和７年５月26日

広島市南区出島二丁目11番60号

**三共工業株式会社**

代表取締役　松並田鶴子

**貸借対照表の要旨**

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 47,526 |
| | 固定資産 | 10,215 |
| | 合計 | 57,742 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 1,122 |
| | 固定負債 | — |
| | 株主資本 | 56,620 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 46,620 |
| | 利益準備金 | 2,500 |
| | その他利益剰余金 | 44,120 |
| | （うち当期純損失） | （605） |
| | 合計 | 57,742 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年六月三十日であり、両社の株主総会の承認決議は令和七年六月二十九日を予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十六日

茨城県つくば市豊里の杜一丁目二五―一

（甲）株式会社アリーナ

代表取締役　小關　暎子

茨城県つくば市豊里の杜一丁目二五―一

（乙）株式会社ＡＶＡＮＴＹ

代表取締役　小關　暎子

## 第32期決算公告

令和７年５月26日

茨城県つくば市豊里の杜一丁目25―11

**株式会社アリーナ**

代表取締役　小關　暎子

**貸借対照表の要旨**（令和６年２月29日現在）

| 科目 | | 金額（円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 454,461,089 |
| | 固定資産 | 1,919,333,643 |
| | 資産合計 | 2,373,794,732 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 8,025,590 |
| | 固定負債 | 9,194,000 |
| | 株主資本 | 2,356,575,142 |
| | 資本金 | 3,000,000 |
| | 利益剰余金 | 2,353,575,142 |
| | その他利益剰余金 | 2,353,575,142 |
| | （うち当期純損失） | （24,597,934） |
| | 負債・純資産合計 | 2,373,794,732 |

## 第37期決算公告

令和７年５月26日

茨城県つくば市豊里の杜一丁目25―11

**株式会社ＡＶＡＮＴＹ**

代表取締役　小關　暎子

**貸借対照表の要旨**（令和６年９月30日現在）

| 科目 | | 金額（円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 276,919,342 |
| | 固定資産 | 985,877,148 |
| | 資産合計 | 1,262,796,490 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 62,954,631 |
| | 固定負債 | 744,252,344 |
| | 株主資本 | 455,589,515 |
| | 資本金 | 3,000,000 |
| | 資本剰余金 | 5,000,000 |
| | その他資本剰余金 | 5,000,000 |
| | 利益剰余金 | 507,589,515 |
| | その他利益剰余金 | 507,589,515 |
| | （うち当期純利益） | （33,649,584） |
| | 自己株式 | △60,000,000 |
| | 負債・純資産合計 | 1,262,796,490 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

群馬県桐生市巴町二丁目一八三二番地九

（甲）株式会社アンカー

代表取締役　川口　貴志

群馬県桐生市巴町二丁目一八三二番地九

（乙）株式会社グリーンベース

代表取締役　川口　雅子

### 第12期決算公告

令和７年５月26日

群馬県桐生市巴町二丁目1832番地９

**株式会社グリーンベース**

代表取締役　川口　雅子

**貸借対照表の要旨**

（令和６年４月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 86,280 |
| | 固定資産 | 93,526 |
| | 合計 | 179,806 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 31,619 |
| | 固定負債 | 122,546 |
| | 株主資本 | 25,641 |
| | 資本金 | 100 |
| | 利益剰余金 | 25,541 |
| | その他利益剰余金 | 25,541 |
| | （うち当期純利益） | (5,374) |
| | 合計 | 179,806 |

### 第32期決算公告

令和７年５月26日

群馬県桐生市巴町二丁目1832番地９

**株式会社アンカー**

代表取締役　川口　貴志

**貸借対照表の要旨**

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 207,312 |
| | 固定資産 | 496,588 |
| | 合計 | 703,900 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 99,162 |
| | 固定負債 | 398,015 |
| | 株主資本 | 206,722 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 196,722 |
| | その他利益剰余金 | 196,722 |
| | （うち当期純利益） | (25,020) |
| | 合計 | 703,900 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

千葉県成田市津富浦七六六番地

（甲）株式会社昭伸商事

代表取締役　髙橋　昭

千葉県成田市津富浦七六六番地

（乙）株式会社成和

代表取締役　髙橋　昭旨

### 第９期決算公告

令和７年５月26日

千葉県成田市津富浦766番地

**株式会社成和**

代表取締役　髙橋　昭旨

**貸借対照表の要旨**

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 2,004 |
| | 資産合計 | 2,004 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 9,859 |
| | 株主資本 | △7,855 |
| | 資本金 | 300 |
| | 利益剰余金 | △8,155 |
| | その他利益剰余金 | △8,155 |
| | （うち当期純損失） | (284) |
| | 負債・純資産合計 | 2,004 |

### 第９期決算公告

令和７年５月26日

千葉県成田市津富浦766番地

**株式会社昭伸商事**

代表取締役　髙橋　昭

**貸借対照表の要旨**

（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,538 |
| | 固定資産 | 15,415 |
| | 資産合計 | 16,953 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 2,821 |
| | 固定負債 | 950 |
| | 株主資本 | 13,182 |
| | 資本金 | 300 |
| | 利益剰余金 | 12,882 |
| | その他利益剰余金 | 12,882 |
| | （うち当期純利益） | (518) |
| | 負債・純資産合計 | 16,953 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都豊島区池袋二丁目四二番三号

（甲）パラウェイ株式会社

代表取締役　酒井　康之

東京都豊島区池袋二丁目四二番三号

（乙）サードプランニング株式会社

代表取締役　酒井　康之

### 第15期決算公告

令和７年５月26日

東京都豊島区池袋二丁目42番３号

**サードプランニング株式会社**

代表取締役　酒井　康之

**貸借対照表の要旨**

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 6,469 |
| | 固定資産 | 2,872 |
| | 合計 | 9,341 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 8,322 |
| | 固定負債 | 35,535 |
| | 株主資本 | △34,516 |
| | 資本金 | 500 |
| | 利益剰余金 | △35,016 |
| | その他利益剰余金 | △35,016 |
| | （うち当期純損失） | (2,057) |
| | 合計 | 9,341 |

### 第18期決算公告

令和７年５月26日

東京都豊島区池袋二丁目42番３号

**パラウェイ株式会社**

代表取締役　酒井　康之

**貸借対照表の要旨**

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 37,952 |
| | 固定資産 | 70,896 |
| | 繰延資産 | 3,241 |
| | 合計 | 112,090 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 219,795 |
| | 株主資本 | △107,705 |
| | 資本金 | 5,000 |
| | 利益剰余金 | △112,705 |
| | その他利益剰余金 | △112,705 |
| | （うち当期純損失） | (26,659) |
| | 合計 | 112,090 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都豊島区池袋二丁目四二番三号

（甲）Ｆ．Ｉ．Ｖ株式会社

代表取締役　久郷　信紀

東京都豊島区池袋二丁目四二番三号

（乙）クリエーション株式会社

代表取締役　酒井　康之

### 第13期決算公告

令和７年５月26日

東京都豊島区池袋二丁目42番３号

**クリエーション株式会社**

代表取締役　酒井　康之

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 1,189 |
| | 固定資産 | 35,535 |
| | 繰延資産 | 299 |
| | 合計 | 37,024 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 12,652 |
| | 固定負債 | 7,167 |
| | 株主資本 | 17,204 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | 16,204 |
| | その他利益剰余金 | 16,204 |
| | （うち当期純利益） | (528) |
| | 合計 | 37,024 |

### 第13期決算公告

令和７年５月26日

東京都豊島区池袋二丁目42番３号

**Ｆ．Ｉ．Ｖ株式会社**

代表取締役　久郷　信紀

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 125 |
| | 固定資産 | 76,229 |
| | 繰延資産 | 299 |
| | 合計 | 76,655 |
| 負純資産の債及び部 | 流動負債 | 24,108 |
| | 固定負債 | 7,745 |
| | 株主資本 | 44,801 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | 43,801 |
| | その他利益剰余金 | 43,801 |
| | （うち当期純利益） | (636) |
| | 合計 | 76,655 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都世田谷区太子堂一丁目四番二四号

（甲）株式会社マークスグループ・ホールディングス

代表取締役　宰務　伸也

東京都世田谷区太子堂一丁目四番二四号

（乙）株式会社マークス

代表取締役　高城　雄也

**第14期決算公告**

令和７年５月26日

東京都世田谷区太子堂一丁目４番24号

**株式会社**
**マークスグループ・ホールディングス**

代表取締役　宰務　伸也

**貸借対照表の要旨**

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 52,643 |
| | 固定資産 | 1,183,046 |
| | 資産合計 | 1,235,690 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 446,909 |
| | 固定負債 | 47,408 |
| | 株主資本 | 741,372 |
| | 資本金 | 300 |
| | 利益剰余金 | 741,072 |
| | その他利益剰余金 | 741,072 |
| | （うち当期純利益） | (33,766) |
| | 負債・純資産合計 | 1,235,690 |

**第43期決算公告**　令和７年５月26日

東京都世田谷区太子堂一丁目４番24号

**株式会社マークス**

代表取締役　高城　雄也

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 1,797,073 |
| | 固定資産 | 591,150 |
| | 資産合計 | 2,388,224 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 552,530 |
| | 固定負債 | 142,184 |
| | 株主資本 | 1,693,509 |
| | 資本金 | 80,000 |
| | 資本剰余金 | 513,625 |
| | その他資本剰余金 | 513,625 |
| | 利益剰余金 | 1,099,884 |
| | その他利益剰余金 | 1,099,884 |
| | （うち当期純利益） | (103,349) |
| | 負債・純資産合計 | 2,388,224 |

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して甲は乙の資産管理事業に関する権利義務を承継し乙はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都江東区有明二丁目一番三号二六一一号室

（甲）株式会社トゥ・シャイン

代表取締役　鈴木　和則

東京都江東区東陽三丁目二六番六号

（乙）株式会社スズケン

代表取締役　鈴木　和則

令和７年５月26日

東京都江東区有明二丁目１番３号2611号室

**株式会社トゥ・シャイン**

代表取締役　鈴木　和則

**貸借対照表の要旨**

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 8,970 |
| | 固定資産 | 10 |
| | 合計 | 8,980 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 4,923 |
| | 固定負債 | 19,532 |
| | 株主資本 | △15,475 |
| | 資本金 | 2,000 |
| | 利益剰余金 | △17,475 |
| | その他利益剰余金 | △17,475 |
| | （うち当期純損失） | (7,547) |
| | 合計 | 8,980 |

令和７年５月26日

東京都江東区東陽三丁目26番６号

**株式会社スズケン**

代表取締役　鈴木　和則

**貸借対照表の要旨**（令和６年７月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 215,943 |
| | 固定資産 | 165,715 |
| | 合計 | 381,659 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 184,573 |
| | 固定負債 | 87,927 |
| | 株主資本 | 109,158 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | 106,658 |
| | その他利益剰余金 | 106,658 |
| | （うち当期純利益） | (7,275) |
| | 自己株式 | △500 |
| | 合計 | 381,659 |

**吸収分割公告**

当社（甲）は、吸収分割により株式会社ヨネヤマ（乙、住所神奈川県川崎市川崎区日進町三番地四）の不動産事業に関する権利義務を承継することにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都港区高輪三丁目二五番二三号京急第二ビル五Ｆ

株式会社Ａｎｔｉｑｕｅ　Ｌｏｖｅｒｓ

代表取締役　武井　雅子

**乙の貸借対照表の要旨**

（令和７年１月31日現在）（単位：百万円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 9,064 |
| | 固定資産 | 2,110 |
| | 合計 | 11,175 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 10,561 |
| | 固定負債 | 134 |
| | 退職給付引当金 | 106 |
| | 株主資本 | 479 |
| | 資本金 | 35 |
| | 資本剰余金 | △89 |
| | その他資本剰余金 | △89 |
| | 利益剰余金 | 624 |
| | 利益準備金 | 8 |
| | その他利益剰余金 | 615 |
| | （うち当期純利益） | (121) |
| | 自己株式 | △90 |
| | 合計 | 11,175 |

**第２期決算公告**　令和７年５月26日

東京都港区高輪三丁目25番23号
京急第２ビル５Ｆ

**株式会社Ａｎｔｉｑｕｅ　Ｌｏｖｅｒｓ**

代表取締役　武井　雅子

**貸借対照表の要旨**（令和７年１月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 115,807 |
| | 固定資産 | 276,838 |
| | 合計 | 392,646 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 8,088 |
| | 固定負債 | 3,792 |
| | 株主資本 | 380,764 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 資本剰余金 | 385,691 |
| | その他資本剰余金 | 385,691 |
| | 利益剰余金 | △5,927 |
| | その他利益剰余金 | △5,927 |
| | （うち当期純利益） | (5,776) |
| | 合計 | 392,646 |

**吸収分割公告**

左記会社は吸収分割して、甲は乙の不動産事業部門に関する権利義務を承継し、乙はそれを承継させることにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

栃木県宇都宮市野沢町五九四番地一九

（甲）日本高圧金具株式会社

代表取締役　佐藤　喜一

栃木県宇都宮市野沢町五九四番地一九

（乙）宇都宮高圧ホース株式会社

代表取締役　佐藤　喜一

**第35期決算公告**　令和７年５月26日

栃木県宇都宮市野沢町594番地19

**日本高圧金具株式会社**

代表取締役　佐藤　喜一

**貸借対照表の要旨**（令和６年９月30日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 153,006 |
| | 固定資産 | 37,815 |
| | 合計 | 190,821 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 23,774 |
| | 株主資本 | 167,047 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 157,047 |
| | その他利益剰余金 | 157,047 |
| | （うち当期純利益） | (12,146) |
| | 合計 | 190,821 |

**第49期決算公告**　令和７年５月26日

栃木県宇都宮市野沢町594番地19

**宇都宮高圧ホース株式会社**

代表取締役　佐藤　喜一

**貸借対照表の要旨**（令和７年１月31日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 656,918 |
| | 固定資産 | 961,985 |
| | 繰延資産 | 4,903 |
| | 合計 | 1,623,807 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 160,525 |
| | 固定負債 | 78,000 |
| | 株主資本 | 1,385,282 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 1,375,282 |
| | 利益準備金 | 800 |
| | その他利益剰余金 | 1,374,482 |
| | （うち当期純利益） | (93,496) |
| | 合計 | 1,623,807 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしましたので公告します。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

兵庫県西宮市中前田町三番四号

（甲）株式会社アスタカ

代表取締役　安東　成吉

兵庫県西宮市森下町九番二二―一〇五号

（乙）株式会社東城建設

代表取締役　安東　裕子

## 第26期決算公告

令和７年５月26日

兵庫県西宮市森下町９番22―105号

**株式会社東城建設**

代表取締役　安東　裕子

**貸借対照表の要旨**

（令和７年１月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 2,852 |
| | 固定資産 | 50 |
| | 合計 | 2,902 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,429 |
| | 株主資本 | 472 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △9,527 |
| | その他利益剰余金 | △9,527 |
| | （うち当期純損失） | (3,591) |
| | 合計 | 2,902 |

## 第32期決算公告

令和７年５月26日

兵庫県西宮市中前田町３番４号

**株式会社アスタカ**

代表取締役　安東　成吉

**貸借対照表の要旨**

（令和６年６月30日現在）（単位：百万円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 471 |
| | 固定資産 | 174 |
| | 合計 | 645 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 328 |
| | 固定負債 | 87 |
| | 株主資本 | 229 |
| | 資本金 | 40 |
| | 利益剰余金 | 189 |
| | その他利益剰余金 | 189 |
| | （うち当期純利益） | (30) |
| | 合計 | 645 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

神戸市中央区京町78番地

**株式会社ＲＡＬＬＹ**

代表取締役　大山　雄輝

神戸市中央区京町七八番地

（甲）株式会社ＲＡＬＬＹ

代表取締役　大山　雄輝

神戸市中央区京町七八番地

（乙）株式会社フェイスクリエイツ

代表取締役　大山　雄輝

## 第５期決算公告

令和７年５月26日

神戸市中央区京町78番地

**株式会社ＲＡＬＬＹ**

代表取締役　大山　雄輝

**貸借対照表の要旨**

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 14,958 |
| | 固定資産 | 16,899 |
| | 合計 | 31,858 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 6,494 |
| | 固定負債 | 17,104 |
| | 株主資本 | 8,259 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | 7,259 |
| | その他利益剰余金 | 7,259 |
| | （うち当期純損失） | (3,388) |
| | 合計 | 31,858 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日です。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

埼玉県新座市野火止一丁目一三番一六―一号

（甲）ゆたか磨材株式会社

代表取締役　加藤　由光

埼玉県新座市野火止一丁目一三番一六―一号

（乙）横浜ゆたか磨材株式会社

代表取締役　加藤　由光

## 第15期決算公告

令和７年５月26日

神戸市中央区京町78番地

**株式会社フェイスクリエイツ**

代表取締役　大山　雄輝

**貸借対照表の要旨**

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 56,668 |
| | 固定資産 | 14,801 |
| | 合計 | 71,469 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 5,531 |
| | 固定負債 | 49,559 |
| | 株主資本 | 16,379 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 6,379 |
| | その他利益剰余金 | 6,379 |
| | （うち当期純利益） | (937) |
| | 合計 | 71,469 |

## 第30期決算公告

令和７年５月26日

埼玉県新座市野火止１丁目13番16―１号

**横浜ゆたか磨材株式会社**

代表取締役　加藤　由光

**貸借対照表の要旨**

（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 24,143 |
| | 資産合計 | 24,143 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 17,221 |
| | 負債合計 | 17,221 |
| | 株主資本 | 6,922 |
| | 資本金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | △ 3,078 |
| | その他利益剰余金 | △ 3,078 |
| | （うち当期純利益） | (5,810) |
| | 純資産合計 | 6,922 |
| | 負債・純資産合計 | 24,143 |

## 第53期決算公告

令和７年５月26日

埼玉県新座市野火止１丁目13番16―１号

**ゆたか磨材株式会社**

代表取締役　加藤　由光

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額（千円） |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 325,309 |
| | 固定資産 | 46,260 |
| | 資産合計 | 371,569 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 156,503 |
| | 固定負債 | 121,040 |
| | 負債合計 | 277,543 |
| | 株主資本 | 94,026 |
| | 資本金 | 20,000 |
| | 利益剰余金 | 74,026 |
| | 利益準備金 | 1,350 |
| | その他利益剰余金 | 72,676 |
| | （うち当期純利益） | (6,202) |
| | 純資産合計 | 94,026 |
| | 負債・純資産合計 | 371,569 |

## 吸収分割公告

近畿日本ツーリスト株式会社（以下「甲」といいます。）と株式会社近畿日本ツーリストブループラネット（以下「乙」といいます。）は、令和七年七月一日を効力発生日として、甲の事業のうち、訪日団体旅行事業の一部および訪日個人旅行のＷＥＢ販売事業（いずれも甲のグローバル営業支店が所管する事業）を乙が吸収分割承継会社とする会社分割を行うことにいたしましたので、公告します。

この会社分割に対し異議のある乙の債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、甲及び乙の最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

甲：最終貸借対照表の要旨は左記のとおりです

乙：http://www.knt.co.jp/gkoukoku/51/

令和七年五月二十六日

東京都新宿区西新宿二丁目六番一号

（甲）近畿日本ツーリスト株式会社

代表取締役　瓜生　修一

東京都江東区枝川一丁目九番四号

（乙）株式会社近畿日本ツーリスト

ブループラネット

代表取締役　古川　優子

## 甲の最終貸借対照表の要旨

令和７年５月26日　東京都新宿区西新宿二丁目６番１号

**近畿日本ツーリスト株式会社**

代表取締役　瓜生　修一

**貸借対照表の要旨**　（令和７年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 43,503,990 | 流動負債 | 26,558,612 |
| 固定資産 | 3,988,992 | 固定負債 | 664,388 |
| | | 株主資本 | 20,273,220 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 15,679,660 |
| | | 資本準備金 | 25,000 |
| | | その他資本剰余金 | 15,654,660 |
| | | 利益剰余金 | 4,493,560 |
| | | その他利益剰余金 | 4,493,560 |
| | | （うち当期純利益） | (3,002,372) |
| | | 評価・換算差額等 | △3,237 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △3,237 |
| 資産合計 | 47,492,983 | 負債・純資産合計 | 47,492,983 |

※記載金額は千円未満を切り捨てて表示しています。

## 第 53 期 決 算 公 告

令和７年５月26日

埼玉県川口市江戸三丁目22番11号

**埼玉プレス鍛造株式会社**

代表取締役　内海　達二

**貸借対照表の要旨**

（令和６年７月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 4,122,254,603 |
| | 固定資産 | 2,131,110,621 |
| | 合計 | 6,253,365,224 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 3,553,504,484 |
| | 固定負債 | 1,119,064,920 |
| | （うち退職給与引当金） | (68,380,245) |
| | 株主資本 | 1,499,438,400 |
| | 資本金 | 10,000,000 |
| | 利益剰余金 | 1,489,438,400 |
| | 利益準備金 | 10,000,000 |
| | その他利益剰余金 | 1,479,438,400 |
| | （うち当期純利益） | (420,593,636) |
| | 評価・換算差額等 | 81,357,420 |
| | その他有価証券評価差額金 | 81,357,420 |
| | 合計 | 6,253,365,224 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）左記のとおりです。

（乙）左記のとおりです。

令和七年五月二十六日

埼玉県川口市江戸三丁目二二番一一号

（甲）埼玉プレス鍛造株式会社

代表取締役　内海　達二

静岡県富士宮市山宮三五〇七番地の三六

（乙）株式会社アルファー静清

代表取締役　内海　達二

## 第 11 期 決 算 公 告

令和７年５月26日

静岡県富士宮市山宮3507番地の36

**株式会社アルファー静清**

代表取締役　内海　達二

**貸借対照表の要旨**

（令和６年12月31日現在）　（単位：円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 19,780,282 |
| | 固定資産 | 4,750,000 |
| | 繰延資産 | 1,187,501 |
| | 合計 | 25,717,783 |
| 負債純資産の部及び | 流動負債 | 131,721,336 |
| | 株主資本 | △106,003,553 |
| | 資本金 | 10,000,000 |
| | 利益剰余金 | △116,003,553 |
| | その他利益剰余金 | △116,003,553 |
| | （うち当期純損失） | (6,363,669) |
| | 合計 | 25,717,783 |

## 第 41 期 決 算 公 告

令和７年５月26日

東京都中央区日本橋二丁目４番１号

**株式会社アール・ティー・コーポレーション**

代表取締役　小美野　亮

**貸借対照表の要旨**

（令和７年２月28日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 2,550,759 |
| | 固定資産 | 5,821,277 |
| | 有形固定資産 | 4,737,169 |
| | 無形固定資産 | 12,275 |
| | 投資その他の資産 | 1,071,833 |
| | 資産合計 | 8,372,037 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 2,279,832 |
| | 固定負債 | 2,874,903 |
| | 退職給付引当金 | 327,258 |
| | 役員退職慰労引当金 | 14,500 |
| | その他 | 2,533,145 |
| | 負債合計 | 5,154,736 |
| | 株主資本 | 3,217,301 |
| | 資本金 | 470,000 |
| | 資本剰余金 | 100,000 |
| | 資本準備金 | 100,000 |
| | 利益剰余金 | 2,647,301 |
| | 利益準備金 | 32,400 |
| | その他利益剰余金 | 2,614,901 |
| | （うち当期純利益） | (188,318) |
| | 純資産合計 | 3,217,301 |
| | 負債・純資産合計 | 8,372,037 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

効力発生日は令和七年七月一日であり、甲の株主総会の承認決議は令和七年六月二十七日を予定しており、乙は会社法第七八四条第一項に基づき株主総会の承認決議を経ずに合併を決定しております。また、甲は乙の全株式を所有していますので、この合併による甲の新株式の発行及び資本金の額の増加はいたしません。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月二十六日

東京都港区虎ノ門三丁目五番一号

（甲）株式会社インテリジェントフォース

代表取締役　鈴木　泰介

東京都港区虎ノ門三丁目五番一号

（乙）株式会社ＫＩＧＡＩ

代表取締役　宮田　崇生

## 第２期決算公告

令和７年５月26日

東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

**株式会社ＫＩＧＡＩ**

代表取締役　宮田　崇生

**貸借対照表の要旨**（令和６年９月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 21,080 |
| | 資産合計 | 21,080 |
| 負債純資産の部及び | 流動負債 | 4,512 |
| | 株主資本 | 16,567 |
| | 資本金 | 3,000 |
| | 利益剰余金 | 13,567 |
| | その他利益剰余金 | 13,567 |
| | （うち当期純損失） | (1,250) |
| | 負債・純資産合計 | 21,080 |

## 第３期決算公告

令和７年５月26日

東京都港区虎ノ門三丁目５番１号

**株式会社インテリジェントフォース**

代表取締役　鈴木　泰介

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(千円) |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 279,566 |
| | 固定資産 | 39,826 |
| | 資産合計 | 319,392 |
| 負債純資産の部及び | 流動負債 | 108,124 |
| | 賞与引当金 | 656 |
| | その他 | 107,467 |
| | 固定負債 | 97,525 |
| | 株主資本 | 113,743 |
| | 資本金 | 20,900 |
| | 利益剰余金 | 179,329 |
| | その他利益剰余金 | 179,329 |
| | （うち当期純利益） | (42,584) |
| | 自己株式 | △86,486 |
| | 負債・純資産合計 | 319,392 |

## 第 55 期 決 算 公 告

令和７年５月26日

東京都渋谷区富ケ谷１丁目44番４号

**株式会社日本生物製剤**

代表取締役社長　林　泓　錫

**貸借対照表の要旨**

（令和６年12月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資の産部 | 流動資産 | 3,256,362 |
| | 固定資産 | 2,684,531 |
| | 資産合計 | 5,940,893 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 752,441 |
| | 賞与引当金 | 21,307 |
| | 売上割戻引当金 | 42,756 |
| | その他 | 688,378 |
| | 固定負債 | 1,708,673 |
| | 退職給付引当金 | 583,613 |
| | その他 | 1,125,060 |
| | 負債合計 | 2,461,115 |
| | 株主資本 | 3,479,688 |
| | 資本金 | 80,000 |
| | 資本剰余金 | 35,000 |
| | 資本準備金 | 25,000 |
| | その他資本剰余金 | 10,000 |
| | 利益剰余金 | 3,364,688 |
| | 利益準備金 | 4,100 |
| | その他利益剰余金 | 3,360,588 |
| | （うち当期純利益） | (270,029) |
| | 評価・換算差額等 | 90 |
| | その他有価証券評価差額金 | 90 |
| | 純資産合計 | 3,479,778 |
| | 負債・純資産合計 | 5,940,893 |

## 第５期決算公告

令和７年５月26日　東京都千代田区神田神保町三丁目29番地
**コクー株式会社**
代表取締役　入江　雄介

**貸借対照表の要旨**　（令和６年６月30日現在）　（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 585,989 | 流動負債 | 662,044 |
| 固定資産 | 214,367 | 固定負債 | 114,028 |
| 繰延資産 | 435 | 退職給付引当金 | 67,323 |
| | | 株主資本 | 24,695 |
| | | 資本金 | 49,952 |
| | | 資本剰余金 | 164,255 |
| | | 資本準備金 | 1,952 |
| | | その他資本剰余金 | 162,303 |
| | | 利益剰余金 | △189,511 |
| | | その他利益剰余金 | △189,511 |
| | | （うち当期純損失） | （189,511） |
| | | 新株予約権 | 24 |
| 資産合計 | 800,793 | 負債・純資産合計 | 800,793 |

**資本金及び準備金の額の減少公告**

当社は、資本金の額を二千八百四十五万七百六十円、資本準備金の額を五百四十五万七百六十円減少することにいたしました。

この決定に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は、左記のとおりです。

令和七年五月二十六日
東京都千代田区神田神保町三丁目二九番地
コクー株式会社
代表取締役　入江　雄介

---

**第１期決算公告**　令和７年５月26日
東京都文京区本郷三丁目６番６号
**株式会社テクノテックホールディング**
代表取締役　石田　昭夫

**貸借対照表の要旨**（令和６年６月30日現在）

| 科目 | | 金額(百万円) |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 39 |
| | 固定資産 | 1,046 |
| | 資産合計 | 1,085 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 93 |
| | 固定負債 | 531 |
| | 負債合計 | 624 |
| | 株主資本 | 461 |
| | 資本金 | 275 |
| | 資本準備金 | 274 |
| | 繰越利益剰余金 | △88 |
| | （うち当期純損失） | （88） |
| | 純資産合計 | 461 |
| | 負債・純資産合計 | 1,085 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

（甲）掲載紙　日刊工業新聞
掲載の日付　令和七年五月二十六日
（乙）掲載頁　三頁
左記のとおりです。
令和七年五月二十六日
東京都文京区本郷三丁目六番六号
（甲）株式会社テクノテック
代表取締役　渡邉　敦
東京都文京区本郷三丁目六番六号
（乙）株式会社テクノテックホールディング
代表取締役　石田　昭夫

**合併につき株券等提出公告**

当社は、株式会社テクノテックと合併して解散することにいたしましたので、当社の株券を所有する方は、株券提出日である令和七年六月三十日までに当社にご提出下さい。

令和七年五月二十六日
東京都文京区本郷三丁目六番六号
株式会社テクノテックホールディング
代表取締役　石田　昭夫

---

## 第１期決算公告

令和７年５月26日
兵庫県小野市天神町946番地の２
**株式会社ＬＩＡＩＳＯＮ**
代表取締役　福岡　優

**貸借対照表の要旨**
（令和６年５月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 6,111 |
| | 固定資産 | 2,120 |
| | 資産合計 | 8,232 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 6,648 |
| | 負債合計 | 6,648 |
| | 株主資本 | 1,583 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | 583 |
| | その他利益剰余金 | 583 |
| | （うち当期純利益） | （583） |
| | 純資産合計 | 1,583 |
| | 負債・純資産合計 | 8,232 |

**合併公告**

左記会社は合併して甲は乙及び丙の権利義務全部を承継して存続し、乙及び丙は解散することにいたしました。

効力発生日は、令和七年七月一日であり、甲、乙及び丙の各株主総会の承認決議（甲、乙及び丙ともに、会社法第三一九条第一項に基づく議決権を行使することができる株主全員の同意）は、いずれも令和七年五月八日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出ください。

なお、最終貸借対照表の要旨は次のとおりです。

令和七年五月二十六日
大阪市中央区南久宝寺町四丁目四番七号三階
（甲）株式会社ソレイユ
代表取締役　福岡　優
兵庫県小野市天神町九四六番地の二
（乙）株式会社ＬＩＡＩＳＯＮ
代表取締役　福岡　優
兵庫県小野市天神町九四六番地の二
（丙）株式会社ＬＩＮＫ
代表取締役　福岡　優

---

## 第３期決算公告

令和７年５月26日
兵庫県小野市天神町946番地の２
**株式会社ＬＩＮＫ**
代表取締役　福岡　優

**貸借対照表の要旨**
（令和６年９月30日現在）　（単位：千円）

| 科目 | | 金額 |
|---|---|---|
| 資産の部 | 流動資産 | 25,964 |
| | 固定資産 | 7,234 |
| | 資産合計 | 33,198 |
| 負債及び純資産の部 | 流動負債 | 22,460 |
| | 負債合計 | 22,460 |
| | 株主資本 | 10,738 |
| | 資本金 | 1,000 |
| | 利益剰余金 | 9,738 |
| | その他利益剰余金 | 9,738 |
| | （うち当期純利益） | （6,818） |
| | 純資産合計 | 10,738 |
| | 負債・純資産合計 | 33,198 |

## 第10期決算公告

令和７年５月26日
大阪市中央区南久宝寺町４丁目４番７号３階
**株式会社ソレイユ**
代表取締役　福岡　優

**貸借対照表の要旨**
（令和６年３月31日現在）　（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 72,197 | 流動負債 | 29,815 |
| 固定資産 | 58,675 | 固定負債 | 94,589 |
| | | 負債合計 | 124,404 |
| | | 株主資本 | 6,468 |
| | | 資本金 | 18,000 |
| | | 利益剰余金 | △ 8,531 |
| | | その他利益剰余金 | △ 8,531 |
| | | （うち当期純利益） | （986） |
| | | 自己株式 | △ 3,000 |
| | | 純資産合計 | 6,468 |
| 資産合計 | 130,873 | 負債・純資産合計 | 130,873 |

## 第 64 期 決 算 公 告

令和７年５月26日

富山県魚津市北鬼江616番地
**ビニフレーム工業株式会社**
代表取締役社長　熊倉　克一

**貸借対照表の要旨**（令和７年１月31日現在）（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 4,334 | 流動負債 | 1,754 |
| 固定資産 | 1,226 | 固定負債 | 204 |
| | | 株主資本 | 3,600 |
| | | 資本金 | 288 |
| | | 資本剰余金 | 27 |
| | | 資本準備金 | 27 |
| | | 利益剰余金 | 3,340 |
| | | 利益準備金 | 68 |
| | | その他利益剰余金 | 3,272 |
| | | （うち当期純利益） | (88) |
| | | 自己株式 | △56 |
| | | 評価・換算差額等 | 1 |
| 資産合計 | 5,560 | 負債・純資産合計 | 5,560 |

## 第 11 期 決 算 公 告

令和７年５月26日　　北九州市若松区響町一丁目94番地４
**株式会社響灘火力発電所**
代表取締役　六反田則幸

**貸借対照表の要旨**（令和７年２月28日現在）（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 10,970,412 | 流動負債 | 1,237,028 |
| 固定資産 | 11,941,279 | 賞与引当金 | 24,480 |
| | | 修繕引当金 | 246,600 |
| | | 株主資本 | 21,674,664 |
| | | 資本金 | 100,000 |
| | | 資本剰余金 | 47,000,000 |
| | | 資本準備金 | 23,549,975 |
| | | その他資本剰余金 | 23,450,025 |
| | | 利益剰余金 | △25,425,335 |
| | | その他利益剰余金 | △25,425,335 |
| | | （うち当期純損失） | (6,846,898) |
| 資産合計 | 22,911,692 | 負債・純資産合計 | 22,911,692 |

## 合併公告

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の要旨は下記のとおりです。

令和七年五月二十六日

横浜市港北区新吉田東三丁目一二番一号
コンフォート新吉田Ａ一〇一号室
（甲）株式会社京や不動産
代表取締役　浅利　栄司

横浜市港北区新吉田東三丁目一二番一号
コンフォート新吉田Ａ一〇一号室
（乙）株式会社ローラン
代表取締役　浅利　栄司

## 第 16 期 決 算 公 告

令和７年５月23日　　香川県観音寺市吉岡町262番地
**株式会社ヴィーネックス**
代表取締役社長　津村　　学

**貸借対照表の要旨**（令和７年３月31日現在）（単位：千円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 3,457,330 | 流動負債 | 608,198 |
| 固定資産 | 215,326 | （賞与引当金） | (49,806) |
| | | 固定負債 | 11,532 |
| | | （退職給付引当金） | (11,532) |
| | | 株主資本 | 3,052,925 |
| | | 資本金 | 310,000 |
| | | 資本剰余金 | 809,466 |
| | | 資本準備金 | 809,466 |
| | | 利益剰余金 | 1,933,459 |
| | | 利益準備金 | 70,700 |
| | | その他利益剰余金 | 1,862,759 |
| | | （うち当期純利益） | (33,985) |
| 資産合計 | 3,672,655 | 負債・純資産合計 | 3,672,655 |

## 令 和 5 年 度 決 算 公 告

令和７年５月26日

横浜市港北区新吉田東三丁目12番１号
コンフォート新吉田Ａ101号室
**株式会社京や不動産**
代表取締役　浅利　栄司

**貸 借 対 照 表 の 要 旨**
（令和６年６月30日現在）（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 1,705,680 | 流動負債 | 726,928 |
| 固定資産 | 1,860,345 | 固定負債 | 500,186 |
| 繰延資産 | 574 | 株主資本 | 2,339,485 |
| | | 資本金 | 315,600 |
| | | 資本剰余金 | 28,184 |
| | | 資本準備金 | 28,184 |
| | | 利益剰余金 | 1,995,701 |
| | | 利益準備金 | 39,000 |
| | | その他利益剰余金 | 1,956,701 |
| | | （うち当期純損失） | (80) |
| 資産合計 | 3,566,599 | 負債・純資産合計 | 3,566,599 |

## 令 和 5 年 度 決 算 公 告

令和７年５月26日

横浜市港北区新吉田東三丁目12番１号
コンフォート新吉田Ａ101号室
**株式会社ローラン**
代表取締役　浅利　栄司

**貸 借 対 照 表 の 要 旨**
（令和６年６月30日現在）（単位：千円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 流動資産 | 400,446 | 流動負債 | 444 |
| 固定資産 | 42,052 | 固定負債 | 170 |
| | | 株主資本 | 441,884 |
| | | 資本金 | 180,000 |
| | | 資本剰余金 | 18,100 |
| | | 資本準備金 | 18,100 |
| | | 利益剰余金 | 243,784 |
| | | 利益準備金 | 550,000 |
| | | その他利益剰余金 | △306,215 |
| | | （うち当期純損失） | (45,990) |
| 資産合計 | 442,498 | 負債・純資産合計 | 442,498 |

## 第 108 期 決 算 公 告

令和７年５月23日　　愛知県一宮市せんい二丁目３番13号
**モ リ リ ン 株 式 会 社**
代表取締役社長　森　　俊輔

**貸 借 対 照 表 の 要 旨**
（令和７年２月28日現在）（単位：百万円）

| 資産の部 | | 負債及び純資産の部 | |
|---|---|---|---|
| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
| 流動資産 | 37,675 | 流動負債 | 9,372 |
| 固定資産 | 21,126 | 固定負債 | 3,613 |
| 有形固定資産 | 7,162 | 負債合計 | 12,986 |
| 無形固定資産 | 460 | 株主資本 | 40,532 |
| 投資その他の資産 | 13,503 | 資本金 | 1,350 |
| | | 資本剰余金 | 14 |
| | | 利益剰余金 | 39,179 |
| | | 利益準備金 | 337 |
| | | その他利益剰余金 | 38,842 |
| | | 自己株式 | △ 12 |
| | | 評価・換算差額等 | 5,282 |
| | | その他有価証券評価差額金 | 5,406 |
| | | 繰延ヘッジ損益 | △ 123 |
| | | 純資産合計 | 45,814 |
| 資産合計 | 58,801 | 負債・純資産合計 | 58,801 |

**損 益 計 算 書 の 要 旨**
（自　令和６年３月１日　至　令和７年２月28日）（単位：百万円）

| 科目 | 金額 | 科目 | 金額 |
|---|---|---|---|
| 売上高 | 88,887 | 経常利益 | 5,894 |
| 売上原価 | 74,053 | 特別利益 | 199 |
| 売上総利益 | 14,834 | 特別損失 | 48 |
| 販売費及び一般管理費 | 9,851 | 税引前当期純利益 | 6,045 |
| 営業利益 | 4,982 | 法人税、住民税及び事業税 | 827 |
| 営業外収益 | 964 | 法人税等調整額 | 898 |
| 営業外費用 | 52 | 当期純利益 | 4,320 |